

四日市看護医療大学大学院看護医療学研究科臨床検査学専攻（修士課程）

設置の趣旨等を記載した書類 目次

1. 設置の趣旨及び必要性	・・・・・・・・ p.2
2. 修士課程までの構想か，又は，博士課程の設置を目指した構想か	・・・・・・・・ p.8
3. 研究科，専攻等の名称及び学位の名称	・・・・・・・・ p.9
4. 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）	・・・・・・・・ p.10
5. 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件	・・・・・・・・ p.15
6. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係	・・・・・・・・ p.21
7. 多様なメディアを高度に利用して，授業を教室以外の場所で履修させる場合	p.21
8. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	・・・・・・・・ p.22
9. 入学者選抜の概要	・・・・・・・・ p.24
10. 教員組織の編成の考え方及び特色	・・・・・・・・ p.28
11. 研究の実施についての考え方，体制，取組	・・・・・・・・ p.29
12. 施設・設備等の整備計画	・・・・・・・・ p.29
13. 管理運営及び事務組織	・・・・・・・・ p.33
14. 自己点検・評価	・・・・・・・・ p.35
15. 情報の公表	・・・・・・・・ p.36
16. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	・・・・・・・・ p.42
添付資料	・・・・・・・・ p.45

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 四日市看護医療大学大学院の沿革

四日市看護医療大学（以下、「本学」という。）は、平成 19（2007）年 4 月、学校法人暁学園によって学園綱領「人間たれ」の精神のもと設立された大学である。高度な専門性と豊かで温かい人間性をもった保健師・助産師・看護師の育成をめざし、学校法人暁学園と四日市市、市立四日市病院との公私協力方式により四日市看護医療大学が開学し、平成 23（2011）年には同大学院看護学研究科も開設した。現在、本学は 1 学部（看護医療学部）2 学科（看護学科、臨床検査学科）及び大学院 1 研究科 1 専攻（看護学専攻・修士課程）により構成されている。本学は、「四日市看護医療」大学という名称が示しているように、当初から、看護学の分野だけではなく、医療科学の分野、とりわけ臨床検査技師の養成にも取り組みたいという意志を持っており、令和 2 年（2020 年）4 月看護医療学部に臨床検査学科を開設することができた。しかしながら、近年の少子高齢社会の進展、医療の急速な高度化に伴い、最新の知見を常に取り入れながら臨床検査のあり方や人々が求める医療ニーズについて考え、高度な臨床検査の実践者として行動、または教育者として臨床検査技師の養成、あるいは研究者として臨床検査の発展に貢献できる人材育成を求める声が高まりを見せている。その結果、開設 4 年目を迎える令和 6 年（2024 年）4 月、既設の看護学科、大学院看護学研究科と同一キャンパス（三重県四日市市萱生町 1200 番地）内に臨床検査学専攻を創設する決意に至った（看護学研究科は看護医療学研究科と名称変更し、看護学専攻との 2 専攻体制とする予定）。

(2) 臨床検査学専攻（修士課程）設置の必要性

1) 臨床現場における必要性

平成 26（2014）年 6 月、通常国会において「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、臨床検査技師法の一部が改訂され、採血業務の他、診療の補助としての検体採取（鼻腔拭い液採取、鼻腔吸引、体表及び口腔粘膜採取、糞便採取）を業として行うことが可能になり、養成校でのカリキュラムにも加わった。平成 22（2010）年から「チーム医療推進方策検討 WG」（厚生労働省医政局）により臨床検査技師のチーム医療における重要性、必要性が議論され法改正につながっている。検査室業務を中心とした「受動型」から患者を中心とした「能動型」に業務内容もシフトしてきている。このことは既に学部教育に取り入れられており、臨床検査技師の臨床現場における必要性が高まっている。また平成 26（2014）年から「検査説明・相談ができる臨床検査技師育成講習会」も一般社団法人日本臨床衛生検査技士会主導の下、全国展開されており、接遇・患者心理・病態管理のための R-CPC 研修などが行われている。臨床検査技師教育もさらに発展させた形で取り組むべき状況になっている。

平成 31（2019）年 3 月 31 日、一般社団法人日本臨床衛生検査技士会の臨床検査技師あり方推進ワーキンググループがまとめた「将来へ向けての臨床検査技師のあり方」～提言～では臨床検査技師が将来へ向けて対応すべき三つのテーマを挙げてい

る。**【資料1】**

①科学技術の急速な進歩に伴い「人工知能（AI）」を内蔵した医療機器、検査機器の開発が進む中、臨床検査技師がその特性や欠点を理解し、より良い医療の提供を目指す体制を構築することである。2040年には団魂ジュニア世代が高齢者となり、ピーク時には65歳以上が約4,000万人に達する超高齢化社会に突入するが、一方で労働現役世代は減少の一途をたどる。AIを活用することで人手不足解消に大きな期待が寄せられているが、有効に機能させるためにはベースとなる様々な医療情報の精度・品質の確保も重要であり、そういった役割は臨床検査技師が担うことになるとしている。**【資料2】**

②超高齢社会に生きる我々にとって予防医学が重要性を増す中、臨床検査技師がサクセスフル・エイジング（幸せに、より良く老いる）のモデルならびにシステム構築に取り組むことである。予防医学には、一次予防（疾病の予防。健康への啓発、健康増進、特殊予防（教育、予防接種など）、二次予防（重症化の防止。疾病の早期発見と早期措置、適切な医療と診療対策（健康診断など））、さらに三次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図ること）があるが、これらを合わせた総合健診システム構築には、臨床検査値と当疾病・病態との関連性を発見する専門家として臨床検査技師が果たすべき役割は大きい。またそのような総合健診システムが実現した場合、臨床検査技師はAIを活用しながら膨大な受診者データを解析し、医師による早期の疾病発見や治療経過の観察、合併症の防止に貢献しようとしている。**【資料3】**

③臨床検査技師が治験コーディネーター（CRC）やPOCコーディネーターに加え、生活指導、予防医学に関連する領域においても幅広くコーディネーターとして関わることである。コーディネーターとして期待される具体的な領域としては以下のようものが挙げられる。**【資料4】**

- 検体検査の精度の確保に関する医療法等の一部改正に伴い、臨床検査技師が作業手順書や日誌・台帳の作成・運用管理を任されるなど法改正への体制整備において、検査室が管理する領域を超え、施設全体の検体検査に関連する運営・管理のコーディネートができる。
- 臨床検査技師は、がんゲノム医療の実用化に必要な医療従事者として、がんのゲノム医療に関する遺伝子関連検査に精通し、患者・家族への説明、多職種との連携、意思決定支援等を担うことができ、がんゲノム医療コーディネーター業務が可能。平成30（2018）年より厚生労働省主導で人材の育成が進められており、臨床検査技師をはじめ看護師、薬剤師が対象職種となり、がんゲノム医療中核拠点病院やがんゲノム医療連携病院に配置が求められている。業務内容の多くの部分は臨床検査技師の専門性が発揮できる遺伝子関連検査に関するものであり、多くの臨床検査技師の関与が望まれる。
- 各医療職種の役割分担をコーディネート、たとえば多職種業務推進コーディネーター（仮称）である。働き方改革の検討の中で、医師・看護師の負担軽減を目的とする医療職の働き方や仕事の割り振りを臨床検査技師がコーディネートすることも十分に可能である。診療放射線技師や病院薬剤師と比較し、臨床検査技師は

医療・疾病に関連する豊富な知識と技術を活用することにより、患者・病院双方に有益となる。

- 臨床検査技師は、現状のレベルにおいて一定以上の検査データ管理が可能である。また、検査領域を超え、医療事故防止・削減に向けて、病院・施設全体のロジック構築に有効なツールをコーディネートできる力がある。検体検査のデータ解析において、設定された解析ロジックに基づき、臨床検査システムから受信した検査オーダー・検査結果をリアルタイム自動解析する診断支援において、検査ロジックに従ってフォローすることで、臨床検査技師は今後さらなる進化ができる。
- 在宅医療において、検体採取や POCT 検体検査、ポータブル超音波、心電図なども使いこなせる臨床検査技師は、どのような医療スタッフをどの患者宅に派遣することで、よりよい医療を提供できるのかをコーディネートすることが可能となる。在宅医療において診療の効率化、医師の業務軽減、看護師や関連するメディカルスタッフが単独で在宅を訪問するシステムが一般化するところに臨床検査技師も含まれることによりコーディネーターの役割を發揮し在宅での活躍が期待される。

なお在宅医療については、一般社団法人日本臨床衛生検査技士会の在宅業務推進ワーキンググループが令和 3（2021）年 3 月 31 日に、「臨床検査技師による在宅医療推進のための提言書」にて次のように述べている。**【資料 5】**

我が国の医療はこれまでの「病院完結型」から「地域完結型」に移行する中、2025 年度は 1 日 29 万人の在宅医療等提供者が見込まれ、医師、歯科医師、看護師の他、臨床検査技師を含む医療福祉従事者が違いの専門性を生かしながらチームとなって患者や家族をサポートしていく体制構築が必要となる。今後、在宅医療で臨床検査技師が十分な役割を果たしていく上で、次のような点を推進していくことが重要としている。

- 臨床検査技師の在宅医療へ対しての理解（臨床検査技師が訪問検査に従事できるような新たな仕組みを作り上げること）
- 各施設内での調整（チーム医療を機能させるため情報共有を円滑に行うこと）
- 臨床検査技師のスキルの向上（病院内とは違った環境・状況下での方法論の取得すること）
- 成功事例の共有（在宅医療を実践する臨床検査技師の知見を共有し、同様事例を拡大すること）
- 他職種からの提言（医療職だけでなく介護職・福祉職等との情報共有と理解を深めること）
- 教育分野からの提言（指導教員自らが他職種連携、在宅医療の知見を深める必要があること）

また、令和 3（2021）年 10 月より「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の成立によりタスク・シフト/シェアとして「静脈路確保」など 10 行為が厚生労働省指定講習会受講を条件とし認められた（指定規則新カリキュラムで対応）。検体採取業務拡大、タスク・シフトによる

業務拡大などは、在宅医療現場への臨床検査技師の参画も目的としており、より高度な専門知識が必要となってくる。

以上のように臨床検査技師は従来の役割に留まらず、病院・在宅を含む幅広い現場での活躍が期待されるが、その実現のためには知識のみならず、他職種と連携しながらその仕組みを考え制度化することができる、高いコミュニケーションと臨床検査に対する高い知見を有する高度専門職業人としての臨床検査技師が必要となる。

2) 臨床検査技師養成所における必要性

従来、臨床検査技師の主要な業務の場は検査室内での測定業務が中心であり、日々検査室へ提出される多量の検体を迅速に測定し、精度の高い検査結果を報告することに多くの労力を投入してきた。しかしながら、2025年問題をはじめ医療ニーズの増大と多様化、チーム医療推進による業務拡大などを背景に、臨床検査技師としての役割や知識も変化しこれまで以上に質の向上が求められ、また医療職種の一員としてチーム医療への参画が不可欠となった。このようなニーズに対応するため、臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省・厚生労働省令第4号）が令和3（2021）年10月14日に公布され、指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しが行われた。**【資料6】**

具体的には総単位数が95単位から102単位以上と大幅に増え（専門分野の単位数60単位が67単位に変更）、多様化する保健・医療・福祉・介護等のニーズに対応する教育内容が追加された。一つ目に病態学（臨床病態学から名称変更）が6単位から7単位になり、各種疾病の病態を体系的に学び、疾病と臨床検査との関わりについて理解するとともに各種検査データから、患者の病態を把握、評価し、適切な検査データを提供することにより、医療チームの一員として臨床に対して支援する能力を養うことが求められるようになった。加えて臨地実習が7単位から12単位に増え、臨床現場における実践を通じて、救急、病棟、在宅等や健診、衛生検査所等での役割と業務、施設内のチーム（栄養サポートチーム、糖尿病療養指導チーム、感染制御チーム、抗菌薬適正使用支援チーム等）の役割と実施内容を理解することが必修化された。**【資料7】**

以上の改正は時代の要請に応えるものであるが、一方でその実現性について危惧する声もある。先の一般社団法人日本臨床衛生検査技士会の在宅業務推進ワーキンググループが令和3（2021）年3月31日に出した「臨床検査技師による在宅医療推進のための提言書」でも触れたが、教育現場からは指導教員自身が他職種連携、在宅医療の知識が不足しており、十分な教育効果が見込めない可能性を指摘している。このような課題を解決するため、教員または教員を目指す者自らが、臨床検査技師として必要な知見を高める場として、本学は臨床検査学専攻修士課程設置の必要性を認識している。

3) 研究者養成の必要性

以上のような状況から、臨床検査技師は従来にも増して質の向上が必要とされているが、加えて新たな検査法の開発についても重要性が高まっている。例えば、在宅に

おいての検体採取技術、前述の小型 POCT 装置の導入など急務となっており、新しい技術開発を目的とした研究も進める必要がある。また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大における、PCR 検査、抗原検査、さらにはワクチン接種の有効性を確認するための抗体検査など、より簡便に、また高感度での検査が望まれる。新型コロナウイルス感染症だけでなく、更なるウイルス、病気に対し、予防医学の観点からの的確でより発展的な検査が必須とされ、新たな検査法開発は急務であると考え。また、タスク・シフトにより追加される項目は生体検査領域が主であり、この領域においても発展的な検査・研究が必要となる。また検査データを的確に判断し、病態を正確に把握する検査データ解析を主とする知識・技能・研究も必要になる。検査データを複合的に解析する能力は初期の病変を発見することにもつながる。統計的に解析することができれば定期健診データの推移から新たな病気を見つけることも可能になる。このような点を踏まえると、より発展的な観点から新たな臨床検査技術の研究を行い、その普及に寄与できる研究者が必要となることは論を待たない。

4) 地域における必要性

本学が立地する三重県ならびに東海地方には現在、臨床検査学専攻を置く大学院は存在しない。臨床検査技師養成所の科目承認校として学部等を設置し、大学院についても保健学、保健医療学等の専攻内に臨床検査学コース・領域等を置くケースが見られるのみである。そもそも本学の看護医療学部臨床検査学科は科目承認校ではなく、指定校として設置した。その理由は単に科目を履修し国家試験合格を目指すことに留まらず、臨地実習に力を入れ、臨床検査技師としての専門性や医療従事者としての倫理観を養うために指定校としての設置が必要と認識したからである。臨床検査学専攻設置についても臨床・教育・研究の観点から臨床検査学としての専門性を追求する大学院が、東海地方にも必要不可欠と確信する。

なお、本大学院への臨床検査学専攻設置計画に対しては、地元の四日市市、市立四日市病院をはじめ、三重県や愛知県、岐阜県、静岡県各県の臨床検査技師会からも設置要望書や協力表明書が出されている。【資料 8】

5) 教育研究上の目的及び養成する人材像

①養成する人材像

既設本学大学院の実績を更に発展させるため、大学院看護学研究科（現在の名称）を改め、医療技術分野におけるより高度で専門的な看護医療学の知識・技術や指導力を備え、教育研究機関と医療現場による調査・研究等を推進することができるコーディネーター能力を有する医療従事者を養成する大学院看護医療学研究科（変更後の名称）を設置し、臨床検査学分野における高度な専門職業人、教育者、研究者の養成を目的とする臨床検査学専攻（修士課程）を設置する計画に至った。

臨床検査学専攻（修士課程）では、社会的に必要性が高まっている臨床検査学の専門知識を有し、臨床検査教育にも貢献でき、広い視野と柔軟な思考力・想像力を持ち、臨床検査学の新たな開拓と進展に貢献できる臨床検査学教育・研究能力を有する人材を養成する。さらに、進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創

造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有し、リーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献でき、人々の生活改善に直結する質の高い医療を提供するために、高度な倫理観をもち、高度な専門知識・技術を有する臨床検査実践者となる人材を目指す。

②学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本大学院修士課程を修了するまでに、修士（臨床検査学専攻）の学生が身につけるべき能力をディプロマ・ポリシーとして次のとおり策定した。

本大学院修士課程に2年以上在籍し、共通科目、専門科目及び特別研究を合わせて30単位以上を履修、修得することが必要である。

所定の単位を取得し、深い科学的知識と高い研究能力・実践能力を有する者に修士（臨床検査学）の学位を授与する。そのためには、以下の学修成果をあげることが求められる。

1. 臨床検査学の高度な知識と研究手法を体得し、臨床検査の質向上に向けた研究を遂行することができる。
2. 専門職業人として医療に対する幅広い知識と技能を駆使し、高度な臨床検査を実践できる。
3. 健康に対する社会的ニーズを認識するとともに、グローバルな視野を持ち、科学的根拠に基づき、自ら考え、判断し、課題解決に向けて対応することができる。
4. 臨床検査技師の役割を探究し、臨床検査学分野の高度な実践者、教育者及び研究者として社会に対して責任を果たし、貢献できる。
5. 自ら積極的に臨床検査学の課題を探究し、主体的に解決しようとする能力と研究的視点を備え、科学的探究心を持ちながら継続的に研究を遂行できる。

③教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

上記1から5までのディプロマ・ポリシーを遂行するにあたり、教育課程編成・実施の方針を以下のように策定した。

本専攻では、臨床検査学分野の高度な実践者、教育者及び研究者を育成することを目標としている。そのため、カリキュラムは臨床検査学のみならず広く医療に関して学ぶ「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」からなり、次のように教育課程を編成している。

1. 「共通科目」は広く医療・臨床検査に関する能力を身につけた上で、目的に応じた教育・研究者として不可欠な科学的思考の基盤を身につけることができるようカリキュラムを編成する。
2. 「専門科目」として、病態の検査解析について感染防御を含め、起因となる微生物、生体物質から探究する「病因解析学分野」と病態の検査解析について生体機能、病理学的視点から探究する「病態機能検査学分野」の二分野から構成し、

両方の分野から科目を履修し、目的に応じた専門性を身につけることができるようカリキュラムを編成する。

3. 「研究指導科目」として「特別研究Ⅰ」では研究課題に関する情報収集、論文検索を行い、「特別研究Ⅱ」では研究課題に対する基礎的研究を進め表現力も合わせて身につける。「特別研究Ⅲ」では修得した知識・技術を駆使し研究を遂行し論文作成研究発表を行う。中間発表会も実施し、評価結果に応じ指導方法の改善を図る。研究への初歩的アプローチから修士論文の完成まで、研究プロセスを段階的に学んでいくことができるよう、専攻全体で指導体制をとるものとする。
4. 成績評価は客観性及び厳格性を担保するため、各科目のシラバスに明記された評価基準に基づき厳格に行い、成績評価の方法と基準を用いて多面的・総合的に評価する。

④入学者受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

本専攻の教育理念、目的、特色に応じて受験生に求める能力、適性について以下のように策定した。

本専攻では、専門性の高い臨床検査学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲を持つ次のような入学者を求めています。

1. 臨床検査学専攻の教育を受けるために必要な医療の知識や技術を有する者。
2. 高度専門職業人または教育・研究者として、臨床検査学のみならず広く医療の発展に貢献する意欲を有する者。
3. 臨床検査学や医療に対する高い追究心を持ち、主体的な学修及び自己啓発に積極的である者。

【資料9】 3つのポリシー相関図

【資料10】 カリキュラムツリー

【資料11】 カリキュラムマップ

【資料12】 教育課程等の概要

2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本学では、臨床検査学専攻（修士課程）の完成後に博士課程設置を検討している。博士課程の設置後には、修士課程から博士課程前期・後期とし、継続的に研究課題の考究できる機会を提供することを構想している。

3. 研究科，専攻の名称及び学位の名称

本研究科では、「確かな倫理観と幅広い教養、豊かな人間性を備え、医療現場で活躍しうる高度かつ実践的な専門知識と専門技術の修得により、科学的根拠に基づく臨床検査の知識や技術を通じてチーム医療・多職種連携を担い、医学・医療の進歩・発展に貢献するとともに、地域住民の医療と健康を支えることのできる高度な専門職業人の臨床検査技師の養成及び研究者としての基本的な能力を培うこと」を目的として修士課程の教育を行う。

したがって、保健医療の分野において臨床検査を担う専門医療人を育成するとともに、臨床検査医学の発展に寄与するべく教育研究をおこなうことを簡潔平易にあらわす名称として、研究科の名称を「看護医療学研究科」（英訳名称：The Graduate School of Nursing and Medical Care）とする。

また、研究科に設置する専攻は、臨床検査学分野において高度な知識・技術を持つ実践者、教育者及び研究者を養成するため、専攻名を「臨床検査学専攻（修士課程）」（英訳名称：Master's Program in Medical Technology）とする。

なお、現時点での本大学院看護学研究科には「看護学専攻」が置かれているが、さらに臨床検査学を対象学問分野とする「臨床検査学専攻」を設置し、看護医療分野における研究・開発に取り組むための教育・研究を行うことを目指す。本専攻の到達目標は「臨床検査を担うことのできる人材として高度な専門的知識・技術に加え、科学的な論理的思考力・判断力等を身につけ、高度な学術研究を基盤として、研究活動を行う基礎的な能力を修得すること」である。

よって、本研究科本専攻の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び修了要件を満たした者に対して授与する学位の名称は、その教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育課程及び教育研究内容から「修士（臨床検査学）」（英訳名称：Master of Medical Technology）とする。

（1）研究科の名称及び英訳名称

看護医療学研究科

The Graduate School of Nursing and Medical Care

（2）専攻の名称及び英訳名称

臨床検査学専攻（修士課程）

Master's Program in Medical Technology

（3）学位の名称及び英訳名称

修士（臨床検査学）

Master of Medical Technology

4. 教育課程の編成の考え方及び特色教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）

（1）教育課程の基本構成と方針

本研究科修士課程は、本学の設置母体である暁学園の、人・学問・美を愛する「人間たれ」の学園綱領（建学精神）を理念とし、生命の尊厳と深い人間理解に基づいた高度医療実践能力を培い、看護医療分野でリーダーシップを担う高度専門職業人並びに高度な専門知識を備えた教育・研究者を養成することを目標とする。

看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び臨床検査学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

基盤となる本学臨床検査学科が掲げる「養成する人材像」及び「臨床検査学科の特色」の趣旨を実現するため、また、学生が主体的に学修に取り組むことができるよう効果的な教育方法として以下のような体制をとっている。

■ 看護学科との連携教育

質の高い医療を提供するためには他職種と連携したチーム医療が必要不可欠となっている。その一つに在宅医療への参画があり、他の医療職の領域も含めた広範な視点からチームで目標を共有し、実践する能力を育成する。

■ 課題探究・問題解決能力を養う教育

遭遇する多種多様な問題を解決するには論理的・総合的な判断能力が必要である。臨床現場や在宅医療の場などでの問題点に対して、自ら答えを導き出す能力を養い、その答えが間違っていたとしてもそのプロセスを重視し、掘り下げて考える力を身につけた課題探究能力を育成する。

1) カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）

本専攻では、臨床検査学分野の高度な実践者、教育者及び研究者を育成するために修士課程を置く。そのため、カリキュラムは臨床検査学のみならず広く医療に関する科目から構成する「共通科目」、各専門分野において深い専門性を学ぶ「専門科目」及び研究指導科目である「特別研究」からなり、次のように教育課程を編成している。

【資料9】 3つのポリシー相関図

【資料10】 カリキュラムツリー

【資料11】 カリキュラムマップ

【資料12】 教育課程等の概要

2) 各科目区分の編成と特徴について

本専攻ではカリキュラム・ポリシーに則り、次のようにカリキュラムを編成する。

- ①「共通科目」は広く医療・臨床検査に関する能力を身につけた上で、目的に応じた教育・研究者として不可欠な科学的思考の基盤を身につけることができるようカリキュ

ラムを編成する。

- ②「専門科目」として、病態の検査解析について感染防御を含め、起因となる微生物、生体物質から探求する「病因解析学分野」と病態の検査解析について生体機能、病理学的視点から探求する「病態機能検査学分野」の2分野から構成し、分野別の特論科目と演習科目から構成される。両方の分野から科目を履修し、目的に応じた専門性を身につけることができるようカリキュラムを編成する。
- ③「研究指導科目」として「特別研究Ⅰ」では研究課題に関する情報収集、論文検索を行い、「特別研究Ⅱ」では研究課題に対する基礎的研究を進め表現力も合わせて身につける。「特別研究Ⅲ」では修得した知識・技術を駆使し研究を遂行し論文作成研究発表を行う。中間発表会も実施し、評価結果に応じ指導方法の改善を図る。研究への初歩的アプローチから修士論文の完成まで、研究プロセスを段階的に学んでいくことができるように、専攻全体で指導体制をとるものとする。
- ④成績評価は客観性及び厳格性を確保するために、それぞれのシラバスに記載された明確な評価基準に基づき厳格に行い、成績評価の方法と基準を用いて多面的・総合的に評価する。
- ⑤「共通科目」から必須8単位を含め14単位以上、「専門科目」から8単位以上（同名の特論科目と演習科目を選択）、「特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」8単位（必修）の合計30単位以上を修得する。

【資料12】教育課程等の概要

臨床検査学専攻（修士課程）が掲げる「養成する人材像」の趣旨を実現するために、本専攻の教育課程は「共通科目」「専門科目」「特別研究」と順次体系的に構成されている。この構成は医療に携わる専門職の養成に有効なプログラムを提供するのみならず、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成20（2008）年）で述べられている「学士課程教育」を踏まえ、その上に位置付けられる修士課程として、専門的知識・理解、汎用的技能、態度・志向性など統合的な学修経験と創造的思考力を育むように編成されている。

したがって、臨床検査学専攻（修士課程）では、学位（修士）授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を実現するため、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、以下の通りカリキュラムを編成する。

- ①共通科目は、必須科目として「生命・医療倫理学」「チーム医療論」「検査研究演習」「在宅医療論」を設け、選択科目として「医療情報管理学」「保健医療福祉論」「先端医療論」「食理学」「医療英語」は、目的に応じた教育・研究者として不可欠な科学的思考の基盤を身につけることができるように個々の学生の必要性に合わせて履修できるように配置している。
- ②専門科目は、「病因解析学分野」「病態機能検査学分野」の二分野から構成し、両方の分野から科目を履修し、目的に応じた専門性を身につけることができるようカリキュラムを配置している。
- ③修士論文作成のための研究指導科目として「特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」がある。実施にあたっては研究計画発表会および中間発表会も実施し、修得した知識・技術を駆使し研

究を遂行し論文作成研究発表を行う。研究への初歩的アプローチから修士論文の完成まで、研究プロセスを段階的に学んでいくことができるように、専攻全体で指導体制をとるものとする。

(2) 共通科目の編成の考え方と特色

本専攻では、「生命・医療倫理学」「チーム医療論」「在宅医療論」「検査研究演習」の共通科目（必須）区分によって構成される。

必修 4 科目は、本専攻設置の目的の一つであり研究のコアとなる「在宅医療論」、臨床検査技師としてだけでなく広く医療技術分野の総括的な知識を修得するための「チーム医療論」、研究の遂行に必要な知識・技術の概要について学ぶ「検査研究演習」、職種連携に必要な円滑に業務を遂行するための高度なコミュニケーション能力並びに自己の専門性の上に医療技術学分野で活躍するために必要な高い倫理性と豊かな人間性を身につけるための「生命・医療倫理学」を配置する。

選択 5 科目は、医療現場における情報の活用について学ぶ「医療情報管理学」、患者に対し安全な医療を提供するための「保健医療福祉論」、感染症の診断やがん治療に広く応用されつつある遺伝子検査、新規医療機器や先進医療などについて学ぶ「先端医療論」などを配置する。医療を推進するリーダーとしての遂行能力を身につけるべく不可欠な科学的思考の基盤をはじめ安全管理や医療制度等の知識・技術を修得する。

1) 生命・医療倫理学

科目区分では、人と人との関係において他者を理解する事、すなわち人の心の様相を理解することの意味を学ぶ。また人と社会の結びつきについて学修することで、社会の中で生きていく人のあるべき姿を考える。そのため、「生命・医療倫理学」を必修科目とし、共通科目に配置した。人の尊厳を幅広く理解し、医療に携わる上で必要な倫理的判断力を育む。

2) チーム医療論

科目区分では、「チーム医療論」を必修科目として配置し、医療の分野に深く関る包括的チーム医療への社会的対応について学修する。

また「チーム医療論」は、令和 2（2020）年度の本学看護学科カリキュラム改正により「チーム医療演習 I（Early exposure）」「チーム医療演習 II（実践）」として臨床検査学科と看護学科との両学科合同で実施されているものを基盤としている。これらの科目は、医療の現場でチームとして協働するために必要とされる資質や素養を更に身につけるために必修共通科目とした。

3) 在宅医療論

科目区分では、「在宅医療論」を必修科目として配置し、医療・介護の分野に深く関る包括的チーム医療での臨床検査技師の役割及び業務など社会的対応について学修する。

4) 検査研究演習

科目区分では、「検査研究演習」を必修科目として配置し、医療技術分野に係る総論、研究方法論を学修する。それぞれの先端技術・方法論を理解することで、学生が専門とする研究への応用に結びつける。広く医療技術分野に関連する課題について理論面の構築と高度な専門知識・技術を修得することで、幅広い領域の知識を学修する。

5) その他の共通科目

その他の共通科目では、物事の相互関係を正しく理解し分析できる力、また得られたデータから推論によって仮説を出し、それを検証していくという科学的思考力を培う。初年次教育として位置づける「選択科目」として「医療情報管理学」「保健医療福祉論」「先端医療論」「食理学」「医療英語」は目的に応じた教育・研究者として個々の学生の必要性に合わせて履修できるように配置している。

「医療情報管理学」は、学部段階から大学院での学修へのスムーズな移行と、大学院で学ぶ内容への動機付けを行なうとともに、医療従事者としての心構えや科学的思考の基礎を築く。また、現代医療の進歩により我々が直面する問題について考察を深める「保健医療福祉論」・「先端医療論」も医療人として学修すべき科目であると考え、共通科目に選択区分として導入した。「食理学」・「医療英語」は、学部教育での学習内容に不安を抱く学生が専門分野へスムーズに進めるよう配置した。生化学、薬理学および生理学の相互の関係を再履修する「食理学」、医療英語とりわけ医学論文を英文で読解し、ディスカッションするための「医療英語」は、学部での基礎科目に含まれるため、大学院研究に必要な高度な学修を行う。

これらにより、医療を行う上で必要な確かな倫理観と豊かな人間性、そして柔軟かつ創造力豊かな知性及び問題解決能力の基盤を形成するとともに独創的な研究活動を実現することが可能な人材を育成する。

(3) 専門科目の編成の考え方と特色

専門科目の「病因解析学分野」・「病態機能検査学分野」については、両方の分野から科目を履修し、目的に応じた専門性を身につけることができるようカリキュラムを編成し、以下のとおり考える。

1) 病因解析学分野

病態の解析を生体物質から探る領域とし、感染防御を視野に入れた感染症起因菌の取扱いや、最新の検査法について探求する。微生物検査学、生体の代謝に関連する生化学検査等を中心とする病因を解析するための検査法・分析技術・解析法・研究状況について学修する。

「産業衛生学特論」「産業衛生学演習」では公衆衛生学を基に、産業衛生の現場で発生している健康障害などを理解し、作業環境測定を中心に生物学的モニタリングをはじめとする作業環境測定技術を学修し、働く人々の健康問題を解決する実践力を養う。

「病原因子検査学特論」「病原因子検査学演習」では、病原微生物の拡散の機序とその原因物質について理解し、その検出方法を学修し討議することで、現場での問題解決につながる実践力を養う。

「生体防御検査学特論」「生体防御検査学演習」では、病原微生物の拡散の機序とその挙動を監視する薬理的・免疫学的方法を教授し討議することで、現場での問題解決につながる実践力を養う。

「生物化学検査学特論」「生物化学検査学演習」では、臨床検査で用いられる計測法や分析法について学修し、共存物質や環境等の影響因子を踏まえたうえで、適切な分析法の選択や新しい分析法の可能性について討議・検討する。

「遺伝子検査学特論」「遺伝子検査学演習」では、基礎生物学、分子生物学、遺伝子検査学に関する知識を基盤に、最新医療技術を用いた遺伝子関連検査等の医療技術について学修する。すなわち、近年の遺伝子検査技術の発展は、基礎研究を基盤として臨床への応用が行われていることを明確に学修し、臨床検査分野への導入が進んでいる現在、検査倫理を含めた適切な検査法について討議・検討する。

2) 病態機能検査学分野

病態の解析を生体機能から探る領域とし、生理機能および病理学的視点から主に電気生理・血液・組織・食品機能を探求する。具体的には、脳、神経系、消化管、循環器、呼吸器等の生理機能、病態およびそれらに及ぼす食理作用や血液病態に基づく検査法・解析法について学修する。

「生体機能検査学特論」「生体機能検査学演習」では、臓器別・方法論別に主に電気生理機能検査、生理心理検査について詳しく学び、最新の知見と将来的な可能性についても検討する。

「病態解析検査学特論」「病態解析検査学演習」では、脳、神経系関連の疾患の病因・病態を理解し、食品成分の中枢神経系への関わりなどを含めた新しい検査・診断法について討議・検討する。

「病理病態検査学特論」「病理病態検査学演習」では、主に中枢神経系疾患の病因・病態を理解し、最新の病理学的手法を用いた検査・診断法について討議・検討する。

「在宅医療研究特論」「在宅医療研究演習」では、在宅医療に関与するための臨床検査技師の取り組みについて、POCT (Point of Care Testing) 検査機器の研究開発や血液疾患に由来する疾病などについて討議・検討する。

(4) 研究科目の編成の考え方と特色

研究指導科目では、学生の研究領域に係る研究の計画立案から、課題について計画的に研究を推進し、その研究成果を修士論文としてまとめる。

医療技術学の研究企画においては、学生が希望する専門性と関連が深い研究テーマを研究指導教員の専門研究領域の中から選定する。

研究指導科目として「特別研究Ⅰ」では、研究企画で選定した研究テーマについて研究計画を立案し、研究課題に関する情報収集、論文検索を行う。「特別研究Ⅱ」で

は、研究テーマを実行するにあたり、① 論文調査、②研究倫理、③研究の実施、④結果の解析と考察等、研究課題に対する基礎的研究を進め表現力も合わせて身につける。「特別研究Ⅲ」では、特別研究Ⅰから進めてきた研究を継続させ、修得した知識・技術を駆使し研究を遂行し論文作成研究発表を行う。研究成果については、学会等での研究発表等も踏まえて、修士課程の修了に相応しい研究として完成させる。

【資料 9】 3つのポリシー相関図

【資料 10】 カリキュラムツリー

【資料 11】 カリキュラムマップ

【資料 12】 教育課程等の概要

5. 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件

四日市看護医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学、臨床検査学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

【資料 13】 四日市看護医療大学大学院学則（案）

【資料 14】 四日市看護医療大学学位規程（案）

（1）研究の目的

本大学院は、生命の尊厳と深い人間理解に基づいた臨床検査実践能力を培い、看護医療分野および医療科学分野でリーダーシップを担う高度専門職業人並びに高度な専門知識を備えた教育・研究者を養成することを目的とする。

（2）修業年限

本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

本大学院の修士課程は4年を超えて在学することができない。ただし、大学院学則に規定する長期履修を選択した学生（以下「長期履修学生」という。）は、5年を超えて在学することはできない。

また規定により本大学院への編入学、再入学及び転入学した学生は、修業すべき年数に2年を加えた年数を超えて在学することはできない。ただし在学期間には、休学期間は算入しない。

なお、長期履修学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（3）教育方法

本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文等の作成に関する指導（以下「研

究指導」という。)により行うものとする。

授業科目の種類及び単位数等は、【資料11】に示す。

本大学院においては、入学時に学生ごとに担当教員を定め、履修する授業科目の選択及び研究にあたり、担当教員の指導を受ける形式を考えている。

1) 成果の評価

入学定員は5名としており、少人数による双方向の教育で臨床検査分野の高度な実践者、教育者及び研究者として必要な知識・技術、判断力やリーダーとしてのマネジメント力を修得させる。プレゼンテーションや討論を積極的に取り入れた授業展開でのアクティブ・ラーニングを実施する。

1年前学期に配置する共通科目では課題解決のための広い医療科学的知見とチーム医療推進に役立つ他職種領域の知識を学修する。専門分野を超えて広く医療技術分野に渡る知識を培うため、オムニバス方式を積極的に取り入れ、各分野の先端技術や方法論の理解と研究への応用を可能とする。1年前学期より選択した専門分野の特論科目と演習科目を学修する。特論科目では学生の専門分野の研究に必要な応用的な知識を修得するための教育を行い、演習科目では各分野に係る課題の事例研究や研究評価方法等を修得するための教育を行う。

受講状況及び理解度の確認・評価は、講義内容に関する課題提出(レポート形式、問題形式等)により行う。成績評価は客観性及び厳格性を担保するため、各科目のシラバスに明記された評価基準に基づき厳格に行い、成績評価の方法と基準を用いて多面的・総合的に評価する。

これらの教育を行いながら、研究指導教員が指導する「特別研究Ⅰ」を並行して進める。2年前学期からの「特別研究Ⅱ」では、更に個別の課題に絞ったテーマの課題検討や事例検討を行うとともに、研究の遂行や論文発表におけるプレゼンテーション・コミュニケーション能力を培うための細やかな研究指導及び論文執筆・発表の指導を行う。

以下のような育成すべき人材像を想定し、病因解析学分野、病態機能検査学分野各々を履修するモデルと両分野を横断的に履修するモデルを作成した。【資料15】

① 高度な臨床検査実践者

進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有し、急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材を育成するモデル。

② 臨床検査学教育者

産業構造の急激な変化に伴い、社会的に必要性が高まっている臨床検査学の専門知識を有し、教育に貢献できる人材を育成するモデル。

③ 臨床検査学研究者

広い視野と柔軟な思考力・想像力を持ち、臨床検査学の新たな開拓と進展に貢献できる臨床検査学研究能力を有する人材を育成するモデル。

2) 成果の評価測定

研究遂行能力及び論文執筆力や論文発表におけるプレゼンテーション能力、ならびにコミュニケーション能力が修士課程の修了に相応しいレベルに達しているかの評価及び研究目的の成果が得られているかの評価測定は、以下の方法により行う。

成績評価は客観性及び厳格性を確保するために、それぞれのシラバスに記載された明確な評価基準に基づき厳格に行い、成績評価の方法と基準を用いて多面的・総合的に評価する。

- ①共通科目・特論・演習科目の評価は、各学期終了時に国際的成績評価である GPA (Grade Point Average) で評価する。評価内容は、授業への積極的参加度として発表・発言・質問等の回数で評価し、理解度としてレポートや課題による評価を行う。
- ②学期ごとに学生自身による自己評価を行い、高度な専門職業人としての知識・技術や能力の修得状況を測定する。
- ③研究の評価は、修士論文中間発表会、修士論文発表会及び修士論文審査において、研究遂行能力や倫理観、論文執筆力、論文発表の際のプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を見極めて総合的に評価する。

3) 履修指導及び研究指導の方法

履修指導は、研究指導教員が学生の医療技術分野の基本的な経験や知識・技術及び将来目指すキャリアパスの可能性を考慮し、これに沿った履修指導を行う。研究指導教員は主指導教員(1名)、副指導教員(1名以上)とし、学生からの希望申請後、研究科委員会の議を経て決定する。主指導教員の指導により年間研究計画を策定し、研究遂行する。副指導教員は主指導教員の指示の基、研究遂行に関しての補助を行う。副指導教員の専門分野は学生の研究内容がさらに充実するのであれば、主指導教員と異なる専門分野であってもよいものとする。指導内容については、研究科委員会の承認を得て決定する。

研究テーマは学生の希望を考慮して、研究指導教員と協議しながら選定する。学生の基礎的知識の上に、臨床検査分野の各専門の立場から深い知識の集積と課題研究を行う。

* 研究テーマの課題例

- ①臨床検査の現場における未解決課題についての調査研究
- ②臨床検査に関連する医療機器について、新規技術導入による開発と医療への応用に向けた実験研究
- ③臨床検査における新規の技術・検査項目等の開発とその応用についての実験研究

【資料 16】 入学から修了までの研究指導スケジュール

4) 研究活動における単位数の妥当性について

学位論文の作成に関連する研究活動である「特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」(計8単位)については、各科目の到達目標に従い、「特別研究Ⅰ」(2単位)は48時間相当、「特別研究Ⅱ」(3単位)及び「特別研究Ⅲ」(3単位)はそれぞれ72時間相当、合計192時間

相当の研究指導を行うこととしているため、設定した単位数（計 8 単位）は妥当であると考えられる。

5) 学位論文審査体制、学位論文の公表方法等

論文の審査は、「四日市看護医療大学大学院学則」及び「四日市看護医療大学学位規程」により行う。学位の授与を申請するものは、所定の期日までに研究科委員会へ修士論文 1 編及び論文要旨を提出し、研究科委員会は主査を含めて 3 名以上の審査委員を選定し、論文審査及び最終試験を行う。

審査委員は客観性・公平性・厳密性を確保するため指導教員以外の者が主査となり、指導教員は臨床検査学の様々な分野の専門性・特殊性から審査委員の一人として審査を行うこととする。主査及び審査委員は当該研究科委員会の議を経て定める。

最終試験は、研究科委員会で選出する試験委員が課した問題・質問による口頭試験とし、試験委員の定める基準をもって合格とする。口頭試験は公正を期すため試験内容に偏りのないよう配慮して作問し、審査対象者に課す。なお、最終試験は、論文発表をもってこれに代えることができることとする。

審査委員は研究科委員会が定める審査基準に基づき審査を行い、論文審査の結果を踏まえて「修士論文審査報告書」を研究科委員会に提出する。研究科委員会は論文審査及び最終試験の判定結果並びに単位取得状況により、修士課程修了の可否を判定する。

本研究科の「修士論文審査基準」は、以下のとおりとする。

修士論文審査基準	審査内容
学問的価値・有用性	研究テーマの適切、研究結果の予測の適切および結果の有用性について
文献検討の適切性	過去の関連する研究に関する文献や資料の適切な収集・活用について
研究デザイン・方法の適切性	研究内容に適した方法がとられているかなど実験方法の適切性について
倫理性の確保	研究倫理申請等の手続きを行っているか、倫理的配慮が十分になされているか
データ収集・分析・解釈の妥当性	研究計画に基づいたデータ収集・処理・分析の適切性と妥当性について
論文の構成と形式・表現の適切性	論文の形式、主旨・論旨、考察の明確な表現や独創的な点について
研究発表と質疑応答の適切性	研究成果に関するプレゼンテーションの内容の適切性について
コミュニケーション能力の適切性	研究内容について教員や共同研究者等との意思の伝達・円滑について

(4) 履修方法

履修方法及び修了に必要な単位数については、【資料12】に示す。

本大学院において開設する講義科目は、これを必修科目及び選択科目とし、その修業年限の期間に分けて履修させるものとする。ただし、長期履修学生を除く。

各講義科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、計算するものとする。具体的には、講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とし、特別研究については、必要な学修等を考慮して単位数を定めこととする。

修了の要件として学生が履修すべき単位数について、1年間及び課程ごとにその修業年限の期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。ただし、長期履修学生の場合は、履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年間及びその学生の在学期間について定める。

【資料17】 時間割案

(5) 単位の認定

各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。各授業科目を履修し試験又は論文審査に合格した者に、学長認定の上、単位を与える。

- 1) 本大学院における年間の授業期間、単位の授与及び成績の評価については、本学学則第21条から第23条の規定を準用する。
- 2) 他の大学院等における授業科目の履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 3) 学生が外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。
- 4) 本大学院が教育研究上有益かつ必要と認めるときは、学生が行う他の大学院又は研究科（高等教育機関を含む。）における学修について準用する。
- 5) 規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

(6) 教育方法の特例と研究指導の特徴

本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導等により教育を行うことができる。

- 1) 本大学院が必要と認めるときは、修士課程の学生に本学学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。
- 2) 本大学院が教育研究上有益かつ必要と認めるときは、他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において学生が必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(7) 課程の修了要件

本大学院の修士課程修了の認定は、修士課程に2年以上（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数。）在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。

- 1) 課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科委員会が判定した合否の意見を聴取の上、学長がこれを行う。課程修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。
- 2) 学長は、課程修了の認定を得た者に対し修了証書を授与し、修士（臨床検査学）の学位を授与する。

(8) 研究費の取扱い及び研究の倫理審査体制

本学では、教職員の職務遂行及び基本理念実現のための規範として「四日市看護医療大学公的研究費取扱規程」を定めている。また、本学において研究に携わる教職員、学部・大学院生、その他本学の研究費の運営・管理に係るすべての者を対象とする「四日市看護医療大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」を定めるとともに、公的資金に関する研修への参加および規程を整備して公的研究費の不正使用根絶に取り組んでいる。

研究活動については、「四日市看護医療大学における公的研究費の使用に関する行動規範」及び「四日市看護医療大学における研究費の不正使用及び研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」等を定め、本学における体制の整備、コンプライアンス教育、研究倫理教育の実施により研究活動における不正行為等を防止する。更に、不正行為等に起因する問題が生じた場合に適切に対処するための委員会設置及び不正行為等に対する措置等に関する必要な事項を定めている。

【資料18】 四日市看護医療大学公的研究費取扱規程

【資料19】 四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止に関する規程

人を対象とした研究における倫理の妥当性については、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づいて「四日市看護医療大学研究倫理審査要領」を定め、この規定に基づいて審査を行っている。審査にあたり、研究内容により同委員会が指名する委員による迅速審査を導入し、研究の実施に支障をきたすことのない体制を採っている。

この他に具体的な研究活動に関して、以下の審査・管理体制を採っている。

- 1) 動物を使用する研究の実施にあたっては、「四日市看護医療大学動物実験委員会規程」を定め、「四日市看護医療大学動物実験規程」に基づいて審査を行う。
- 2) 遺伝子組換え実験については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」等に基づき「四日市看護医療大学遺伝子組換え実験委員会規程」を将来的には定める予定である。

3) 病原体を取り扱う実験については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づき「四日市看護医療大学病原体等管理委員会規程」を将来的には定める予定である。

このため、本研究科が行う研究及び実験のうち上記の審査が必要なものについては、研究倫理委員会へ申請を行い、研究計画の審査・承認を受けたのちに開始することとなる。

【資料 20】 四日市看護医療大学研究倫理審査要領

6. 基礎となる学部（又は修士課程）との関係

(1) 教育課程の概要

本学看護医療学部臨床検査学科の基礎教育科目、専門基礎分野及び専門分野に関する科目は、臨床検査技師の業務に必要となる基本的な知識・技術（実習・演習）の修得を目的としている。また、包括的チーム医療における臨床検査技師の役割を明確なものにする医療コミュニケーションを学ぶカリキュラム編成が主である。即ち、医療現場で臨床検査技師の主な業務である患者の疾病の診断に有用な臨床検査の検査方法及び正常値と異常値の判断を確実なものにする人材育成が学部教育の目的である。

一方、本研究科本専攻（修士課程）の共通科目、専門科目（二分野）及び特別研究では、疾病の要因を探求するとともに、その要因物質の生化学的性状、生物学的性状及び物理学的性状などを解明するための専門的知識と解析技術などを学修するため二専門分野「病因解析学分野」と「病態機能検査学分野」を設けて、疾病の要因物質の作用機序、診断薬の開発、先端検査機器の開発など更なる知識と技術のスキルアップを身に着けるよう工夫した教育課程を組んでいる。

また、本専攻では高い問題意識をもって検査結果の検討、精度管理及び在宅医療での臨床検査技師の役割についても学び、検査の手技、結果解釈だけでなく、病院及び在宅医療での検査説明、及び接遇についても実践的な能力を身に付けさせ、学部教育で学んだ知識・技能が実際の医療現場でどのように活かされているのか、また不足している部分はどこかなど、問題解決のできる臨床検査技師の育成を目的としている。

【資料21】 学部教育と修士課程の関係図

7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履

修させる場合

社会人学生への配慮として、共通科目の全科目において対面講義と併せてWebを利用したリアルタイム方式（Zoom）を採用し、職場や自宅等での受講を可能とする。こ

れにより、通学の負担を軽減するとともに、生活様式に合わせて学修時間を確保することができる。リアルタイム方式で行うことで対面での実施と同レベルの教育を行う。受講内容の理解度の確認は講義に関する質問などを含め、eメール機能を活用した随時受け付けることから、修学上の不利益は生じないと考える。

四日市看護医療大学では、既に「大学連絡・遠隔対応ツールマニュアル」冊子を作成して学生に配付している。本大学院研究科においてもこのツールを利用して大学院生、特に社会人学生の修学の利便性に配慮した教育を行う。

以下に内容を示す。

- 1) 無線LAN(Wi-Fi)接続方法
- 2) Office365ログイン方法
- 3) 大学連絡メール方法
 - ・スマートフォンとメールシステムの同期
 - ・講義資料の配付および学生からの課題提出
 - ・オンデマンド型授業の動画ファイル視聴
- 4) Zoomログイン方法
 - ・遠隔授業（同時双方向型授業）の視聴
- 5) データの保存
- 6) 動画・授業資料など著作物についての著作権の尊重について

【資料13】 四日市看護医療大学大学院学則（案）

8. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

（1）第14条適用の趣旨

本専攻では、社会人の積極的な受入れを特色としている。具体的には、保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業などの現場において活躍している現有職者に対して、夜間等特定の時間帯、又は特定の時期に授業及び研究指導を行い、職を辞することなく学修できる教育環境を整備し、臨床検査学分野の高度専門職業人、教育及び研究者の育成を図るため、大学院設置基準第14条に基づく教育を実施する。

また、現有職者が現職と修学を時間的に無理なく両立できるよう、修業年限については標準の2年の他に、修業年限が3年の長期履修制度も導入する。

（2）修業年限

本専攻の標準修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。ただし、長期履修を希望する者で専攻長が許可した場合には、3年を限度として教育課程を履修できるものとする。この場合であっても、5年を超えて在学することはできない。また、

本専攻へ編入学、再入学及び転入学した学生は、修業すべき年数に2年を加えた年数を超えて在学することはできない。ただし、在学期間には、休学期間を算入しない。いずれの場合も全期間に14条特例を実施する。

(3) 履修指導及び研究指導の方法

社会人大学院生の履修指導及び研究指導については、一般の大学院生と同じく、入学から修了までの全期間を通じて指導教員を配置する。履修指導については、学生が選択した専攻分野を勘案の上、指導教員が学生の医療技術分野の基本的な経験や知識・技術及び将来目指すキャリアパスの可能性を考慮し、履修モデルを示して個別に指導する。研究指導については、指導教員に加え、これを補助する教員を配置し、研究指導體制の充実を図り、学生の修士論文作成まで一貫した指導を行う。研究テーマの選定にあたっては、社会人学生の希望を考慮し、指導教員と協議しながら選定することとする。

(4) 授業の実施方法

昼間だけでなく夜間その他特定の時間又は時期に教育・研究指導を受けることができるよう平日（月曜日～金曜日）の夜間、土曜日及び夏期・冬期休業中に開講する。

夜間の授業は、第6限（18：00～19：30）及び第7限（19：40～21：10）に開講し、土曜日の授業は、第1限（8：40～10：10）、第2限（10：20～11：50）、第3限（12：40～14：10）、第4限（14：20～15：50）及び第5限（16：00～17：30）に開講する。夏期・冬期休業中にも講義、演習、特別研究の授業を集中的に実施し、教育・研究指導を受けることができるようにする。また、共通科目では多様なメディアを高度に利用して、授業を職場や自宅において受講できるようにする。

これらの受講により、現有職者が現職と修学を時間的に両立できるよう配慮し、無理なく修了できるようにする。

(5) 教員の負担の程度

本専攻の専任教員は、14名全員が学部との兼務であることから、学部と大学院の担当授業時間数の調整や各種委員会業務等の軽減を行うなどして、過度の負担がかからないよう十分に配慮する。

昼夜間開講の実施に際しては、十分な教育研究指導が行えるよう、本専攻の専任教員全員が教育方法の特例による授業を実施する。ただし、同一日の昼間及び夜間双方の授業を担当することをできるだけ避けるよう、授業時間の編成を工夫するなど、教員に対する負担をできる限り抑えるよう努める。

(6) 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に関する配慮、必要な職員の配置

図書館は、平日（月曜日～金曜日）の夜間（17：00～21：00）、土曜日にも開館しており、開館時間に対応した職員の配置を行うことにより、大学院生の利用の便を図ることとする。また、本学図書館及び四日市大学情報センターに所蔵するすべての資

料は、OPAC による学内外からの蔵書検索が可能であり、利便性の向上に配慮している。なお、平日（月曜日～金曜日）の夜間（17：00～21：00）、土曜日は、安全対策のため静脈認証システムに登録した学生及び教職員のみが図書館へ入館可能となる。

また、コンピュータ演習室や図書館内のコンピュータ室の情報処理施設でパソコンを利用することができるほか、大学院生研究室に設置してあるパソコンは夜間や土曜日にも利用することができる。本学の厚生施設についても学部の学生と同様に利用することができる。

なお、事務室の窓口は、職員の変則勤務等により平日の夜間及び土曜日における大学院生の利用にも支障が生じないように配慮する。

（7）有職者のための入学者選抜の概要

現有職者のため、「一般選抜」とは別に「社会人特別選抜」を設ける。社会人としての実務経験を3年以上有する者及び保健・医療・福祉施設、教育・研究機関、官公庁、企業等に勤務する者で、勤務をしながらの就学について当該勤務先の承認を得ている者が「社会人特別選抜」に出願することができる。

なお、入学後も保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業等で勤務する場合には、当該勤務先との間で問題が生じないように十分に留意するよう指導するものとする。

選抜方法は、成績証明書及び研究計画書による書類審査、専門科目及び英語の筆記試験、面接試験等とする。成績証明書に替えて職務経歴書等の実務経験の内容がわかる書類を提出することも認め、それにより入学時における適性を確認することで受験生に不利益が生じないように配慮する。

（8）大学院を専ら担当する専任教員を配置するなどの教員組織の整備状況等

本専攻の専任教員の内、病因解析学分野に属する教授1名と病態機能検査学分野に属する教授1名の2名を大学院専任とし、他大学大学院での豊富な研究指導歴を生かしながら専ら大学院での教育研究を担当することとする。他の専任教員12名は、基礎となる臨床検査学科との兼任となることから、学部での教育研究と大学院での教育研究の連続性・接合性を考慮しながら教育研究指導に当たることとする。

9. 入学者選抜の概要

本専攻の入学者選抜方針は研究科委員会で策定する。本委員会では、入学試験問題の作成から入学試験の実施及び合格者の選考までを行い、合格者は本委員会の議を経て学長が決定する。

入学者選抜では、本専攻のアドミッション・ポリシーに合致した学生を選抜するため、成績証明書及び研究計画書による書類審査、専門科目及び英語の筆記試験、面接試験を行い、総合的に可否を判定する。書類審査では、成績証明書によりそれまでの学修成果

を確認するとともに、高度専門職業人または教育・研究者として、臨床検査学のみならず広く医療の発展に貢献する意欲を有するか、臨床検査学や医療に対する高い追究心を持ち、主体的な学修及び自己啓発に積極的であるかを評価する。筆記試験では、専門科目により本専攻の教育を受けるために必要な医療の知識や技術を有するか、また、英語により臨床検査学や医療に対する高い追究心を持ち、主体的な学修及び自己啓発に積極的であるかを評価する。面接試験では、アドミッション・ポリシー全般に合致しているかを評価する。

入学者受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

本専攻では、専門性の高い臨床検査学の修得を志向し、主体的に学修できる意欲を持つ次のような入学者を求めています。

1. 臨床検査学専攻の教育を受けるために必要な医療の知識や技術を有する者。
2. 高度専門職業人または教育・研究者として、臨床検査学のみならず広く医療の発展に貢献する意欲を有する者。
3. 臨床検査学や医療に対する高い追究心を持ち、主体的な学修及び自己啓発に積極的である者。

なお、完成年度以降においては、退職が予定されている教員から研究指導を受けることを希望する入学希望者に対しては、出願に先立つ事前相談において教員の任期について説明するとともに、入学した場合は研究指導副担当を配置して指導と学生情報の共有にあたる。

入学者選抜の具体的な内容は、以下のとおりとする。

（１）出願資格

- 1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者又は当該年度末までに卒業見込みの者
- 2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- 3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- 5) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 6) 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 6 号の規定により文部科学大臣が指定した者
- 7) 前各号に定める者の他、本大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、当該年度末までに 22 歳に達し

た者

(2) 選抜区分、選抜対象、選抜時期、選抜方法及び募集人員

選抜区分	選抜対象	選抜時期	選抜方法 (対応する AP)	募集人員
学 内 推薦選抜	本学臨床検査学科を卒業見込みの者で、本専攻を第1志望とし、研究指導予定教員の承認及び学科長の推薦がある者	8月下旬 ～9月上旬 ※開設前年度のみ12月に実施	<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査 成績証明書 (AP1) 研究計画書 (AP2・3) ・専門科目 (AP1) ・英語 (AP3) ・面接 (AP1・2・3) 	2名
一般選抜	出願資格を満たすとともに、入学時に臨床検査技師の免許を有する者または国家試験受験資格を有する者	〈I期〉 8月下旬 ～9月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査 成績証明書 (AP1) 研究計画書 (AP2・3) ・専門科目 (AP1) ・英語 (AP3) ・面接 (AP1・2・3) 	〈I期〉 2名
社会人 特別選抜	出願資格を満たすとともに、社会人としての実務経験を3年以上有する者及び保健・医療・福祉施設、教育・研究機関、官公庁、企業等に勤務する者で、勤務をしながらの就学について当該勤務先の承認を得ている者	〈II期〉 2月中旬 ※開設前年度はII期のみ実施		〈II期〉 1名 ※開設前年度のみII期 3名

一般選抜及び社会人特別選抜に出願する既卒者（他大学卒業生を含む）に対しては、成績証明書に替えて職務経歴書等の実務経験の内容がわかる書類を提出することも認め、それにより入学時における適性を確認することで受験生に不利益が生じないよう配慮する。

なお、社会人特別選抜の出願者で入学後も保健・医療・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業等で勤務する場合は、当該勤務先との間で問題が生じないように十分留意するよう指導することとする。

（３）研究指導教員との事前相談

入学を希望する者は、出願に先立って、研究科委員会入試担当者会議へ研究指導を受けることを希望する教員との事前相談を申し入れることとする。この事前相談において、研究内容や研究計画等について事前に十分な相談を行うこととし、出願にあたってはこの事前相談を必須とする。

（４）社会人の受入れ方策

本専攻では、「大学院設置基準」第14条による教育方法を実施する計画であり、社会人の積極的な受入れを特色としている。社会人の定義は、社会人としての実務経験を3年以上有する者及び保健・医療・福祉施設、教育・研究機関、官公庁、企業等に勤務する者で、勤務をしながらの就学について当該勤務先の承認を得ている者とする。その具体的な受入れ方策として、昼夜間開講や長期履修制度を設けるほか、共通科目では多様なメディアを高度に利用して、授業を職場や自宅において受講できるようにする。また、研究指導教員が社会人学生の医療技術分野での基本的な経験や知識・技術及び将来目指すキャリアパスの可能性を考慮し、これに沿った履修指導を行うことや、研究テーマの選定にあたっては社会人学生の希望を考慮して、研究指導教員と協議しながら選定することとする。

なお、本専攻入学前の既修得単位については、本大学院学則第26条の規定に従い認定する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第26条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

10. 教員組織の編成の考え方及び特色

本専攻の教員組織は、基礎となる学部である本学看護医療学部の専任教員の中から、細胞機能、病原体遺伝子、検査情報解析、生理機能検査、生体成分分析等の研究業績が十分にあり、高度な解析技術を教授できる者、臨床経験・教育経験を有する者、また工学や臨床工学等他領域で科学的エビデンスを構築できる解析法を教授できる者である専任教員 14名（教授7名、准教授3名、講師4名）で編成する。専任教員は、全員が博士の学位（医学13名、保健学1名）を取得している。

共通科目・専門科目（専門分野）において必修科目及び選択科目とした科目を本研究科における主要科目として位置付け、いずれの科目も、その領域・分野において十分な教育研究等の業績を有する専任の教授、准教授又は講師が担当する。

開設時の専任教員の年齢構成は、70歳代に教授1名、60歳代に教授4名、講師1名、50歳代に教授2名、准教授3名、講師3名となっており、高齢に偏っているが、50歳代の准教授、講師には、教育研究実績、臨床経験豊富な人材が多く、修士課程の教育研究に携わることで更なる発展も期待される。

なお、70歳代と60歳代の教授3名は開設時に本学の定年（65歳）を超えているが、本専攻の教育研究を展開していく上で欠かせない人材であり、本学の定年規程第2条第3項に基づき、理事会において就任の承認を受けている。現在、基礎となる学部・学科である看護医療学部臨床検査学科には20歳代後半から30歳代前半の助手3名が在籍しており、その内の1名は修士の学位を取得している。修士または博士の学位を取得していないこの3名には、今後も積極的に学位の取得を奨励し、基礎となる学部のみならず大学院での教育研究指導を担うに足る実力を身に付けられるよう指導・支援していく。学識経験豊富な高齢の専任教員が在職する間にこの人的資源を最大限に活用し、これらの助手や若い世代の教員に対する資質向上のための指導と教育を充実させ、計画的に後継者の育成を図っていく。今回の大学院修士課程設置計画は、そのためにも大きな役割を果たすこととなる。

学内での育成が困難な専門分野については、公募又は教員の保有する人的ネットワークを最大限に活用し、他の大学・大学院から新たに30～40歳代の優秀な若手教員を招聘するなどして、教育研究水準の維持向上及び活性化において問題ない構成となるよう努めていく。教員組織の永続性が担保できるよう教員の退職時期に合わせた補充採用を実施し、令和8（2026）年3月末で退職することが予定されている教員の後任人事と並行しながら、令和7（2025）年度中の早期に確定させることとする。翌年度以降についても同様の対応を行い、大学院修士課程にふさわしい教員組織の編成に努めていく。

1 1. 研究の実施についての考え方、体制、取組

本学の研究環境については、既設の看護学研究科看護学専攻と連携し、先行研究、関連研究を行う上で異分野・多職種研究者との協働研究の体制は可能である。

看護学と臨床検査学、医学・保健学と臨床検査学の研究体制、及び在宅医療における臨床検査技師業務の実施、拡大に向け新たな研究領域の視点からの共同研究の環境は整っていると考えるが、URA 制度などの事務体制および研究環境等の体制などの取り組みについては今後の検討事項である。

1 2. 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

四日市看護医療大学専用の校地面積は15,468㎡、校舎面積は11,236.35 ㎡であり、大学設置基準上必要な校地面積6,200㎡、校舎面積8,131㎡をそれぞれ上回っており、空地も十分確保できている。ただし、学生の休息の場を確保するため、空地のみならず屋内での休息のスペースを設けるため、A館、B館それぞれに学生ホールを整備するなどして十分配慮している。臨床検査学専攻の施設、設備もこの校地、校舎を活用する。

運動場（約24,000㎡）及び体育館については、四日市大学との共用運動場、体育館として利用しているが、臨床検査学専攻開設後もそれを継続する。運動場、体育館、いずれも臨床検査学専攻が完成年度を迎えた時点で両大学の収容定員が計1,420人（四日市大学800人、四日市看護医療大学・大学院620人）となっても、十分な面積を有することから問題は生じないものと考えるが、両大学の教育研究活動に支障をきたすことのないよう、これまで同様両大学間で連絡、調整を密に行い、計画的な利用を進めていく。また、授業及び課外活動において学生が快適に利用できるよう今後も環境整備に努めていく。

(2) 校舎等施設の整備計画

現在、看護医療学部と大学院看護学研究科看護学専攻とで使用する校舎は、大学院・学部を同一の建物において整備することを前提としており、学部教育の充実はもとより、大学院教育に必要な施設・設備を整えたものとなっている。したがって、大学院教育のために必要な専用スペースとして大学院生研究室を設けるほかは、基本的に学部と共用することを前提としている。

現在、看護医療学部及び大学院看護学研究科が使用する校舎は、A館（5階建：6,539.59㎡）とB館（5階建：4,696.76㎡）から構成されている。臨床検査学専攻の開設後に共用する講義室及び演習室は下表に示すとおり必要十分な面積・収容人員を備えており、教室や演習室等の使用については、学部及び研究科を含めて時間調整を行い、支障の出ることがないように時間割を設定する。使用する教室や演習室等では教職

員及び学生が利用できる学内LANやWi-Fiが整備されているため、インターネットを活用した講義や演習等が可能である。

看護医療学部及び大学院看護学専攻と共用する講義室・演習室

館名	種別	教室名	収容人員 (人)	面積 (㎡)
A 館	講義室	30A 教室	125	138.9
		30B 教室	59	84.6
		30C 教室	59	87.0
		40A 教室	125	138.9
		40B 教室	59	84.6
		40C 教室	59	87.0
	演習室	演習室 1	18	34.0
		演習室 2	18	33.7
		演習室 3	18	34.0
		演習室 4	18	33.7
コンピュータ 演習室		42	132.2	
B 館	講義室	B101 教室	250	197.6
		B201 教室	250	197.6
	演習室	演習室 5	24	48.0

(3) 研究室、研究実験室、共通機器室、培養室、倉庫（危険物保管庫を含む）

臨床検査学専攻の担当教員は全員が看護医療学部臨床検査学科との兼務となるため、教員研究室は現状の通り使用する。教授、准教授、講師は個室（平均23.0㎡）、助教、助手は共同研究室となっており、落ち着いた環境で指導することが可能である。

また、これまで教員のみが利用してきたB館4階の研究実験室1室（51.6㎡）、共通機器室1室（22.6㎡）、培養室1室（22.4㎡）及び倉庫（19.1㎡、危険物保管庫を含む、静脈認証システムにより入退室）の利用を大学院生にも許可し、大学院生の研究促進のため活用していく。

(4) 実習室

B館には、1階にB1実習室（168.0㎡+準備室15.2㎡・64人収容）、2階にB2実習室（165.1㎡+準備室36.5㎡・60人収容）、3階にB3実習室（165.1㎡+準備室36.5㎡・60人収容）がそれぞれ配置され、4階には講義室とベッド5台と小規模なレクチャー等を可能とする40席分の講義スペースを合せた臨床生理学実習用のB4実習室（153.5

m²) 1室と準備室を備えた細胞診実習室1室 (71.3m²+準備室17.5m²・20人収容) が配置されている。これら5室の実習室には、「臨床検査技師養成所指導ガイドライン」別表2「教育上必要な機械器具、標本及び模型」に記載されているものを含め、合計1,638点の機械・器具等が整備されているほか、いずれの実習室にも大型のAV機器を設置されており、十分な視聴覚教育が行えるようになっている。さらに、学内LANシステムやWi-Fiを用いてインターネットに接続できる環境も整備されている。

これら5室の実習室は、大学院教育においても十分活用していく。

(5) 大学院生研究室・大学院控室

臨床検査学専攻の大学院生の研究及び論文執筆等のため、臨床検査学専攻の学生専用の研究室 (70.9 m²・14 名収容) を B 館 3 階に設ける。大学院生研究室は教員研究室や B1~B4 実習室、細胞診実習室、研究実験室、共通機器室、培養室、倉庫等と同一の建物内に位置することから、研究指導教員との連携や実習室等の空き時間を有効に活用し学修や研究を進めることが可能である。利用時間は月曜日から金曜日の 8:30~21:00 を基本とするが、事前に申請があれば土曜日・日曜日・祝日の利用及び全日 24:00 までの利用を許可する。研究室内には独立性を保つためにパーティションで区切られたスペースを設け、学生 1 人に対し 1 台の机、椅子と学内 LAN システムやインターネットに接続されたパソコンを配置する。共用設備として、カラーレーザープリンター、シュレッダー、作業用テーブルを配置するとともに、個人用ロッカーや図書用書架、ガラス戸棚も設置する。【資料 22】 大学院生研究室平面図

また、大学院生研究室とは別に、大学院控室を設け、大学院生専用の休息・交流スペースとする。大学院控室は静謐な環境を確保するため電子錠により入退室を管理する。室内には 8 人が掛けられるソファセット 2 組を設置するとともに、ミニキッチンやトイレ、手洗器、電子レンジ等を整備し、授業や研究の間に十分な休息・交流が可能となるよう配慮する。【資料 23】 大学院控室平面図

(6) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学図書館 (718.8m²・118席) はA館1・2階に位置している。現在の蔵書は、一部寄贈図書もあるが、大半は平成19 (2007) 年の開学、平成23 (2011) の大学院設置、平成31 (2019) 年の臨床検査学科設置に伴い順次整備してきたものがあるため、情報鮮度は比較的高い。館内にあるすべての資料の所蔵データを作成し、図書館蔵書検索 (OPAC) による学内外からの蔵書検索に対応している。図書館システムとして「情報館」を導入しており、学生がより快適に図書館を利用できる環境を整備している。図書、学術雑誌、視聴覚資料の新規購入にあたっては、講義や実習等と密接に関連した必要度の高い資料から優先的にそろえるようにしている。館内には、PC15台を備えるコンピュータ室が併設されており、図書や学術雑誌の貸し出し手続きを経ることなく自由に持ち込むことができるため、レポート作成等に利便性の高い環境となっている。図書館の開館時間は、学生が有効に利用することができることや授業終了後も利用することができるように授業期間の平日は9:00~21:00、土曜日は10:00~18:00に開館し、充実した学修・研究環境の提供に努めている。ただし、授業期間以

外は一斉休暇期間や整備期間を除いて9:00~17:00としている。

また、日本図書館協会、日本看護図書館協会に加盟しているほか、国立情報学研究所の目録所在情報サービス（NACSIS-ILL）にも参加している。これにより、全国の参加図書館間での相互文献複写サービスや資料現物の貸借が可能となり、最新のデータ利用及び迅速な資料の提供が可能となっている。

なお、一般教養の分野においては、隣接する四日市大学情報センター（蔵書冊数約16万冊、所蔵雑誌約900タイトル（和雑誌約700タイトル・洋雑誌約200タイトル）、視聴覚資料約4,100タイトルの資料も自由に利用でき、医療系単科大学としては充実した資料環境にあるといえる。

臨床検査学専攻開設にあたり、約105万円の図書購入予算を計上し、開設前年度に図書106冊（すべて電子書籍）を購入する予定である。平成27（2015）年12月から電子書籍（Maruzen eBook Library）を導入したところ、学外での予習・復習等に有効活用されており、特にコロナ禍において果たした役割は大きなものがあった。したがって、臨床検査学専攻の開設に際しても、社会人学生が多くなるであろうことにも鑑み、新規の図書整備はすべて来館せずとも利用可能な電子書籍にする予定である。

【資料24】 購入予定図書一覧

1) 図書

本学看護医療学部2学科（看護学科、臨床検査学科）及び大学院看護学研究科1専攻（看護学専攻）で既に和書23,141冊、洋書2,297冊を整備している。そのうち、本研究科の基礎となる臨床検査学科においては、開設前年度の平成30（2018）年から開設2年目となる令和3（2021）年までの3年間で1,500万円の図書購入予算を計上し、新たに図書1,409冊（うち外国書151冊）、学術雑誌15誌（うち外国雑誌4誌）及び視聴覚資料753点を購入しており、これらの大半は臨床検査学専攻においても有用なものである。

主な図書：カラーアトラス人体、運動器臨床解剖アトラス、ネッター解剖学カラーリングテキスト、カラー図解人体発生学講義ノート 第2版、人体解剖カラーアトラス、ムーア人体発生学 原著第8版、解剖学アトラス 原著第10版、骨格筋ハンドブック 原著第3版、Atlas of infectious disease pathology、Clinical uncertainty in primary care

2) 学術雑誌

本専攻の基礎となる臨床検査学科では学術雑誌15誌（和雑誌10タイトル・洋雑誌5タイトル）を購読している。また、これとは別に学術雑誌92誌（和雑誌70タイトル・洋雑誌22タイトル）を購読、202誌（和雑誌202タイトル・洋雑誌40タイトル）を所蔵しているため、臨床検査学専攻の設置に伴い新規に購読を行わなくとも十分充足している。

主な学術雑誌：Journal of American Medical Association(JAMA)、血液内科、検査と技術、月刊細胞、生化学、日本臨床検査医学会誌、Heart View、Medical Technology

3) 電子ジャーナル

臨床検査学分野に特化したコンテンツが比較的少ないことから、臨床検査学科では下記の3誌を購読している。また、大学全体では20誌を購読している。オンラインデータベースは、メディカルオンライン、CINAHL、MEDLINE、Medical Finder、医中誌 Web（医学中央雑誌 Web 版）を導入しており、電子ジャーナルは、メディカルオンラインから 1,575誌、Medical Finderから17誌の合計1,592誌が閲覧可能であるため、関連分野をカバーすることが可能である。

電子ジャーナル：Blood、The Journal of Immunology、臨床血液

4) 視聴覚資料

医療技術分野の視聴覚資料は 735 点を有している。また、大学全体では 811 点の視聴覚資料があり、全てが館内で閲覧できるほか、著作権処理が済んでいるものを対象に、館外貸出も実施している。

主な視聴覚資料：目で見える微生物学 全 7 巻、目で見える臨床検査 第 2 版 全 10 巻、臨床診断推論入門 全 10 巻、山内豊明教授のバイタルサインの測定 全 3 巻

1 3. 管理運営及び事務組織

学校教育法第 93 条、学校教育法施行規則第 143 条、第 144 条学に基づき、本学では教育研究目的の達成のため、以下の管理運営体制を構築している。

(1) 大学運営委員会

本学園には、四日市看護医療大学の円滑な運営を図るため、理事会と本学との審議・協議機関として大学運営委員会が設けられており、臨床検査学専攻開設後もこれを継続する。

大学運営委員会は、学長が議長となり、理事（若干名）、副学長、企画部長、学科長、教育推進・学生支援センター長、専攻長、事務局長を委員として組織することとなっている。したがって、臨床検査学専攻開設を機に臨床検査学専攻長を新たに委員に加える。

大学運営委員会の所掌事項は、

- 1) 本学の組織、運営の基本方針に関する事項
- 2) 学則、その他の学内諸規程等の制定及び改廃に関する事項
- 3) 本学の教育研究目標・計画の策定に関する事項
- 4) 本学の専任教員配置及び教員人事に関する事項
- 5) 本学の予算に関する事項
- 6) 本学の将来計画に関する事項
- 7) その他、本学の運営に関する重要事項で、理事長又は学長が必要と認めた事項となっており、毎月 1 回（第 2 水曜日）を定例の会議日としている。

(2) 研究科委員会

一方、臨床検査学専攻を含む看護医療学研究科の管理運営の中心は研究科委員会が担う。研究科委員会は、学長が議長を務め、専任の研究指導教員で組織され、民主的な意見調整を行う場として機能させる。

研究科委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとして機関として位置付けられている。

- 1) 学生の入学及び課程の修了
- 2) 学位の授与
- 3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次の事項
 - ①教育課程及び研究指導に関する事項
 - ②復学、除籍、賞罰等学生の身上に関する事項
 - ③学生の試験に関する事項
 - ④その他、研究科の運営に関する重要事項

また、研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとなっており、毎月1回（第3水曜日）を定例の会議日としている。

研究科委員会は、看護学専攻も含めた看護医療学研究科全体の民主的な意見調整を行う場として機能させていく。

(3) 専攻会議

臨床検査学専攻の運営は、専攻会議を中心に行なう。専攻会議は、学長がつかさどる専攻の教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるができる機関として位置づけられている。

専攻会議は、臨床検査学専攻の専任教員をもって組織するが、議長である専攻長が必要と認める場合には、助手その他の職員を加えることができる。

専攻会議も研究科委員会同様、民主的な意見調整を行う場として機能させていく。

(4) 各種担当者会議

大学運営委員会、研究科委員会及び専攻会議との連携を適切かつ有効的に行うために、専門的事項を審議、起案、また実行することを目的として、次の各種担当者会議を大学院に常設している。

- 1) 教務担当者会議
- 2) ファカルティ・ディベロップメント担当者会議
- 3) 自己点検・評価担当者会議
- 4) 入試担当者会議

大学運営委員会、研究科委員会、専攻会議及び各種担当者会議は、それぞれの規程に基づいた協議、審議を行い、それぞれの構成メンバーを通じて連絡、調整を図ることにより、円滑な大学院運営が行われることを企図して設置されている。

(5) 事務組織

本学の事務組織は、学部・大学院の別なく大学全般の事務を遂行するために置かれているが、大学院生の授業・研究活動等に関わる教務面や厚生補導等に係る学生生活面については、教学課に大学院担当を配置し、様々な相談に応じる体制を整えている。

14. 自己点検・評価

本学では、教育研究水準の向上と活性化を図り、本学設置の目的に沿った社会的使命を果たすため、現実的で有効な視点から、学校教育法第109条第1項に規定された自己点検・評価を継続的に実施している。自己点検・評価の結果、目標と現状との間に乖離があれば必要な改善を行うほか、社会情勢の変動に伴って変化する教育研究等の活動や方策を取り入れる等、継続的な改善と基本理念の実現を目指している。

また、中期的なスパンで作成する「自己点検・評価報告書」の基礎資料とすることを目的に、毎年、各委員会、教育研究組織、事務部に PDCA サイクルに則った「年次活動報告書」の提出を義務付けており、提出された年次活動報告書に対しては、自己点検・評価委員会から改革・改善を促すために提案書が発出されており、エビデンスに基づいた自己点検・評価活動が実践されている。臨床検査学専攻開設後もこの自己点検・評価活動を継続、発展させていく。

(1) 実施方法

教育研究活動をはじめとする大学運営全般に関する総合的な点検・評価を定期的に行っている。例えば、教育改善の取組みについては、学生からの授業評価の結果等を基に全教職員を対象としたワークショップを開催し、本学における教育研究活動に関して自ら自己点検・評価を行うことによって、改善・充実させることを目指す。その他、単年度毎の調査が有効である分野については定期的に調査を行い、そのつど成果を教育研究活動等に還元できる方法で開示していく。

(2) 実施体制

自己点検・評価の充実を図るため、自己点検・評価委員会を設けており、臨床検査学専攻開設後も継続する。委員会の構成員は、現在、

- 1) 副学長
 - 2) 学科長
 - 3) 専攻長
 - 4) 学部から選出された教員
 - 5) 事務局長
- となっている。

自己点検・評価委員会の所掌事項は、

- 1) 自己点検・評価推進のための企画及び実施に関する事項

- 2) 自己点検・評価に関する報告書等の作成に関する事項
- 3) その他、自己点検・評価活動に関する事項

である。

なお、評価・点検が独善的になることを避け、大学が社会的な存在であることを認識し、大学の透明性を高めるため、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価も継続的に実施している。

(3) 結果の公表と活用

自己点検・評価の結果は公表し、学内外からの批判・評価を参考としながら、本学の教育研究及び大学運営に役立てている。結果は、ホームページにおいて公開している。

(4) 主な評価項目

現在、以下の評価項目にもとづく自己点検・評価活動を行っており、臨床検査学専攻開設後もこれを継続していく。

- 1) 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等
- 2) 沿革と現況
- 3) 使命・目的等
- 4) 学生
- 5) 教育課程
- 6) 教員・職員
- 7) 経営・管理と財務
- 8) 内部質保証
- 9) 地域貢献

15. 情報の公表

学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすため、法人の基本情報、法人の経営及び財政に関する情報、法人が設置する学校の教育研究に関する情報、事業報告に関する情報、設置認可（届出）申請に関する情報等を刊行物及びホームページによって広く公表している。

また、本学では、教育研究活動等の状況について、地域社会の理解を促す助けとなるよう紀要、自己点検・評価報告書、学報などの刊行物を発行している。あわせて、ホームページ等で学生、保護者、卒業生、地域社会の人々に広く情報を開示し、正確な情報の提供に努めており、臨床検査学専攻においても積極的にこれらを継続していく。

具体的には、ホームページを活用して、臨床検査学専攻設置の趣旨及び特色、教育研究上の目的を伝えるとともに、入試情報については、入試日程及び概要の提供の他、受験者数、合格者数などより詳細な情報を提供していく。

さらに、大学案内パンフレット等を作成し、臨床検査学専攻に所属する教員の氏名や

研究テーマ、教育研究指導の内容を明示することや、本学の教育課程（開設授業科目等）、教員組織、施設・設備等の教育環境に関する情報も具体的に提供していく。

特にシラバスの内容は、学生の利便に資するよう、これまでも看護医療学部や大学院看護学専攻においても行なってきたように Web 上でも閲覧できるようにする。

また、教員の研究テーマや研究業績、社会活動内容などについても、臨床検査学専攻科へ入学を志望する受験生や保護者だけでなく、広く地域住民に向け、情報を開示し、情報の共有を図るために定期的発行している「四日市看護医療大学学報」（年刊）やニューズレター「オレンジの風」（季刊）においてこれまで同様に積極的に発信していく。

（１）ホームページによる情報提供

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、平成 23（2011）年 4 月 1 日より施行された教育情報の公表については、ホームページのトップページ（<https://www.y-nm.ac.jp/>）に「情報の公表」のバナーを設けて、必要十分な情報にすばやく到達できるよう設定し、年度ごとの最新情報を提供している。

財務情報の公開についても、暁学園ホームページ（<https://www.akatsuki.ed.jp/data.html>）上で財務概要、財務関係比率表、財産目録、貸借対照表、事業報告書、資金・活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、監査報告書を公開し、閲覧や印刷ができるようにしている。

本学では、教育研究活動を含め、大学運営に関わるあらゆる状況について、学報等の刊行物への掲載やホームページ等により広く周知を図っている。情報の提供は、本学のホームページ（<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/disclosure.html>、ホーム＞大学案内＞情報公開）によって下記の内容を個人情報保護にも配慮しながら広く提供している。

1) 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関すること

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/disclosure.html>、ホーム＞大学案内＞情報公開
本学の特色

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/ideal.html>、ホーム＞大学案内＞教育理念
教育研究目的
学部

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/ideal.html>、ホーム＞大学案内＞教育理念
大学院

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/graduate-school.html#purpose>、ホーム＞学部・大学院＞大学院について

2) 教育研究上の基本組織に関すること

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/disclosure.html>、ホーム＞大学案内＞情報公開
本学の所在地

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/access.html>、ホーム＞大学案内＞交通アクセス
設置学部学科・研究科専攻

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/index.html>, ホーム>学部・大学院
沿革

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/ideal.html>, ホーム>大学案内>教育理念
アクセス

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/access.html>, ホーム>大学案内>交通アクセス

3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/disclosure.html>, ホーム>大学案内>情報公開
教員数

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/ideal.html>, ホーム>大学案内>教育理念
教員紹介

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/students-teacher.html>, ホーム>学部・大学院
>教員紹介 (学部)

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/graduate-teacher.html>, ホーム>学部・大学院
>教員紹介 (大学院)

主な研究業績

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/students-teacher.html>, ホーム>学部・大学院
>教員紹介 (学部)

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/graduate-teacher.html>, ホーム>学部・大学院
>教員紹介 (大学院)

4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業 又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関 すること

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/disclosure.html>, ホーム>大学案内>情報公開
入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー)

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/3policy.html>, ホーム>大学案内>3つのポリシー

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/graduate-school.html#policy3>, 学部・大学院>
大学院について

入学定員・収容定員

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/ideal.html>, ホーム>大学案内>教育理念
在籍者数・入学者数・卒業者数

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/ideal.html>, ホーム>大学案内>教育理念
就職状況

<https://www.y-nm.ac.jp/career/recruit.html>, ホーム>就職・進路>進路状況につい
て

進学者及び就職者数

<https://www.y-nm.ac.jp/career/recruit.html>, ホーム>就職・進路>進路状況につい
て

主な進路先

<https://www.y-nm.ac.jp/career/recruit.html>, ホーム>就職・進路>進路状況について

5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/disclosure.html>, ホーム>大学案内>情報公開
授業について

<https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/completion.html>, ホーム>キャンパスライフ>
履修について
学期について

<https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/completion.html>, ホーム>キャンパスライフ>
履修について
授業科目について

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/students-syllabus.html>, ホーム>学部・大学院>
シラバス (学部)

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/students-syllabus.html>, ホーム>学部・大学院
>シラバス (大学院)
シラバスについて

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/students-syllabus.html>, ホーム>学部・大学院
>シラバス (学部)

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/students-syllabus.html>, ホーム>学部・大学院
>シラバス (大学院)

6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/disclosure.html>, ホーム>大学案内>情報公開
試験について

<https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/completion.html>, ホーム>キャンパスライフ
>履修について
成績について

<https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/completion.html>, ホーム>キャンパスライフ
>履修について
卒業要件について

<https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/completion.html>, ホーム>キャンパスライフ
>履修について
取得可能学位について

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/students-curriculum.html#diploma>, ホーム>
学部・大学院>学部について>教育課程

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/graduate-curriculum.html#diploma>, ホーム>
学部・大学院>大学院について>教育課程
学位論文に係る評価に当たっての基準

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/pdf/m-standard.pdf>, ホーム>学部・大学院>大

学院について>学位論文審査基準

7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/disclosure.html>, ホーム>大学案内>情報公開
校地、校舎等の面積

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/ideal.html#area>, ホーム>大学案内>教育理念
耐震化率

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/campusmap.html#earthquake-resistant>, ホーム
>大学案内>キャンパスマップ
キャンパスマップ

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/campusmap.html#earthquake-resistant>, ホーム
>大学案内>キャンパスマップ
図書館

<https://www.y-nm.ac.jp/library/index.html>, ホーム>図書館>インデックス
ラーニングコモンズ

<https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/students-support.html>, ホーム>キャンパスラ
イフ>学生支援
サロン MIE

<https://www.y-nm.ac.jp/social/facility.html#salon>, ホーム>地域連携・社会貢献>
施設の利用方法

8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/disclosure.html>, ホーム>大学案内>情報公開
授業料について

<https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/tuition-fees.html>, ホーム>キャンパスライフ
>授業料について

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/graduate-curriculum.html#tuition-fees>, ホーム
>学部・大学院>大学院について>教育課程
奨学金制度紹介

<https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/scholarship.html>, ホーム>キャンパスライフ
>奨学金について

9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/disclosure.html>, ホーム>大学案内>情報公開
キャリア支援体制

<https://www.y-nm.ac.jp/career/career-support.html>, ホーム>就職・進路>就職サ
ポート

学生サポート体制（健康相談、学生相談、ハラスメント相談、問い合わせ先）

<https://www.y-nm.ac.jp/campuslife/students-support.html>, ホーム>キャンパスラ
イフ>学生支援

10) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関すること

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/disclosure.html>, ホーム>大学案内>情報公開
教育内容

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/students-curriculum.html>, ホーム>学部・大
学院>学部について>教育課程

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/graduate-curriculum.html>, ホーム>学部・大
学院>大学院について>教育課程

目指す資格

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/students-curriculum.html#qualification>, ホー
ム>学部・大学院>学部について>教育課程

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/graduate-curriculum.html#qualification>, ホー
ム>学部・大学院>大学院について>教育課程

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/pdf/risyumodel1n.pdf>, ホーム>学部・大学院
>pdf>履修モデル (学部)

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/pdf/risyumodel2n.pdf>, ホーム>学部・大学院
>pdf>履修モデル (大学院)

履修系統図

<https://www.y-nm.ac.jp/academics/pdf/risyukeitouzu.pdf>, ホーム>学部・大学院
>pdf>履修系統図

11) その他

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/disclosure.html>, ホーム>大学案内>情報公開
教育条件、教育内容、学生の状況、国際交流、社会貢献等の概要

<https://www.y-nm.ac.jp/aboutus/educational-research.html>, ホーム>大学案内>
情報公開>教育研究上の情報 (その他)

この他、大学機関別認証評価結果、財務情報、設置認可申請書類、設置計画履行状況報告書、自己点検・評価報告書、年次活動報告書、自己点検・評価委員会提案書、公的研究費に関すること、IR 情報として授業評価アンケート集計結果、学生生活アンケート結果、入学選抜試験区分による各分析結果、国家試験結果、就職・進路状況等を公表している。

以上のように、教育情報と財務情報は、刊行物 (大学案内、学生便覧、シラバス等) と暁学園及び本学ホームページにより、学内外すべてに公開されている。臨床検査学専攻開設後は、臨床検査学専攻についてもこれまで同様の情報を公表していく。

(2) 刊行物による情報提供

1) 四日市看護医療大学紀要

毎年 1 回、大学紀要が発行されている。教員の学術論文や研究報告、資料発表を掲載し教職員、学生の他、企業や周辺自治体に配布している。印刷物だけでなく、大学ホー

ムページにも掲載し、web 上でも閲覧できるようにしている。

2) 四日市看護医療大学学報

毎年1回、大学学報が発行されている。その中で、以下のような項目について報告している。

- ①教育後援会役員会・総会について
- ②FD 委員会報告
- ③海外研修報告
- ④公開講座、シンポジウム報告

3) 入学案内・サブリーフレット

受験生向けに入学試験の概要及び教育活動の内容について公表している。また、奨学金や資格試験対策などについてはサブリーフレットにて情報を提供している。

4) ニュースレター「オレンジの風」

毎年4回、ニュースレター「オレンジの風」が発行されている。内容は、講義や実習等の教務事項に関係することや、学友会及びサークル等の学生活動について報告されている。

5) 自己点検・評価報告書

3年に1回、報告書を作成している。内容は、大学の理念・目的、教育研究組織、学生の受け入れ、教育課程、教員の組織、研究活動などについて、自己点検を実施し、その結果を「四日市看護医療大学 自己点検・評価報告書」としてまとめている。

6) 産業看護研究センター報告書

産業看護研究センターは、地域社会における産業看護のシンクタンクとして、本学の教員が地域の企業・自治体等と産業看護に関する共同研究や受託研究を行っており、その成果を毎年1回「活動報告書」としてまとめている。

16. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修や研究の実施に関する計画は、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会及び大学院ファカルティ・ディベロップメント（FD）担当者会議において立案されている。また、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図り、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取り組みを実施するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会が置かれている。大学院においてもこれらの組織的な FD 活動や SD 活動を活用し、教育・研究内容の改善と大学運営に必要な能力・資質の向上を図っ

ている。

(1) 教育推進・学生支援センター

教育内容等の改善を図るための組織的な取り組みを進めるため、本学では教育推進・学生支援センターを設けている。教育推進・学生支援センターでは、教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮を実現させるため、学長を議長とする教育推進・学生支援センター会議が定期的開催されており、

- 1) 教育活動の支援に関すること
- 2) 教育活動における教職員の交流と研修に関すること
- 3) 教育における研究・開発に関すること

等の事業について審議している。

教育推進・学生支援センター会議は、学長、副学長、教育推進・学生支援センター長、学科長、専攻長、教育推進部門長、学生生活部門長、キャリア支援部門長、事務局長、事務部門長、その他学長が指名する者により構成されており、全学的な視点から教育改革・教育改善を行ない得る機関となっている。

教育推進・学生支援センターにおいて教育内容等の改善を図るために中心的な役割を担うのは、教育推進委員会、教務委員会、実習委員会及びファカルティ・ディベロップメント委員会により構成される教育推進部門である。教育推進部門の所掌事業は、

- 1) 教育課程及び授業の評価、改善に関すること
- 2) 教員及び教員組織の教育能力向上のための研修企画の立案及び実施に関すること
- 3) 初年次教育の推進に関すること
- 4) 実習に関すること
- 5) 高大連携の推進に関すること

等であり、より具体的な事項は教育推進委員会、教務委員会、実習委員会及びファカルティ・ディベロップメント委員会それぞれにおいて議論されている。

(2) ファカルティ・ディベロップメント委員会

ファカルティ・ディベロップメント委員会の所掌事項は、

- 1) ファカルティ・ディベロップメント推進のための企画及び実施に関する事項
- 2) ファカルティ・ディベロップメントに関する報告書等の作成に関する事項
- 3) その他、ファカルティ・ディベロップメントの推進に関する事項

となっており、教育推進部門長、学部から選出された教員数名、事務部門長、その他、委員長が必要と認める者により委員会が構成されている。委員長は、教育推進部門長が務め、授業評価アンケートの実施や教員・助手全員を対象とする研修会を企画・運営することにより、教員組織の資質の維持・向上を図ることを目指した活動を継続的に行っている。

また、大学院でのファカルティ・ディベロップメント活動を推進するため、ファカルティ・ディベロップメント委員会とは別に、ファカルティ・ディベロップメント担当者会議が置かれ、

- 1) 大学院のファカルティ・ディベロップメントに関する事項
- 2) 大学院の学術的国際交流に関する事項
- 3) その他、大学院のファカルティ・ディベロップメントの推進に関する事項を所掌している。

なお、新たに着任した教員・助手に対しては、各学科長による新任教員研修を実施している。本学の理念に基づく取組み、教育方針、教育力向上のための諸制度等について説明するとともに、本学が抱える諸課題についても認識を共有する場としている。

過去 5 年間にファカルティ・ディベロップメント委員会及びファカルティ・ディベロップメント担当者会議が主催した研修会は、【資料 25】に示す。

(3) スタッフ・ディベロップメント委員会

大学運営をめぐる様々な課題が高度化・複雑化し、事務職員の職能開発の重要性が更に高まっていることから、事務職員として求められる能力向上を図るための スタッフ・ディベロップメント (SD) 活動として、全事務職員を対象とした学内での研修会の実施やそれぞれの職務に応じた外部の研修会への参加を積極的に行っている。

また、平成 29 (2017) 年度よりスタッフ・ディベロップメントが義務化され、大学がより適切で効果的な運営を図るため、職員に対し必要な知識を習得させるとともに、その能力や資質の向上に向けた取組みを行うこととなった。ここで言う「職員」の定義には事務職員だけでなく、教員や技術職員も含むこととされているため、スタッフ・ディベロップメント委員会は事務部局の長だけでなく、副学長、学科長も含め構成されている。

スタッフ・ディベロップメント委員会の所掌事項は、

- 1) スタッフ・ディベロップメントの企画及び実施に関する事項
- 2) その他、スタッフ・ディベロップメントの推進に関する事項

となっており、事務職員だけでなく、教員・助手にも大学運営上の職務と責任の遂行に必要な知識・技能等を修得させ、本学職員の能力及び資質を向上させることを目的としている。

過去 5 年間にスタッフ・ディベロップメント委員会が主催した研修会は、【資料 26】に示す。

添付資料

- 資料1. 「将来へ向けての臨床検査技師のあり方」～提言～（一部抜粋）
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 臨床検査技師あり方推進ワーキンググループ
- 資料2. 「将来へ向けての臨床検査技師のあり方」～提言～（一部抜粋）
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 臨床検査技師あり方推進ワーキンググループ
- 資料3. 「将来へ向けての臨床検査技師のあり方」～提言～（一部抜粋）
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 臨床検査技師あり方推進ワーキンググループ
- 資料4. 「将来へ向けての臨床検査技師のあり方」～提言～（一部抜粋）
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 臨床検査技師あり方推進ワーキンググループ
- 資料5. 「臨床検査技師による在宅医療推進のための提言書」（一部抜粋）
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 在宅業務推進ワーキンググループ
- 資料6. 「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書」（一部抜粋）
厚生労働省 臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会
- 資料7. 「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書」（一部抜粋）
厚生労働省 臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会
- 資料8. 四日市市、市立四日市病院、三重県臨床検査技師会、愛知県臨床検査技師会、岐阜県臨床検査技師会、静岡県臨床衛生検査技師会からの設置要望書・協力表明書
- 資料9. 3つのポリシー関連図
- 資料10. カリキュラムツリー
- 資料11. カリキュラムマップ
- 資料12. 教育課程等の概要
- 資料13. 四日市看護医療大学大学院学則（案）
- 資料14. 四日市看護医療大学学位規程（案）

資料15. 履修モデル

資料16. 入学から修了までの研究指導スケジュール

資料17. 時間割案

資料18. 四日市看護医療大学公的研究費取扱規程

資料19. 四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止に関する規程

資料20. 四日市看護医療大学研究倫理審査要領

資料21. 学部教育と修士課程の関係図

資料22. 大学院生研究室平面図

資料23. 大学院控室平面図

資料24. 購入予定図書一覧

資料25. 過去5年間にファカルティ・ディベロップメント委員会及びファカルティ・ディベロップメント担当者会議が主催した研修会

資料26. 過去5年間にスタッフ・ディベロップメント委員会が主催した研修会

四日市看護医療大学大学院看護医療学研究科臨床検査学専攻（修士課程）

設置の趣旨等を記載した書類 添付資料一覧

- 資料1. 「将来へ向けての臨床検査技師のあり方」～提言～（一部抜粋）
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 臨床検査技師あり方推進ワーキンググループ
- 資料2. 「将来へ向けての臨床検査技師のあり方」～提言～（一部抜粋）
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 臨床検査技師あり方推進ワーキンググループ
- 資料3. 「将来へ向けての臨床検査技師のあり方」～提言～（一部抜粋）
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 臨床検査技師あり方推進ワーキンググループ
- 資料4. 「将来へ向けての臨床検査技師のあり方」～提言～（一部抜粋）
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 臨床検査技師あり方推進ワーキンググループ
- 資料5. 「臨床検査技師による在宅医療推進のための提言書」（一部抜粋）
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 在宅業務推進ワーキンググループ
- 資料6. 「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書」（一部抜粋）
厚生労働省 臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会
- 資料7. 「臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書」（一部抜粋）
厚生労働省 臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会
- 資料8. 四日市市、市立四日市病院、三重県臨床検査技師会、愛知県臨床検査技師会、岐阜県臨床検査技師会、静岡県臨床衛生検査技師会からの設置要望書・協力表明書
- 資料9. 3つのポリシー関連図
- 資料10. カリキュラムツリー
- 資料11. カリキュラムマップ
- 資料12. 教育課程等の概要
- 資料13. 四日市看護医療大学大学院学則（案）

資料14. 四日市看護医療大学学位規程（案）

資料15. 履修モデル

資料16. 入学から修了までの研究指導スケジュール

資料17. 時間割案

資料18. 四日市看護医療大学公的研究費取扱規程

資料19. 四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止に関する規程

資料20. 四日市看護医療大学研究倫理審査要領

資料21. 学部教育と修士課程の関係図

資料22. 大学院生研究室平面図

資料23. 大学院控室平面図

資料24. 購入予定図書一覧

資料25. 過去5年間にファカルティ・ディベロップメント委員会及びファカルティ・ディベロップメント担当者会議が主催した研修会

資料26. 過去5年間にスタッフ・ディベロップメント委員会が主催した研修会

平成31年3月31日

一般社団法人日本臨床衛生検査技師会
会長 宮島 喜文様

臨床検査技師あり方推進ワーキンググループ

リーダー 丸田 秀夫

メンバー 横地 常広

長沢 光章

梶山 広美

滝野 寿

千葉 正志

西浦 明彦

片山 博徳

竹浦 久司

白波瀬浩幸

高村 好実

直田健太郎

担当理事 深澤 恵治

「将来へ向けての臨床検査技師のあり方」～提言～

はじめに

急速に少子高齢化に向けて進展する我が国は、団塊の世代（昭和22～24年に出生）が後期高齢者（75歳）となる2025年に照準を合わせた社会保障制度改革が進められている。また、高齢者人口がピークを迎える2040年には人口構成が激変することが予測されており、特に生産人口（15～65歳）の減少が加速して高齢者人口が4000万人とピークに達し、総人口の3分の1を超えると推計されている。行政や医師会を含む各種の医療団体では2040年を見据え、医療・介護サービスのあり方の検討が進められている。

このような背景を踏まえて各医療機関は新たな取り組みを模索している。我々臨床検査技師が国民にとって不可欠な職種として存続するためには何が必要なのだろうか？

「臨床検査技師あり方推進ワーキンググループ」では医療の高度化、複雑化さらに情報通信技術（ICT：Information and Communication Technology）、人工知能（AI：Artificial Intelligence）等々の最新テクノロジーの医療への活用などを鑑み、臨床検査技師が将来へ向けて対応すべき課題として以下の3つのテーマを挙げ、提言書として取りまとめたので報告する。

検討テーマ

その1：AIと臨床検査技師なども含め10年後以上未来の臨床検査技師像を探る

その2：予防医学と臨床検査技師のあり方

その3：医療におけるコーディネーターとしての臨床検査技師の位置づけ

「将来に向けての臨床検査技師のあり方」
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 より一部抜粋

その1、AIと臨床検査技師なども含め10年後以上未来の臨床検査技師像を探る

<提言の概要>

科学技術の発達や労働人口の減少により、医療、検査分野でもロボットや「人工知能（AI）」が内蔵した医療機器、検査機器の開発が進むが、これは時代が求めている潮流である。これに対して、臨床検査技師は臨床の場においては、ロボットや「人工知能（AI）」を管理する。道具として使う。お互い不足する能力を補完し合うことを目指し、国民により良い医療の提供を目指す体制を構築する。

<提言に対する説明>

AIは高度で洗練されたソフトウェアシステムで、コンピューターが人間の知性や意思決定を補助するものと考えられる。その中でも医療の分野では人間の知識トレーニングや情報の有効性検証、継続的な学習の実施に大量の検査データが使用されている。医療の分野での活用範囲としては、カルテ、検診・健診の電子記録、医学研究、臨床検査結果、各種診断情報等である。その中で最もAIの導入が早いとされている臨床検査領域では、臨床検査技師の役割は何かを真剣に模索することが急務と考えられる。

このような状況で今後の想定されるAIの機能・活用方法から将来の臨床検査室の状況を描いてみると、以下の項が挙げられる。

① マニュアル作業がオートメーション化される

AI臨床検査室では、細かく煩雑な人為的作業は大きく削減される。臨床検査の工程全般のプロセスは効率上がり、様々な意思決定も迅速に行えるようになる。臨床検査技師はオートメーション作業を管理するAIの管理が業務になる。

② デジタル化による情報の流れの自動化

ルールに基づいたプログラミングにより、臨床検査室内の人による作業と意思決定が置き換えられ、ワークフローは加速化しエラーが低減される。手書きの結果報告や手作業による編集をデジタル編集に変え、即時に医師に転送できるようになる。文書の間違い等は常にピックアップされ、人がAIで動かされることもある。

③ 臨床検査のリーダーが見るAIの近未来

臨床検査業務でのAI活用は、患者ケアのパス、病変の検出や診断、慢性疾患の予防などへも波及し、今よりもさらに改善される。

④ 主流になっていくAI

AIは学習と改善を繰り返しながら、患者以外とのやり取りも処理できるようになり、患者ケアの流れのすべてが変革する。つまり、EHR（Electronic Health Record）の確認から検査の発注、診断情報や症状、リスクプロファイルや人口統計までを統合し、診断と治療のオプションを推奨することができる。AIの普及は当然の流れであり、医療の現場は急速に様変わりしていくことが予想されるが、それらに柔軟に対応し、自らの立ち位置を確立し、医療の現場で不可欠な存在となる必要がある。そのための方策として、臨床検査技師がAIの示した結果を理解し、それを分かりやすく患者に伝えるなどの取り組みが「AIを利用する」ことに繋がると考える。臨床検査の専門性を活かしつつ、AI技術やICT技術と医師そして患者間を橋渡しする業務、ここに着目していくことで到達する未来がみえてくる。また、AIを有効に機能させるためにはベースとなる様々な医療情報の精度・品質の確保も重要であり、AIへインプットする臨床検査情報の品質確保は当然臨床検査技師が担う業務となる。AIの普及により、医療現場の労働環境は大きく変化すると予想される。これまで臨床検査技師が行ってきた業務は、今後はAIが的確に正確に判断し、実践してくれる時代となる。そこで懸念されているのが「AIが普及すると我々の職種がなくなる」といった意見であるが、AIはあくまで「道具」であり「道具」には必ず「使う人」が必要となる。つまりAIは我々にとって仕事を奪う「脅威」ではなく、人間と「共存」していく存在となっていくと予想する。実際の医療現場では患者を中心としての業務であり、複雑な表現を交えたコミュニケーションが必要であるが、臨床検査技師がこれからのAI時代を生き残るためにはAIを活用できる人材の育成を急ぎ、AIと共に「コミュニケーション力」を磨き患者の近い場所で業務を実践し、他医療職に信頼される職種になっていくことが必要と考える。

「将来に向けての臨床検査技師のあり方」
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 より一部抜粋

その2、予防医学と臨床検査技師のあり方

＜提言の概要＞

臨床検査技師は、医師が行なうあらゆる疾病診断のための臨床検査値を提供する唯一の医療技術者であり、提供した臨床検査値での診断は医業であり医師のみしか認められていないが、臨床検査値と当疾病・病態との関連性についての理解は、他の医療技術者に比べて優位な存在である。このことから、臨床医学の領域に限らず、生活指導、予防医学に関連するあらゆる領域において活躍できる考えることから、制度設計に取り組むべきである。

＜提言に対する説明＞

現状の臨床検査技師の多くが勤務している環境は臨床医学と考えられる。臨床医学は予防医学と異なり、健康障害の原因を特定し、それを取り除き治療することである。一方、診断学では一次予防、二次予防などの予防医学との連携が不可欠とされている。臨床分野では予防的活動を行うことが可能であり、予防医学の重要性から現在では医師の予防医学教育が進んでいる。同時に、予防医学の領域の拡大に伴いメディカルスタッフの役割分担の重要性も認識されつつある。予防医学の実践活動は医師、歯科医師の他に薬剤師、保健師・看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士等の医療職種の協力活動による展開が進められてきた。しかし、臨床検査技師はこの領域に十分に認知されているとは言い難い現状がある。国内の人材育成は全国の大学医学部および医科大学に衛生学、公衆衛生学の講座を設置して予防医学に関する教育が実施されているにも関わらず、臨床検査分野ではそれらに対応出来ていない状況である。臨床医学の学会を中心に専門医、認定医、指導医の形で専門医制度が整備されつつあるが、公衆衛生あるいは予防医学に関する研修の必要性を認識し、その内容について検討することも必要であるようである。また、予防医学分野では一部の学会を除き、各学会が人材養成にどのように関わるべきなのか十分に検討されていない。関連学会が医師だけでなく予防医学に関わる幅広い人材養成にどう取り組んで行くべきか模索する時期と捉えるべきである。臨床医学の各領域においては予防医学教育の拡充を検討する必要がある。臨床検査技師、看護師等の大学における人材育成教育が急がれる。そのうえで、臨床検査分野の立ち位置も明確化しなければならない。予防医学には、一次予防（疾病の予防。健康への啓発、健康増進、特殊予防（教育、予防接種など））と二次予防（重症化の防止。疾病の早期発見と早期措置、適切な医療と診療対策（健康診断など））と三次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持・回復を図ること）がある。一次予防は、健康な人が病気になる前の段階の予防で、臨床検査技師が大きく係るところであり生活習慣の検査や改善指導を通じて寄与できる。また、治療において検査値が基準値範囲内になるようにコントロールして病気になる前に予防することも可能となり、国民に対して予防に関する教育も推進できる。二次予防は、発生した疾病に対して自覚症状が出る前に疾病を発見し、早期に治療しようとするものである。その早期発見のために各種の健康診断が実施されている。ここでも臨床検査が利用され、多くの臨床検査技師が活躍しているところである。三次予防は主に医療における診療により、病気の進展を防いだり、合併症の発生を防いだりするものである。ここでの臨床検査は治療の経過観察や投薬などのモニタリングなどが想定される。人口の高齢化や社会環境の変化に伴い、脳血管疾患・心臓疾患・呼吸器疾患など基礎疾患を有する人々が病院から在宅などで疾病管理を行うことが想定され、居宅での疾病管理にはある程度の臨床検査を用いて適切に行われなければならない。現状では臨床検査技師の存在は希薄なものは否めないが、地域包括ケアシステムを上手に利用し臨床検査技師による居宅での疾病管理（三次予防）は政府の方針に沿った内容であると考えている。以上のような国民に寄り添った検査や検査説明だけではなく、一次、二次さらには三次を合わせた総合健診システムを構築ができるのは、検査の専門家である臨床検査技師にできることである。また、予防医学においては、膨大な受診者データを有しており、AIを用いて解析することにより、疾病の早期発見や治療経過の観察、合併症の防止に貢献すると考える。超高齢社会が始まった現在、高齢先進国に生きる私たちは、健康維持に努め、さまざまな疾患と立ち向かい高齢期でも健康で、自立して、社会に貢献できること、新たなサクセスフル・エイジング（幸せに、より良く老いる）のモデルやシステムの構築と実践を行い、それを世界に発信できることを期待したい。当然その中には臨床検査技師が加わり一次・二次・三次の予防医学へ寄与もできる。すべての国民が健康に関心を持ち、病気にならないように臨床検査技師ができることを創造し、医療費の削減につながる仕事ができる臨床検査技師、国民（患者）中心に仕事ができる臨床検査技師になることが重要である、それらを担う人材の育成も重要な課題である。

「将来に向けての臨床検査技師のあり方」
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 より一部抜粋

その3、医療におけるコーディネーターとしての臨床検査技師の位置づけ

<提言の概要>

臨床検査技師は、医師が行なうあらゆる疾病診断のための臨床検査値を提供する唯一の医療技術者であり、提供した臨床検査値での診断は医業であり医師のみしか認められていないが、臨床検査値と当疾病・病態との関連性についての理解は、他の医療技術者に比べて優位な存在である。このことから、臨床医学の領域に限らず、生活指導、予防医学に関連するあらゆる領域においても、コーディネーターとして活躍できる考えることから、制度設計に取組むべきである。

<提言に対する説明>

現在、臨床検査技師がコーディネーターの名称を用いて活動出来ている分野は、治験コーディネーター（CRC：Clinical Research Coordinator）やPOC（Point Of Care）コーディネーター等がある。CRCは治験責任医師又は治験分担医師の指導の下、治験業務に協力する者で、主に看護師、薬剤師、臨床検査技師などが担当している。業務範囲としてはインフォームド・コンセント取得補助、治験のスケジュール管理、治験中の患者のサポート、症例報告書作成補助、関係各部署のスタッフに対する連絡、調整などである。POCコーディネーターの役割は、操作マニュアルやトレーニング事項の作成と記録、機器・試薬の添付文書など書類の管理、各部門における責任者の把握、測定現場での操作手順の確立、測定現場と検査室への連絡、使用者の教育などである。これらの他に生活習慣病や糖尿病をはじめとする慢性的な疾患の患者管理のためのコーディネーターも重要視されている。患者管理において臨床検査は重要なメルクマークであり、臨床検査技師の関与が不可欠と考える。上記のほか、臨床検査技師に期待されるコーディネーター業務について以下5つの可能性を考察してみる。一つ目は、検体検査の精度の確保に関する医療法等の一部改正に伴い、臨床検査技師が、作業手順書や日誌・台帳の作成・運用管理を任されるなど法改正への体制整備において、検査室が管理する領域を超え施設全体の検体検査に関連する運営・管理のコーディネーターができることである。二つ目は、臨床検査技師は、がんゲノム医療の実用化に必要な医療従事者として、がんのゲノム医療に関する遺伝子関連検査に精通し、患者・家族への説明、多職種との連携、意思決定支援等を担うことができ、がんゲノム医療コーディネーター業務ができることである。平成30年より厚生労働省主導で人材の育成が進められており、臨床検査技師をはじめ看護師、薬剤師が対象職種となり、がんゲノム医療中核拠点病院やがんゲノム医療連携病院に配置が求められている。業務内容の多くの部分は臨床検査技師の専門性が発揮できる遺伝子関連検査に関するものであり、多くの臨床検査技師の関与が望まれる。三つ目は、各医療職種の役割分担をコーディネートできることである。たとえば多職種業務推進コーディネーター（仮称）である。働き方改革の検討の中で、医師・看護師の負担軽減を目的とする医療職の働き方や仕事の割り振りを臨床検査技師がコーディネートすることも十分に可能である。診療放射線技師や病院薬剤師と比較し、臨床検査技師は医療・疾病に関連する豊富な知識と技術を活用することにより、患者・病院双方に有益となる。四つ目は、臨床検査技師は、現状のレベルにおいて一定以上の検査データ管理が可能である。また、検査領域を超え、医療事故防止・削減に向けて、病院・施設全体のロジック構築に有効なツールをコーディネートできる力がある。検体検査のデータ解析において、設定された解析ロジックに基づき、臨床検査システムから受信した検査オーダー・検査結果をリアルタイム自動解析する診断支援において、検査ロジックに従ってフォローすることで、臨床検査技師は今後さらなる進化ができる。五つ目は、在宅医療において、検体採取やPOCT検体検査、ポータブル超音波、心電図なども使いこなせる臨床検査技師は、どのような医療スタッフをどの患者宅に派遣することで、よりよい医療を提供できるのかをコーディネートすることが可能となる。在宅医療において診療の効率化、医師の業務軽減、看護師や関連するメディカルスタッフが単独で在宅を訪問するシステムが一般化するところに臨床検査技師も含まれることによりコーディネーターの役割を発揮し在宅での活躍が期待される。臨床検査技師がコーディネーターとして関与した事例の一端として以下の事例を把握している。

- ◆院内における多職種の研修事業（診療支援研究会）
- ◆在宅医療における多職種研修事業（医師、薬剤師、ケアマネ、行政、介護福祉士、作業療法士など）
- ◆地域の医療施設の地域講演事業への臨床検査技師の参入
- ◆地域企業とのコラボレーションによる社会貢献活動等活動
- ◆職域を跨いだ研修事業（コメディカル統合研修会）
- ◆平成31年度開催を目指し、勇美財団助成金の申請（2回目）を行った。（事業は技師会ではなく南予プロジェクト、代表高村）①. 顔の見える多職種連携研修会②. 看取りの経験報告研修会（いずれも愛媛2市3町での研修会開催予定）、などがある。

「将来に向けての臨床検査技師のあり方」
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 より一部抜粋

令和3年3月31日
一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会長 宮島喜文 様

在宅業務推進ワーキンググループ

臨床検査技師による在宅医療推進のための提言書

我が国は、少子高齢化が急速に発展している中で、健全な皆保険制度を維持していくために、医療保障制度を含めた様々な改革が急務となっている。さらに2025年には団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となり、要介護、認知症高齢者などが増加する背景から、政府は医療提供体制の見直しを開始した。重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築のことである。これまでの我が国の医療は、主に青壮年期の患者を対象とし、救命・延命・治癒・社会復帰を前提とした「病院完結型」の医療であった。今後は慢性疾患による受療が多く、複数の疾病を抱えるなどの特徴を持つ高齢の患者が中心となり、病気と共存しながらQOLの維持・向上を目指す医療となる。すなわち、医療はかつての「病院完結型」から、患者の住み慣れた地域や自宅での生活のための医療、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療に変わらざるを得ない。一定の仮定を置いて、地域ごとに推計した値を積み上げ、2025年度においては、1日あたり29万人の在宅医療等提供者が見込まれ、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療技術者とリハビリ職、ケアマネージャー、介護士等の医療福祉従事者が、お互いの専門職を生かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制を構築することが重要であるとされている。上記医療情勢の中、現在までの病院等医療施設での勤務が主であった臨床検査技師は、人口の急速な高齢化等に伴う医療提供体制の見直しのため、患者も病院から在宅へと医療提供体制も見直されることから、臨床検査技師を含む各医療職種は勤務場所を病院から在宅へと拡大することが求められた。このことから、在宅医療で臨床検査技師が果たすべき業務の情報収集ならびに在宅医療で必要とされるスキルを取得するため、人材育成、情報収集を計画的に実施するため、この在宅業務推進ワーキンググループでは、以下の臨床検査技師の在宅医療の推進について6つの視点での考えを取りまとめた。

- 1) 臨床検査技師の在宅医療へ対しての「理解」
- 2) 各施設内での調整
- 3) 臨床検査技師のスキルの向上
- 4) 成功事例の共有
- 5) 他職種からの提言
- 6) 教育分野からの提言

「臨床検査技師による在宅医療推進のための提言書」
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会 より一部抜粋

(1) 教育内容と教育目標及びその単位数について

臨床検査技師を取り巻く環境の変化に伴い、臨床検査技師の養成に必要な教育内容と教育目標及びその単位数について検討を行った。

教育内容の見直しに当たっては、専門科目として定める内容を臨床検査技師の業務として定める内容に再区分するとともに、教育の目標を見直し、現行の95単位に、新たに必要な教育内容(単位数)を加えて、以下の総単位数とする。

95単位以上から102単位以上へ引上げ

[カリキュラムの主な見直し内容]

1) 基礎分野

- ・社会の理解(新設、単位変更なし)

2) 専門基礎分野

- ・臨床検査の基礎とその疾病との関連、保健医療福祉と臨床検査(名称変更、教育内容変更)

3) 専門分野

- ・臨床病態学、医療安全管理、生理学的検査(名称変更、教育内容変更、1単位増)
- ・形態検査学、生物化学分析検査学、病因・生体防御検査学、生理機能検査学(臨床検査技師の業務として定める内容に再区分、教育内容変更)

⇒血液学的検査(4単位)、病理学的検査(5単位)、尿・糞便等一般検査(3単位)、生化学的検査・免疫学的検査(6単位)、遺伝子関連・染色体検査(2単位)、輸血・移植検査(4単位)、微生物学的検査(6単位)

- ・臨地実習(5単位増、教育内容変更) など

(2) 臨地実習の1単位の時間数について

臨地実習1単位の計算方法について、45時間の実習をもって計算することを見直し、その他の実習と同様に30時間から45時間の範囲で定めることとする。

※1 臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和45年文部省・厚生省令第3号)

※2 臨床検査技師養成所指導ガイドライン(平成27年3月31日付け医政発0331第27号厚生労働省医政局長通知)

臨床検査技師学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書

(概要)

1. 指定規則(※1)及び指導ガイドライン(※2)の教育内容と単位数の見直しについて

「臨床検査技師養成所カリキュラム等改善検討会報告書」
厚生労働省より一部抜粋

⑧ 臨地実習 現行：7単位 → 見直し：12単位

1) 臨地実習施設

高度・専門化、多様化する保健・医療・福祉・介護等のニーズに対応するため、臨床現場における実践を通じて、救急、病棟、在宅等や健診、衛生検査所等での役割と業務、施設内のチーム（栄養サポートチーム、糖尿病療養指導チーム、感染制御チーム、抗菌薬適正使用支援チーム等）の役割と実施内容を理解することを必修化する。医学の進歩を踏まえた臨床への参加型実習をさらに進めていく観点から、臨地実習において学生に、必ず実施させる行為及び必ず見学させる行為を定め、患者の安全を確保しつつ、個々の患者から同意を得た上で実施することを必修化する。

1. 学生に実施させることが望ましい行為についても定める。

加えて、臨地実習における教育分野毎の実習期間配分として、学生に実施及び見学させるべき行為の観点から、4単位程度は生理学的検査に関する実習を行うこととする。

「臨床検査技師養成所カリキュラム等改善検討会報告書」
厚生労働省より一部抜粋

健福第192号-2
令和4年11月28日

文部科学大臣 永岡 桂子 様

四日市市長 森 智広



四日市看護医療大学大学院
看護医療研究学科臨床検査学専攻設置認可について（副申）

学校法人暁学園は、四日市看護医療大学大学院において、令和6年度から臨床検査学専攻を新設する準備を進めております。

四日市看護医療大学は、学校法人暁学園と本市との公私協力方式により、平成19年度に看護学部看護学科の単科として設立され、平成23年度には、看護学専攻をもつ大学院を開設しました。

開学以来、幅広く地域で活躍する多数の人材を輩出し、卒業生は本市のみならず全国の医療機関、保健所、企業等で、看護師、保健師、助産師として活躍しております。

さらに、「四日市看護医療大学」としての教育・研究体制を整えるため、令和2年度には看護学科に加え、新たな医療技術系の学科として、臨床検査学科を開設し、4年制大学における幅広い学びを通して、医療に必要な専門知識のみならず、優れたヒューマンケア能力を持つ臨床検査技師を養成しています。

このたび、新たに大学院に臨床検査学専攻を新設することは、臨床検査学の学修・研究を志望する学生の教育機会の提供、並びに高度な医療系人材の養成を通じた地域医療への貢献に大きな役割を果たすことが期待されます。

つきましては、当該法人の設置する四日市看護医療大学大学院看護医療研究学科臨床検査学専攻の認可申請に関しまして、格別のご配慮を賜りますよう副申いたします。

四病総第105号

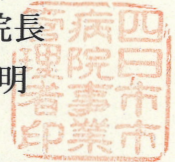
令和4年12月13日

文部科学大臣 様

四日市市病院事業管理者

市立四日市病院 院長

金城 昌明



四日市看護医療大学 大学院 看護医療学研究科 臨床検査学専攻 (仮称)
設置に関する要望書

当院は、三重県の北勢地域において救急医療、高度医療など急性期医療を提供し、当該地域における中核的病院としての役割を担っております。この役割を果たすため、当院では、医師や看護師をはじめとした医療従事者の確保と定着に努めてきているところです。

今般、四日市看護医療大学において、既設の「大学院 看護医療学研究科 看護学専攻」に加え、新たに「大学院 看護医療学研究科 臨床検査学専攻 (仮称)」の開設が計画されております。この「大学院 看護医療学研究科 臨床検査学専攻 (仮称)」は、病因解析検査学分野と病態機能検査学分野の2分野での幅広い学びを通じ、医療科学分野でリーダーシップを担う高度専門職業人や高度な専門知識を備えた教育・研究者を養成しようとするものです。

今後も当院が質の高い医療の提供していくためには、高度な専門的技術や知識を持った医療従事者を採用していく必要があります。臨床検査分野の高度教育機関が当院が所在する四日市市内に設置されることは、当院はもとより、医療を志す地元の学生たちにも非常に意義のあることです。

つきましては、開設後は、大学、大学院と当院との連携を密にし、地域医療の一層の充実に向けて協力をしてまいりますので、「四日市看護医療大学 大学院 看護医療学研究科 臨床検査学専攻 (仮称)」の設置認可につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

三臨技発第37号

令和5年3月7日

文部科学大臣 殿

一般社団法人三重県臨床検査技師会

会長 山本 幸治



四日市看護医療大学大学院 看護医療学研究科
(仮称) 臨床検査学専攻 (修士課程) の設置について (お願い)

平素は、当会の事業に関し、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当会は、衛生思想の普及啓発及び臨床検査技術を通じて、地域保健事業への協力を行うとともに、臨床検査に関する学術技能の高揚を図り、もって公衆衛生の向上及び県民の健康保持・増進に寄与することを目的としております。

さて、医療業界では、めざましい医療の高度化、専門化の中、医療の質的向上が求められる状況にあり、臨床検査技師の果たす役割も非常に重要視されています。当会におきましても、タスクシフト・シェアやチーム医療への参画を試み業務拡大を推奨しています。さらに、学術活動を積極的に推進するとともに、医療の現場において活躍できる臨床検査技師の育成に尽力しなければならないと考えております。

この度、学校法人暁学園が設置を計画している四日市看護医療大学大学院看護医療学研究科 (仮称) 臨床検査学科 (修士課程) においては、幅広い教養と人間理解、病因解析や病態機能に特化したカリキュラムを実現することにより、臨床検査に関する高度な専門知識・技術と高い倫理観、研究的視野を身につけた人材を育成することが期待されています。

当会では、同専攻設置後は学会や研究会などを通じて学修を支援し、現代医療に貢献できる学生の養成を支援して参ると同時に、他の臨床検査技師養成大学の大学院と同様、連携を密にし、地域医療の充実・更なる向上に貢献すべく努力して参る所存です、

つきましては、四日市看護医療大学大学院看護医療学研究科 (仮称) 臨床検査学専攻 (修士課程) の設置認可に特段のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

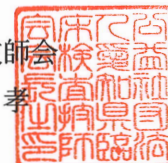
04 愛臨技発第 175 号

令和 5 年 1 月 26 日

文部科学大臣 殿

公益社団法人愛知県臨床検査技師会

会長 藤田 孝



四日市看護医療大学大学院 看護医療学研究科
修士課程 臨床検査学専攻（仮称）の設置について（お願い）

平素は、当会の事業に関し、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療の高度化、専門化が図られる中、医療の質向上が益々求められる状況にあり、臨床検査技師の果たす役割も非常に重要視されております。当会におきましても、学術活動を積極的に推進し、医療の現場で活躍できる臨床検査技師の育成に尽力しなければならないと考えております。

今般、学校法人暁学園が設置を計画している四日市看護医療大学大学院看護医療学研究科 修士課程 臨床検査学（仮称）では、幅広い教養と人間理解、病因解析や病態機能に特化したカリキュラムを実現することにより、臨床検査に関する高度な専門知識・技術と高い倫理観、研究的視野を身につけた人材の育成が期待されます。当会といたしましては、同課程設置後は学会や研究会などを通じて学修を支援し、現代医療に貢献できる学生の養成を支援して参ると同時に、他の臨床検査技師養成大学の大学院と同様、連携を密にし、地域医療の充実・更なる向上に貢献すべく努力して参る所存です、

つきましては、四日市看護医療大学大学院看護医療学研究科 修士課程 臨床検査学専攻（仮称）の設置認可に格別のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岐臨技発第 001 号

令和 5 年 1 月 31 日

文部科学大臣 殿

一般社団法人岐阜県臨床検査技師会

会長 棚村 一彦



四日市看護医療大学大学院 看護医療学研究科 (仮称)臨床検査学専攻(修士課程)の設置について(お願い)

平素は、当会の事業に関し、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療の高度化・専門化が進展する中、医療の質的向上が求められており、臨床検査技師の果たす役割も益々重視されてきています。当会においても、学術研究活動を積極的に推進し、医療の現場で活躍できる臨床検査技師の養成に尽力する方策を考えております。

この度、学校法人暁学園が設置を計画している四日市看護医療大学大学院 看護医療学研究科 (仮称)臨床検査学専攻(修士課程)では、幅広い教養と人間理解、病因解析や病態機能に特化した教育プログラムを提供することにより、臨床検査に関する高度な専門知識・技術と高い倫理観、研究的視野を備えた人材の育成が期待されています。当会としましては、同専攻設置後は学会や研究会などでの協働を通じて、現代医療に貢献できる大学院生の養成を支援すると同時に、他の大学院の臨床検査学専攻と同様、連携を密にし、地域医療の充実と更なる向上に貢献すべく努力して参る所存です。

つきましては、四日市看護医療大学大学院看護医療学研究科 (仮称)臨床検査学専攻(修士課程)の設置認可に特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

静臨技発（事）第 46 号

令和 5 年 1 月 26 日

文部科学大臣 殿

一般社団法人静岡県臨床衛生検査技師会

会長 高林 保行



四日市看護医療大学大学院（仮称）看護医療学研究科
臨床検査学専攻（修士課程）設置について（お願い）

平素より、当会の事業に対し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療の高度化、専門化が図られる中、その質の向上を求める声は益々に大きくなっており、そうした状況の下、臨床検査技師に対する社会的な期待も年々大きなものとなってきています。

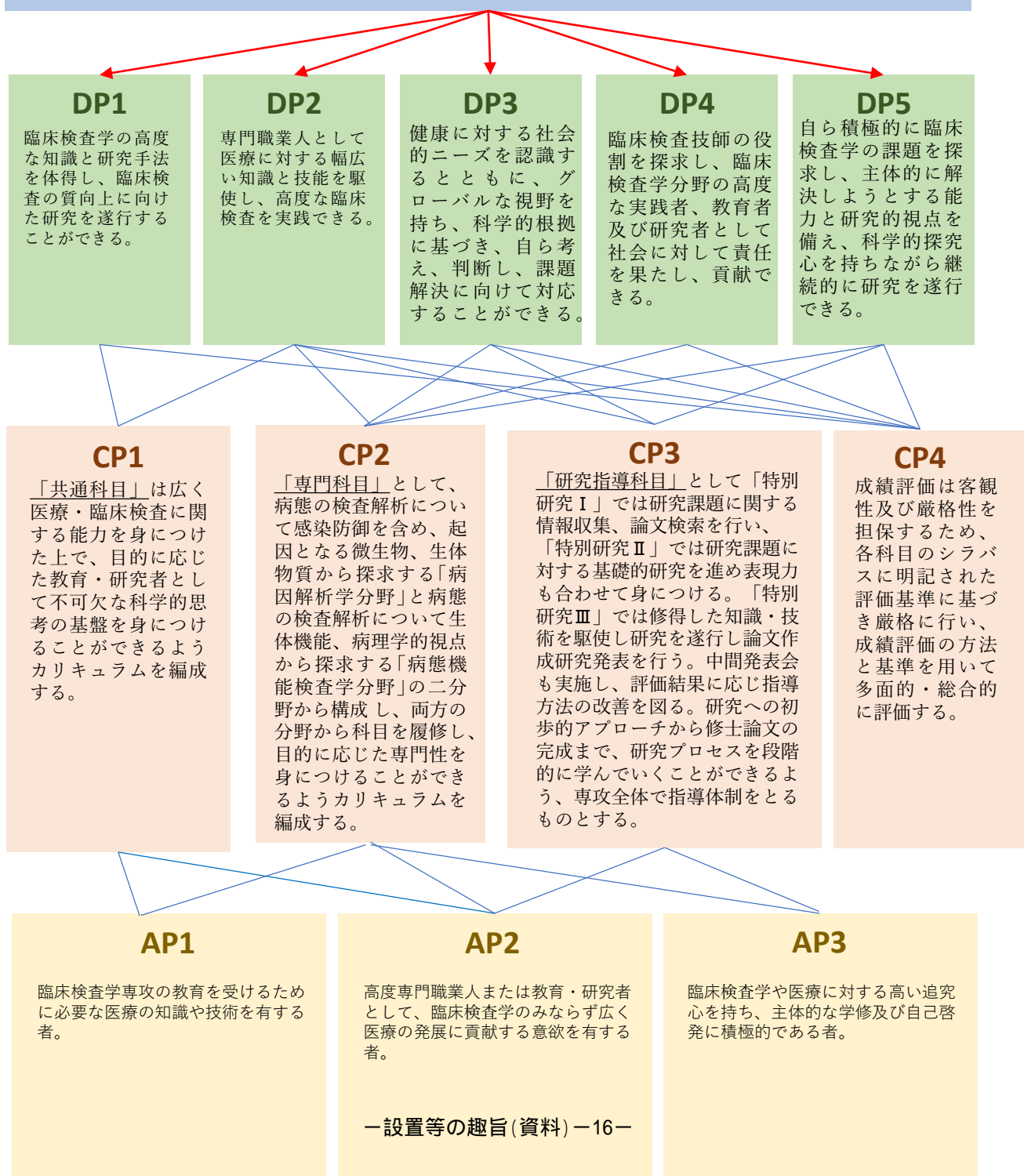
当会におきましても、これまで以上に学術研究活動を推進し、医療の現場で活躍できる臨床検査技師の養成に尽力する方策を考えております。

今般、四日市看護医療大学が設置を計画している（仮称）大学院看護医療学研究科臨床検査学専攻（修士課程）におきましては、豊かな教養と幅広い人間理解、病因解析や病態機能に特化した教育プログラムを提供することにより、臨床検査に関する高度な専門知識・技術と高い倫理観、研究的視野を身につけた人材の育成が期待されています。当会といたしましては、同専攻設置後は学会や研究会などでの協働を通じて、現代医療に貢献できる大学院生の養成を支援すると同時に、他の大学院の臨床検査学専攻と同様、学修を支援し、連携を密にし、地域医療の充実と更なる向上に貢献すべく努力して参る所存です。

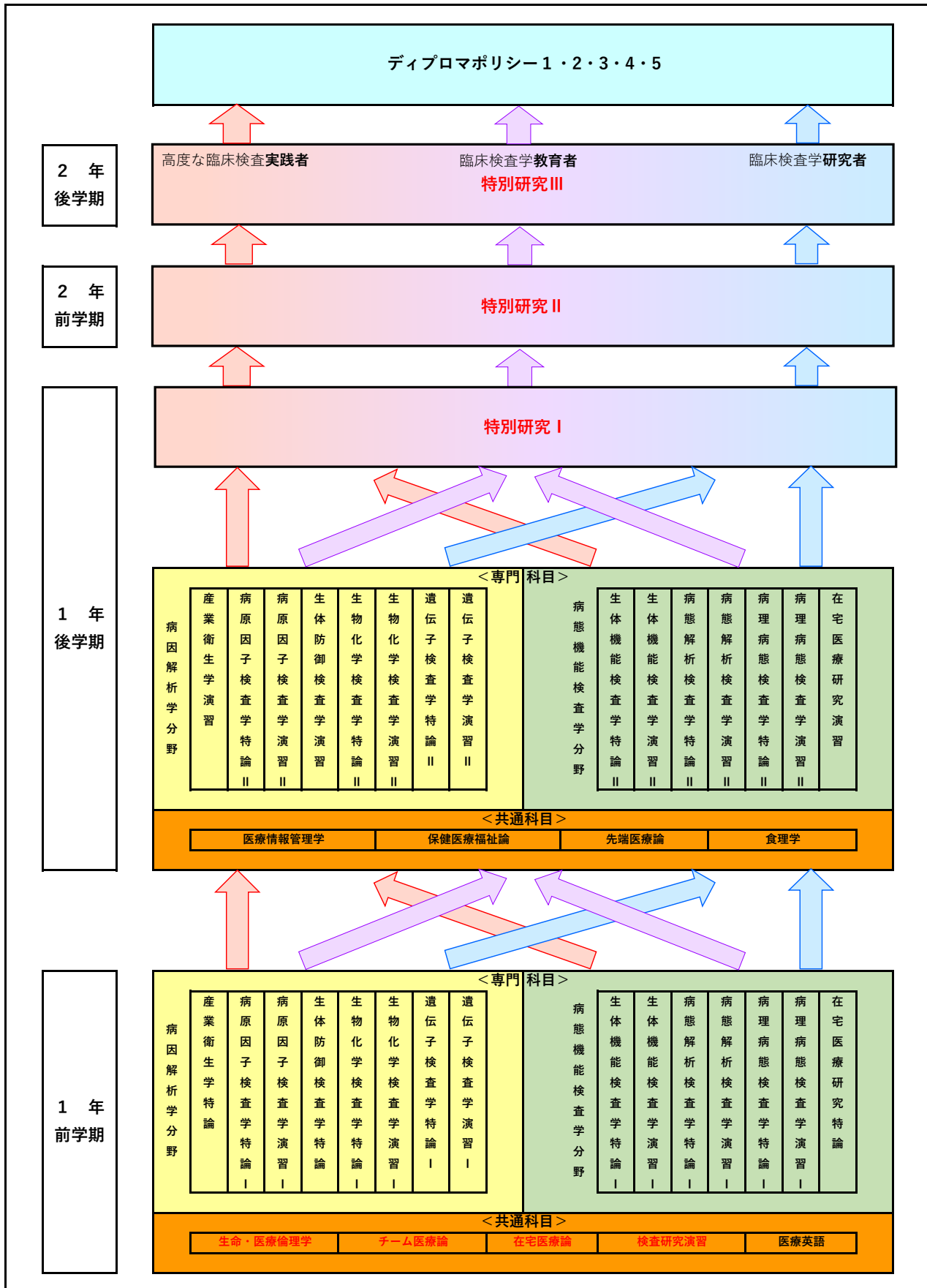
つきましては、四日市看護医療大学大学院（仮称）看護医療学研究科臨床検査学専攻（修士課程）の設置認可に格段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

3つのポリシー関連図 養成する人材像

社会的に必要性が高まっている臨床検査学の専門知識を有し、臨床検査教育にも貢献でき、広い視野と柔軟な思考力・想像力を持ち、臨床検査学の新たな開拓と進展に貢献できる臨床検査学**教育・研究**能力を有する人材を養成する。さらに、進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有し、リーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献でき、人々の生活改善に直結する質の高い医療を提供するために、高度な倫理観をもち、高度な専門知識・技術を有する臨床検査**実践者**となる人材を目指す。



四日市看護医療大学大学院 看護医療学研究科
臨床検査学専攻（修士課程）
カリキュラムツリー



※赤字は必修科目

四日市看護医療大学大学院
看護医療学研究科 臨床検査学専攻（修士課程）

カリキュラムマップ

分野	ディプロマ・ポリシー		①知識・技能		②思考力・判断力・表現力		③関心・意欲・態度	
			DP1 臨床検査学の高度な知識と研究手法を体得し、臨床検査の質向上に向けた研究を遂行することができる。	DP2 専門職業人として医療に対する幅広い知識と技能を駆使し、高度な臨床検査を実践できる。	DP3 健康に対する社会的ニーズを認識するとともに、グローバルな視野を持ち、科学的根拠に基づき、自ら考え、判断し、課題解決に向けて対応することができる。	DP4 臨床検査技師の役割を探究し、臨床検査学分野の高度な実践者、教育者及び研究者として社会に対して責任を果たし、貢献できる。	DP5 自ら積極的に臨床検査学の課題を探究し、主体的に解決しようとする能力と研究的視点を備え、科学的探究心を持ちながら継続的に研究を遂行できる。	
	科目	配当年次・学期						
共通科目	生命・医療倫理学☆	1前	◎	○				
	チーム医療論☆	1前	◎	○				
	在宅医療論☆	1前	◎	○				
	検査研究演習☆	1前	◎	○				
	医療情報管理学	1後	◎	○				
	保健医療福祉論	1後	◎	○				
	先端医療論	1後	◎	○				
	食理学	1後	◎	○				
医療英語	1前	◎	○					
病因解析学分野	産業衛生学特論	1前		◎				○
	産業衛生学演習	1後		◎				○
	病原因子検査学特論Ⅰ	1前		◎			○	
	病原因子検査学特論Ⅱ	1後			◎		○	
	病原因子検査学演習Ⅰ	1前		◎			○	
	病原因子検査学演習Ⅱ	1後			◎		○	
	生体防御検査学特論	1前				◎		○
	生体防御検査学演習	1後				◎		○
	生物化学検査学特論Ⅰ	1前		◎		○		
	生物化学検査学特論Ⅱ	1後		◎		○		
	生物化学検査学演習Ⅰ	1前		◎		○		
	生物化学検査学演習Ⅱ	1後		◎		○		
	遺伝子検査学特論Ⅰ	1前		◎				○
	遺伝子検査学特論Ⅱ	1後			◎		○	
遺伝子検査学演習Ⅰ	1前		◎				○	
遺伝子検査学演習Ⅱ	1後			◎		○		
病態機能検査学分野	生体機能検査学特論Ⅰ	1前		◎			○	
	生体機能検査学特論Ⅱ	1後		◎			○	
	生体機能検査学演習Ⅰ	1前		◎			○	
	生体機能検査学演習Ⅱ	1後		◎			○	
	病態解析検査学特論Ⅰ	1前			◎		○	
	病態解析検査学特論Ⅱ	1後		◎		○		
	病態解析検査学演習Ⅰ	1前		◎		○		
	病態解析検査学演習Ⅱ	1後		◎		○		
	病理病態検査学特論Ⅰ	1前		◎			○	
	病理病態検査学特論Ⅱ	1後			◎		○	
	病理病態検査学演習Ⅰ	1前		◎			○	
	病理病態検査学演習Ⅱ	1後			◎		○	
	在宅医療研究特論	1前		◎			○	
	在宅医療研究演習	1後		◎			○	
特別研究	特別研究Ⅰ	1後		◎		○		
	特別研究Ⅱ	2前		◎		○		
	特別研究Ⅲ	2後			◎		○	

◎：ディプロマ・ポリシーに示された内容の達成に向けて学修成果の高い科目
○：ディプロマ・ポリシーに示された内容の達成に向けて学修成果のある科目
☆：必修科目

教 育 課 程 等 の 概 要																		
(看護医療学研究科臨床検査学専攻)																		
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考				
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手					
共通科目	生命・医療倫理学	1前	2			○									兼2	他バズ・共同(一部)・特'イ		
	チーム医療論	1前	2			○			1	1						他バズ・特'イ		
	在宅医療論	1前	2			○			1							兼1	他バズ・特'イ	
	検査研究演習	1前	2				○		7	3	4						他バズ	
	医療情報管理学	1後		2			○			1	1						他バズ・特'イ	
	保健医療福祉論	1後		2			○			1							兼1	他バズ・特'イ
	先端医療論	1後		2			○		1	1							他バズ・特'イ	
	食理学	1後		2			○		1	1							他バズ・特'イ	
	医療英語	1前		2			○										兼1	特'イ
小計(9科目)		—	8	10	0				7	3	4	0	0			兼4		
専門科目	産業衛生学特論	1前		2		○			1									
	産業衛生学演習	1後		2			○		1									
	病原因子検査学特論Ⅰ	1前		2		○			1									
	病原因子検査学特論Ⅱ	1後		2		○			1									
	病原因子検査学演習Ⅰ	1前		2			○		1									
	病原因子検査学演習Ⅱ	1後		2			○		1									
	生体防御検査学特論	1前		2		○			1									
	生体防御検査学演習	1後		2			○		1									
	生物化学検査学特論Ⅰ	1前		2		○			1	1							他バズ	
	生物化学検査学特論Ⅱ	1後		2		○			1	1							他バズ	
	生物化学検査学演習Ⅰ	1前		2			○		1	1							他バズ	
	生物化学検査学演習Ⅱ	1後		2			○		1	1							他バズ	
	遺伝子検査学特論Ⅰ	1前		2		○			1		1						他バズ	
	遺伝子検査学特論Ⅱ	1後		2		○			1		1						他バズ	
	遺伝子検査学演習Ⅰ	1前		2			○		1		1						他バズ	
	遺伝子検査学演習Ⅱ	1後		2			○		1		1						他バズ	
小計(16科目)		—	0	32	0				5	1	1	0	0			兼0		
病態機能検査学分野	生体機能検査学特論Ⅰ	1前		2		○			1		1						他バズ	
	生体機能検査学特論Ⅱ	1後		2		○			1		1						他バズ	
	生体機能検査学演習Ⅰ	1前		2			○		1		1						他バズ	
	生体機能検査学演習Ⅱ	1後		2			○		1		1						他バズ	
	病態解析検査学特論Ⅰ	1前		2		○			1	1							他バズ	
	病態解析検査学特論Ⅱ	1後		2		○			1	1							他バズ	
	病態解析検査学演習Ⅰ	1前		2			○		1	1							他バズ	
	病態解析検査学演習Ⅱ	1後		2			○		1	1							他バズ	
	病理病態検査学特論Ⅰ	1前		2		○				1	1						他バズ	
	病理病態検査学特論Ⅱ	1後		2		○				1	1						他バズ	
	病理病態検査学演習Ⅰ	1前		2			○			1	1						他バズ	
	病理病態検査学演習Ⅱ	1後		2			○			1	1						他バズ	
	在宅医療研究特論	1前		2		○			1		1						他バズ	
	在宅医療研究演習	1後		2			○		1		1						他バズ	
小計(14科目)		—	0	28	0				3	2	3	0	0			兼0		
特別研究	特別研究Ⅰ	1後		2			○		7	3	4							
	特別研究Ⅱ	2前		3			○		7	3	4							
	特別研究Ⅲ	2後		3			○		7	3	4							
	小計(3科目)		—	8					7	3	4	0	0			兼0		
合計(42科目)			—	16	70	0			7	3	4	0	0			兼4		
学位又は称号	修士(臨床検査学)	学位又は学科の分野			保健衛生学関係 (看護学関係及びリハビリテーション関係以外)													
卒業要件及び履修方法					授業期間等													
2年以上在学し、共通科目から必修科目8単位を含め14単位以上、専門科目から8単位以上(同一名称が付く特論科目と演習科目を選択)、特別研究8単位、合計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。(履修科目の登録の上限:44単位(年間))					1学年の学期区分					2学期								
					1学期の授業期間					15週								
					1時限の授業時間					90分								

資料 1 3

四日市看護医療大学大学院学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 四日市看護医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護医療分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、看護学及び医療科学の発展と地域社会における人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本大学院における自己点検・評価については、四日市看護医療大学学則（以下「本学学則」という。）第2条の規定を準用する。

（情報の公開）

第3条 本大学院における情報の公開については、本学学則第3条の規定を準用する。

第2章 課程、研究科、専攻、入学定員及び収容定員

（課程）

第4条 本大学院に修士課程を置く。

（研究科、専攻及び定員）

第5条 本大学院に研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

課程	研究科	専攻	入学定員	収容定員
修士課程	看護医療学研究科	看護学専攻	5名	10名
		臨床検査学専攻	5名	10名

（研究科の目的）

第6条 研究科は、生命の尊厳と深い人間理解に基づいた看護医療実践能力を培い、看護医療分野でリーダーシップを担う高度専門職業人並びに高度な専門知識を備えた教育・研究者を養成することを目的とする。

（専門看護師（CNS）コース）

第7条 本大学院看護学研究科看護学専攻に専門看護師（CNS）コースを置く。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）

第8条 本大学院の学年、学期及び休業日は、本学学則第5条から第7条の規定を準用する。

（修業年限）

第9条 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(在学期間)

第 10 条 本大学院の修士課程の学生は、4 年を超えて在学することができない。ただし、第 11 条に規定する長期履修を選択した学生（以下「長期履修学生」という。）は、5 年を超えて在学することはできない。

2 前項の規定に関わらず、第 17 条の規定により入学した学生は、修業すべき年数に 2 年を加えた年数を超えて在学することはできない。

3 前 2 項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第 11 条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第 4 章 入学

(入学の時期)

第 12 条 本大学院の入学の時期は、本学学則第 10 条の規定を準用する。

(入学資格)

第 13 条 本大学院に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(6) 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 6 号の規定により文部科学大臣が指定した者

(7) 前各号に定める者の他、本大学院における個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、当該年度末までに 22 歳に達した者

(入学の出願)

第 14 条 本大学院への入学を志願する者は、本大学院指定の期日までに、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第 15 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考の上、研究科委員会の意見を聴取し、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第 16 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、学納金等を納付しなければならない。

2 学長は、研究科委員会の意見を聴取の上、前項の入学手続を完了した者に入学を許

可する。

(編入学、再入学及び転入学)

第 17 条 本大学院への編入学、再入学及び転入学については、本学学則第 15 条から第 17 条の規定を準用する。

第 5 章 教育課程及び授業科目

(教育の方法、授業科目)

第 18 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文等の作成に関する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

- 2 前項の授業科目の種類及び単位数等は、別表 1 のとおりとする。
- 3 第 1 項の授業科目の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 4 第 1 項の授業科目の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(研究指導)

第 19 条 本大学院においては、入学時に学生ごとに担当教員を定める。

- 2 学生は、履修する授業科目の選択及び研究にあたり、担当教員の指導を受けなければならない。

(単位)

第 20 条 授業科目、単位数及び修了に必要な単位数は、別表 1 のとおりとする。

- 2 第 23 条に定める学生の履修方法及び修了に必要な単位数については、別に定める。

(単位の計算方法)

第 21 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業時間を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定に関わらず、特別研究、課題研究等の学修の成果に基づいて単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の認定)

第 22 条 各授業科目を履修し試験又は論文審査に合格した者には、学長は、認定の上、単位を与える。

- 2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

(履修の方法及び履修科目の登録の上限)

第 23 条 本大学院において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、その修業年限の期間に分けて履修させるものとする。ただし、長期履修学生を除く。

- 2 修了の要件として学生が履修すべき単位数について、1 年間及び課程ごとにその修業年限の期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。ただし、

長期履修学生の場合は、履修科目として登録することができる単位数の上限は、1年間及びその学生の在学期間について定める。

3 授業科目の履修方法及び履修科目の上限は、別に定める。

(1年間の授業期間、単位の授与及び成績の評価)

第24条 本大学院における1年間の授業期間、単位の授与及び成績の評価については、本学学則第21条から第23条の規定を準用する。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第25条 教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院又は研究科(外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。

3 本大学院が教育研究上有益かつ必要と認めるときは、学生が行う他の大学院又は研究科(外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。)における学修について準用する。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院又は研究科(外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第27条 本大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導等により教育を行うことができる。

(学部開設科目の履修)

第28条 本大学院が必要と認めるときは、修士課程の学生に本学学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

(他大学院・研究科等における研究指導)

第29条 本大学院が教育研究上有益かつ必要と認めるときは、他の大学院又は研究科(外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。)において学生が必要な研究

指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

第6章 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第30条 疾病その他のやむを得ない理由により2か月以上修学することができない者は、医師の診断書又は詳細な事由書を添えて学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、改めて許可を得て、更に1年以内に限り休学することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第10条の在学期間に算入しない。

(復学)

第32条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、研究科委員会の意見を聴取の上、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第33条 他の大学院への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学院で授業科目を履修しようとする者は、学長に願い出て、許可を得て留学することができる。

2 第25条の規定は、外国の大学院又は研究科（それに準じる高等教育機関を含む。）へ留学する場合に準用する。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第36条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の意見を聴取の上、学長が除籍することができる。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第10条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第11条に定める履修計画を達成できない者
- (4) 第31条に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (5) 第32条に定める復学手続きのない者
- (6) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(休学、復学、転学、留学、退学、除籍に関する手続き)

第37条 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍の手続きに関して、必要な事項につ

いては、別に定める。

第7章 課程の修了及び学位

(修士課程修了の審査)

- 第38条 学生が本大学院の修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に2年以上（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数。）在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。
- 2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

(課程修了の認定及び時期)

- 第39条 課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科委員会が判定した合否の意見を聴取の上、学長がこれを行う。
- 2 課程修了の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(修了証書の授与)

- 第40条 学長は、前条に規定する課程修了の認定を得た者に対し修了証書を授与する。

(学位の授与)

- 第41条 修士課程を修了した者には、学長は、研究科委員会の意見を聴取の上、次の区分に従い、修士の学位を授与する。

研究科	専攻	学位
看護医療学研究科	看護学専攻	修士（看護学）
	臨床検査学専攻	修士（臨床検査学）

第8章 賞罰

(表彰)

- 第42条 学長は、学生として表彰に価する行為があった者は、これを表彰することができる。
- 2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

- 第43条 学長は、本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、研究科委員会の意見を聴取の上、懲戒することができる。
- 2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でないとして認められる者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
 - (5) その他本大学院に在学させることが不適当と認められる者

第9章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、外国人留学生及び委託生

(研究生)

第 44 条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の意見を聴取の上、学長は研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第 45 条 本大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の意見を聴取の上、学長は科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対して、単位を与えることができる。

(聴講生)

第 45 条の 2 本大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の意見を聴取の上、学長は聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生は単位修得の認定を受けることはできない。

(特別聴講学生)

第 46 条 他の大学院（外国の大学院等を含む。）の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学院との協議に基づき、研究科委員会の意見を聴取の上、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 47 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、本大学院の教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究科委員会の意見を聴取の上、学長は外国人留学生として入学を許可することができる。

2 学長は、外国人留学生に対して、単位を与えることができる。

(委託生)

第 48 条 官庁、公共団体、企業等から、その所属職員について 1 学期以上を在学期間とし、学修科目又は研究事項を指定して、学生委託の願い出があるときは、選考の上、研究科委員会の意見を聴取の上、学長は委託生として入学を許可することができる。

(研究生等に関する規則)

第 49 条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、外国人留学生及び委託生に関する必要な事項は、別に定める。

第 10 章 検定料、入学金、授業料等

(検定料、入学金及び授業料等の額)

第 50 条 検定料、入学金、授業料等は別表 2、別表 3、別表 4 のとおりとする。

(授業料等の納付)

第 51 条 授業料等は年額の 2 分の 1 ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。

区 分	納付期限
1 期 (4 月 1 日から 9 月 15 日まで)	4 月末日 (ただし、入学にあってはその手続期間)
2 期 (9 月 16 日から翌年 3 月 31 日まで)	10 月末日

(学年中途の復学及び入学者の授業料等)

第 52 条 1 期又は 2 期の期間中において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月日の属する当該期の授業料等を納付しなければならない。

(学年中途の修了見込者授業料等)

第 53 条 学年の途中で修了する見込みの者は、修了する見込みの月日が属する当該期の授業料等を納付するものとする。

(退学、除籍及び停学者の授業料等)

第 54 条 1 期又は 2 期の途中で退学し、又は除籍された者は、当該期の授業料等を納付するものとする。

2 停学者は、停学期間中の授業料等を納付しなければならない。

(休学者の授業料等)

第 55 条 1 期又は 2 期の全期間を休学した者は、当該期の授業料等を免除する。

(既納料の返還)

第 56 条 納付した検定料、入学金、授業料等はいかなる事情があっても返還しない。ただし、入学辞退者は、指定期日までに申し出により既納の納付金のうち授業料等のみ返還する。

第 11 章 公開講座

(公開講座)

第 57 条 本大学院における公開講座については、本学学則第 52 条の規定を準用する。

第 12 章 教員組織及び事務組織

(教員組織)

第 58 条 本大学院に研究科長を置く。

- 2 本大学院に教育研究上必要な教員を置く。
- 3 本大学院に客員教授及び特任教授を置くことができる。
- 4 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第 59 条 本大学院に大学院の事務を処理するための事務組織を置く。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第 60 条 本大学院の教育研究に関する重要な事項を審議するために、研究科委員会を

置く。

2 研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 図書館等

(図書館等)

第61条 本大学院は、本学の研究施設及び設備を利用できるものとし、図書館、情報処理施設及び保健施設等の使用等については、本学学則の規定を準用する。

第14章 その他

(研究生等の学則の準用)

第62条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び委託生に対しては、別に定めるものの他、この学則中、学生に関する規定を準用する。

(その他)

第63条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第13条から第16条までの規定は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1
<看護学専攻>

修了要件

修士論文コースは、共通科目から必修科目 6 単位を含め 12 単位以上、専門科目の中から 8 単位以上、特別研究 8 単位を修得し、合計 30 単位以上修得すること。

専門看護師（CNS）コースは、共通科目 A から必修科目 6 単位を含め 8 単位以上と共通科目 B の 6 単位で計 14 単位以上、専門科目の中から 24 単位、課題研究 2 単位を修得し、合計 40 単位以上修得すること。

先修条件

特定の授業科目の履修にあたっては、下に定める先修条件を満たさなければならない。

履修しようとする授業科目	左の授業科目を履修するために修得していなければならない授業科目（先修科目条件）
課題研究Ⅱ	課題研究Ⅰ
特別研究Ⅱ	特別研究Ⅰ
特別研究Ⅲ	特別研究Ⅱ

<臨床検査学専攻>

修了要件

共通科目から必修科目 8 単位を含め 14 単位以上、専門科目の中から 8 単位以上（同一名称が付く特論科目と演習科目を選択）、特別研究 8 単位を修得し、合計 30 単位以上修得すること。

先修条件

特定の授業科目の履修にあたっては、下に定める先修条件を満たさなければならない。

履修しようとする授業科目	左の授業科目を履修するために修得していなければならない授業科目（先修科目条件）
特別研究Ⅱ	特別研究Ⅰ
特別研究Ⅲ	特別研究Ⅱ

<看護学専攻>

(令和3年度以降の入学生適用)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
共通科目	A 看護理論 看護研究特論 看護教育学特論 コンサルテーション論 看護管理学特論 看護政策論 看護倫理 国際看護学特論 看護研究演習 総合英語演習	1 前	2		
		1 前	2		
		1 前		2	
		1 後		2	
		1 後		2	
		1 後		1	
		1 前	2		
		1 後		1	
		1 後		2	
		1 後		2	
		B フィジカルアセスメント 病態生理学 臨床薬理学	1 前		2
	1 前			2	
	1 前			2	
小計 (13 科目)		—	6	18	0
専門科目	看護学基盤分野 基礎看護学特論Ⅰ (看護実践学の特質・看護の本質・対象) 基礎看護学特論Ⅱ (看護の諸活動と専門性、看護技術教育) 基礎看護学演習Ⅰ (看護の特質に関する文献検討) 基礎看護学演習Ⅱ (看護の諸活動・看護技術教育に関する文献検討) 在宅看護学特論Ⅰ (在宅看護に関わる制度と在宅ケアシステム) 在宅看護学特論Ⅱ (訪問看護活動と専門性) 在宅看護学演習Ⅰ (在宅看護における文献検討) 在宅看護学演習Ⅱ (訪問看護活動における文献検討) 看護管理学特論Ⅰ (経営管理論の系統と看護管理) 看護管理学特論Ⅱ (看護実践における管理機能) 看護管理学演習Ⅰ (管理論に関する文献検討) 看護管理学演習Ⅱ (看護管理に関する文献検討)	1 前		2	
		1 後		2	
		1 前		2	
		1 後		2	
		1 前		2	
		1 後		2	
		1 前		2	
		1 後		2	
		1 前		2	
		1 後		2	
		1 前		2	
		1 後		2	
	小計 (12 科目)		—	0	24

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			
			必修	選択	自由	
産業 看護学 分野	産業看護学特論Ⅰ（産業看護学概論）	1前		2		
	産業看護学特論Ⅱ（労働経済学序論）	1後		2		
	産業看護学演習Ⅰ（産業保健基礎科学）	1前		2		
	産業看護学演習Ⅱ（産業看護技術論）	1後		2		
	小計（4科目）	—	0	8	0	
専門 科目 看護学 実践 分野	母子支援看護学特論Ⅰ（基礎となる理論）（母子共通科目）	1前		2		
	母子支援看護学特論Ⅱ（小児看護学対象論、保健・福祉）（小児科目）	1前		2		
	母子支援看護学特論Ⅲ（リプロダクティブヘルス）（母性科目）	1前		2		
	母子支援看護学演習Ⅰ（研究方法）（母子共通科目）	1後		2		
	母子支援看護学演習Ⅱ（小児看護学支援論）（小児科目）	1後		1		
	母子支援看護学演習Ⅲ（母性看護学支援論）（母性科目）	1後		1		
	急性看護学特論Ⅰ（危機とストレスに関する科目）	1前		2		
	急性看護学特論Ⅱ（クリティカル状況でのフィジカルアセスメントに関する科目）	1前		2		
	急性看護学特論Ⅲ（クリティカル治療管理に関する科目）	1後		2		
	急性看護学演習Ⅰ（クリティカル看護援助に関する科目Ⅰ）	1前		2		
	急性看護学演習Ⅱ（クリティカル看護援助に関する科目Ⅱ）	1後		2		
	急性看護学演習Ⅲ（クリティカル看護援助に関する科目Ⅲ）	1前		2		
	急性看護学演習Ⅳ（クリティカル看護援助に関する科目Ⅳ）	1後		2		
	急性看護学実習Ⅰ	1前		2		
	急性看護学実習Ⅱ	1後		2		
	急性看護学実習Ⅲ	2前		4		
	急性看護学実習Ⅳ	2後		2		
	慢性看護学特論Ⅰ（対象論）	1前		2		
	慢性看護学特論Ⅱ（社会資源と環境調整）	1後		2		
	慢性看護学演習Ⅰ（慢性病の人のアセスメント）	1前		2		
	慢性看護学演習Ⅱ（支援技術）	1後		2		
	老年看護学特論Ⅰ（老年看護学の専門性）	1前		2		
	老年看護学特論Ⅱ（老年看護学の実践）	1後		2		
	老年看護学演習Ⅰ（高齢者への看護介入）	1前		2		
	老年看護学演習Ⅱ（老年看護学の研究方法）	1後		2		
	精神看護学特論Ⅰ（基礎的理論）	1前		2		
	精神看護学特論Ⅱ（歴史、精神保健論）	1後		2		
	精神看護学演習Ⅰ（援助技術）	1前		2		
	精神看護学演習Ⅱ（研究方法）	1後		2		
		小計（29科目）	—	0	58	0
		課題研究Ⅰ	2前		1	
		課題研究Ⅱ	2後		1	
	特別研究Ⅰ	1後		2		
	特別研究Ⅱ	2前		3		
	特別研究Ⅲ	2後		3		
	小計（5科目）	—	0	10	0	
	合計（56科目）	—	6	118	0	

(平成 30 年度以降の入学生適用)

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			
			必修	選択	自由	
共通 科目	看護理論	1 前	2			
	看護研究特論	1 前	2			
	看護教育学特論	1 前		2		
	コンサルテーション論	1 後		2		
	看護管理学特論	1 後		2		
	看護政策論	1 後		1		
	看護倫理	1 前	2			
	国際看護学特論	1 後		1		
	看護研究演習	1 後		2		
	総合英語演習	1 後		2		
	小計 (10 科目)		—	6	12	0
専門 科目	看護学 基盤 分野	基礎看護学特論Ⅰ (看護実践学の特質・看護の本質・対象)	1 前		2	
		基礎看護学特論Ⅱ (看護の諸活動と専門性、看護技術教育)	1 後		2	
		基礎看護学演習Ⅰ (看護の特質に関する文献検討)	1 前		2	
		基礎看護学演習Ⅱ (看護の諸活動・看護技術教育に関する文献検討)	1 後		2	
		在宅看護学特論Ⅰ (在宅看護に関わる制度と在宅ケアシステム)	1 前		2	
		在宅看護学特論Ⅱ (訪問看護活動と専門性)	1 後		2	
		在宅看護学演習Ⅰ (在宅看護における文献検討)	1 前		2	
		在宅看護学演習Ⅱ (訪問看護活動における文献検討)	1 後		2	
		看護管理学特論Ⅰ (経営管理論の系統と看護管理)	1 前		2	
		看護管理学特論Ⅱ (看護実践における管理機能)	1 後		2	
		看護管理学演習Ⅰ (管理論に関する文献検討)	1 前		2	
		看護管理学演習Ⅱ (看護管理に関する文献検討)	1 後		2	
		小計 (12 科目)		—	0	24

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数		
			必修	選択	自由
産業 看護学 分野	産業看護学特論Ⅰ（産業看護学概論）	1 前		2	
	産業看護学特論Ⅱ（労働経済学序論）	1 後		2	
	産業看護学演習Ⅰ（産業保健基礎科学）	1 前		2	
	産業看護学演習Ⅱ（産業看護技術論）	1 後		2	
	小計（4科目）	—	0	8	0
看護学 実践 分野	母子支援看護学特論Ⅰ（基礎となる理論）（母子共通科目）	1 前		2	
	母子支援看護学特論Ⅱ（小児看護学対象論、保健・福祉）（小児科目）	1 前		2	
	母子支援看護学特論Ⅲ（リプロダクティブヘルス）（母性科目）	1 前		2	
	母子支援看護学演習Ⅰ（研究方法）（母子共通科目）	1 後		2	
	母子支援看護学演習Ⅱ（小児看護学支援論）（小児科目）	1 後		1	
	母子支援看護学演習Ⅲ（母性看護学支援論）（母性科目）	1 後		1	
	急性看護学特論Ⅰ（危機理論）	1 前		2	
	急性看護学特論Ⅱ（フィジカルアセスメント）	1 前		2	
	急性看護学特論Ⅲ（代謝病態生理と治療管理）	1 後		2	
	急性看護学特論Ⅳ（援助関係論・家族援助論）	1 後		2	
	急性看護学演習Ⅰ（看護援助論・倫理的調整）	1 前		2	
	急性看護学演習Ⅱ（安楽・緩和ケア援助論）	1 後		2	
	急性看護学実習	2 前		6	
	慢性看護学特論Ⅰ（対象論）	1 前		2	
	慢性看護学特論Ⅱ（社会資源と環境調整）	1 後		2	
	慢性看護学演習Ⅰ（慢性病の人のアセスメント）	1 前		2	
	慢性看護学演習Ⅱ（支援技術）	1 後		2	
	老年看護学特論Ⅰ（老年看護学の専門性）	1 前		2	
	老年看護学特論Ⅱ（老年看護学の実践）	1 後		2	
	老年看護学演習Ⅰ（高齢者への看護介入）	1 前		2	
	老年看護学演習Ⅱ（老年看護学の研究方法）	1 後		2	
	精神看護学特論Ⅰ（基礎的理論）	1 前		2	
	精神看護学特論Ⅱ（歴史、精神保健論）	1 後		2	
	精神看護学演習Ⅰ（援助技術）	1 前		2	
	精神看護学演習Ⅱ（研究方法）	1 後		2	
	小計（25科目）	—	0	52	0
	課題研究Ⅰ	2 前		1	
	課題研究Ⅱ	2 後		1	
	特別研究Ⅰ	1 後		2	
	特別研究Ⅱ	2 前		3	
	特別研究Ⅲ	2 後		3	
	小計（5科目）	—	0	10	0
	合計（56科目）	—	6	106	0

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			
			必修	選択	自由	
産業 看護学 分野	産業看護学特論Ⅰ（産業看護学概論）	1 前		2		
	産業看護学特論Ⅱ（労働経済学序論）	1 後		2		
	産業看護学演習Ⅰ（産業保健基礎科学）	1 前		2		
	産業看護学演習Ⅱ（産業看護技術論）	1 後		2		
	小計（4科目）	—	0	8	0	
専門 科目 実践 分野	母子支援看護学特論Ⅰ（基礎となる理論）（母子共通科目）	1 前		2		
	母子支援看護学特論Ⅱ（小児看護学対象論、保健・福祉）（小児科目）	1 前		2		
	母子支援看護学特論Ⅲ（リプロダクティブヘルス）（母性科目）	1 前		2		
	母子支援看護学演習Ⅰ（研究方法）（母子共通科目）	1 後		2		
	母子支援看護学演習Ⅱ（小児看護学支援論）（小児科目）	1 後		1		
	母子支援看護学演習Ⅲ（母性看護学支援論）（母性科目）	1 後		1		
	急性看護学特論Ⅰ（危機理論）	1 前		2		
	急性看護学特論Ⅱ（フィジカルアセスメント）	1 前		2		
	急性看護学特論Ⅲ（代謝病態生理と治療管理）	1 後		2		
	急性看護学特論Ⅳ（援助関係論・家族援助論）	1 後		2		
	急性看護学演習Ⅰ（看護援助論・倫理的調整）	1 前		2		
	急性看護学演習Ⅱ（安楽・緩和ケア援助論）	1 後		2		
	急性看護学実習	2 前		6		
	慢性看護学特論Ⅰ（対象論）	1 前		2		
	慢性看護学特論Ⅱ（社会資源と環境調整）	1 後		2		
	慢性看護学演習Ⅰ（慢性病の人のアセスメント）	1 前		2		
	慢性看護学演習Ⅱ（支援技術）	1 後		2		
	老年看護学特論Ⅰ（老年看護学の専門性）	1 前		2		
	老年看護学特論Ⅱ（老年看護学の実践）	1 後		2		
	老年看護学演習Ⅰ（高齢者への看護介入）	1 前		2		
	老年看護学演習Ⅱ（老年看護学の研究方法）	1 後		2		
	精神看護学特論Ⅰ（基礎的理論）	1 前		2		
	精神看護学特論Ⅱ（歴史、精神保健論）	1 後		2		
	精神看護学演習Ⅰ（援助技術）	1 前		2		
	精神看護学演習Ⅱ（研究方法）	1 後		2		
		小計（25科目）	—	0	52	0
		課題研究Ⅰ	2 前・後		1	
	課題研究Ⅱ	2 前・後		1		
	特別研究Ⅰ	2 前・後		4		
	特別研究Ⅱ	2 前・後		4		
	小計（4科目）	—	0	10	0	
	合計（59科目）	—	6	111	0	

<臨床検査学専攻>

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数			
			必 修	選 択	自 由	
共通科目	生命・医療倫理学	1 前	2			
	子一ム医療論	1 前	2			
	在宅医療論	1 前	2			
	検査研究演習	1 前	2			
	医療情報管理学	1 後		2		
	保健医療福祉論	1 後		2		
	先端医療論	1 後		2		
	食理学	1 後		2		
	医療英語	1 前		2		
	小計 (9 科目)		—	8	10	0
専門科目	病因解析学分野	産業衛生学特論	1 前		2	
		産業衛生学演習	1 後		2	
		病原因子検査学特論 I	1 前		2	
		病原因子検査学特論 II	1 後		2	
		病原因子検査学演習 I	1 前		2	
		病原因子検査学演習 II	1 後		2	
		生体防御検査学特論	1 前		2	
		生体防御検査学演習	1 後		2	
		生物化学検査学特論 I	1 前		2	
		生物化学検査学特論 II	1 後		2	
		生物化学検査学演習 I	1 前		2	
		生物化学検査学演習 II	1 後		2	
		遺伝子検査学特論 I	1 前		2	
		遺伝子検査学特論 II	1 後		2	
		遺伝子検査学演習 I	1 前		2	
		遺伝子検査学演習 II	1 後		2	
	小計 (16 科目)		—	0	32	0
	病態機能検査学分野	生体機能検査学特論 I	1 前		2	
		生体機能検査学特論 II	1 後		2	
		生体機能検査学演習 I	1 前		2	
		生体機能検査学演習 II	1 後		2	
		病態解析検査学特論 I	1 前		2	
		病態解析検査学特論 II	1 後		2	
		病態解析検査学演習 I	1 前		2	
		病態解析検査学演習 II	1 後		2	
病理病態検査学特論 I		1 前		2		
病理病態検査学特論 II		1 後		2		
病理病態検査学演習 I		1 前		2		
病理病態検査学演習 II		1 後		2		
在宅医療研究特論		1 前		2		
在宅医療研究演習		1 後		2		
小計 (14 科目)		—	0	28	0	

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数		
			必 修	選 択	自 由
特別研究	特別研究Ⅰ	1 後	2		
	特別研究Ⅱ	2 前	3		
	特別研究Ⅲ	2 後	3		
	小計 (3 科目)	—	8		
合計 (42 科目)		—	16	70	0

別表 2

検定料、入学金、授業料等は、以下のとおりとする。

(単位：円)

区 分	検定料	入学金	授業料等	
			授業料	教育充実費
入 学	35,000	200,000	750,000	150,000
再入学	32,000	200,000	750,000	150,000
転入学	32,000	200,000	750,000	150,000
編入学	32,000	200,000	750,000	150,000
研究生	20,000	50,000	250,000	—
科目等履修生	10,000	—	※1 単位 10,000	—
聴講生	5,000	—	※1 単位 5,000	—
特別聴講学生	別に定める			

※ 授業料等の改定を行う場合は、全学年を対象とする。

別表 3

学内進学者の検定料、入学金、授業料は、以下のとおりとする。

(単位：円)

区 分	検定料	入学金	授業料
学内進学者	25,000	100,000	375,000

※ 長期履修制度を適用する場合の授業料は、250,000円とする。

別表 4

長期履修制度の適用を受ける学生の授業料等については、以下のとおりとする。ただし、認められた年数を超えて在学する場合の納付金額は、一般学生と同額とする。

(単位：円)

区 分	授業料等	
	授業料	教育充実費
1年目	500,000	100,000
2年目	500,000	100,000
3年目	500,000	100,000

※ 授業料等の改定を行う場合は、全学年を対象とする。

資料 1 4

四日市看護医療大学学位規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに四日市看護医療大学学則第37条及び四日市看護医療大学大学院学則第41条の規定に基づき、四日市看護医療大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定める。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

（授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程を修了した者に授与する。

（学位の申請）

第4条 修士の学位を申請しようとする者は、様式1による学位申請書に学位論文（本大学院学則第38条第2項に規定する特定の課題についての研究成果を含む。以下同じ。）その他別途定める必要書類を添えて、別途定める期日までに学長に申請するものとする。

（学位論文の受理及び審査の付託）

第5条 学長は、前条の規定により学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

（学位論文審査委員会）

第6条 学位論文が審査に付されたときは、研究科委員会は、研究科の教員のうちから選出された委員により組織された学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）に、当該論文の審査を委嘱する。

2 審査委員会は、当該論文ごとに主査1名、副査2名の委員で組織し、氏名を公表する。ただし、主査は学位申請者の研究指導教員以外の研究指導教員から選出するものとし、副査には学位申請者の研究指導教員を含めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、研究科委員会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他大学の大学院又は研究所等の教員等を委員に加えることができる。

（学位論文審査及び最終試験）

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、口答又は筆答により行う。

3 学位論文の審査及び最終試験は、毎年度2月末までに行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会の議を経て、その時期を別に定めることができる。

る。

(審査委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、審査結果の要旨及び最終試験の成績並びに学位授与の可否についての意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(判定)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づき学位申請者に対する学位論文の審査と最終試験の可否並びに学位授与の可否について判定を行う。

2 前項の判定は、出席者の3分の2の賛成を必要とする。

(審査結果の報告)

第10条 研究科委員会が前条の判定をしたときは、専攻長はその結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長が学位を授与すべきものと決定した者には、様式2により卒業証書・学位記又は学位記を交付して学位を授与する。

2 学長が修士の学位を授与できないものと決定した者には、その旨を通知するものとする。

(専攻分野の付記)

第12条 第3条の規定により授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(学位の名称)

第13条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「四日市看護医療大学」と冠するものとする。

(学位の取消し)

第14条 本学において学位を授与された者について、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会又は研究科委員会の意見を聴取の上、学位を取り消し、卒業証書・学位記又は学位記を返納させ、かつ、その旨を公表することができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、学士の学位について必要な事項は教授会において、修士の学位について必要な事項は研究科委員会において別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成19年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式 1 (第 4 条関係)

(1) 修士

学位 (修士) 申請書

年 月 日

四日市看護医療大学長 殿

看護医療学研究科

専攻 修士課程

学籍番号

氏 名

印

四日市看護医療大学学位規程第 4 条の規定に基づき、下記書類を添えて、修士 (看護学) 又は修士 (臨床検査学) の学位を申請します。

記

1 研究題目

2 提出書類

(1) 修士論文又は特定の課題についての研究成果 3 部 (正本 1 部、副本 2 部)

(2) 修士論文又は特定の課題についての研究成果要旨 3 部

((3) 関係資料 3 部)

様式2（第11条第1項関係）

(1) 学士

第	号	卒業証書・学位記		
		氏 名		
		年	月	日生
本学看護医療学部看護学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（看護学）の学位を授与する。				
		年	月	日
大学印		四日市看護医療大学長	氏	名 印

第	号	卒業証書・学位記		
		氏 名		
		年	月	日生
本学看護医療学部臨床検査学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（臨床検査学）の学位を授与する。				
		年	月	日
大学印		四日市看護医療大学長	氏	名 印

(2) 修士

修第	号	
		学位記
		氏 名
		年 月 日生
本学大学院看護医療学研究科看護学専攻の修士課程を修了したので修士（看護学）の学位を授与する。		
		年 月 日
大学印	四日市看護医療大学長	氏 名 印

修第	号	
		学位記
		氏 名
		年 月 日生
本学大学院看護医療学研究科臨床検査学専攻の修士課程を修了したので修士（臨床検査学）の学位を授与する。		
		年 月 日
大学印	四日市看護医療大学長	氏 名 印

別表（第12条関係）

(1) 学士の学位に付記するもの

学部学科等の名称	専攻分野の名称
看護医療学部看護学科	看護学
看護医療学部臨床検査学科	臨床検査学

(2) 修士の学位に付記するもの

研究科専攻等の名称	専攻分野の名称
看護医療学研究科看護学専攻	看護学
看護医療学研究科臨床検査学専攻	臨床検査学

四日市看護医療大学大学院
看護医療学研究科 臨床検査学専攻 (修士課程)

履修モデル

高度な臨床検査実践者

進行する少子・高齢社会に対応して、保健・医療・福祉システムを創造的に構築できる企画・調整・統括的能力を有し、急激に変化する経済・社会の動向に対応し、活力ある地域社会創造のためにリーダーシップを発揮でき、対象者のみならず家族や地域の健康促進に貢献できる人材が育成される。
人々の生活改善に直結する質の高い医療を提供するために、高度な倫理観をもち、高度な専門知識・技術を有する臨床検査実践者となることが期待される。

さ修
れ了
る後
能期
力待

病
因
解
析
学
分
野

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前学期	後学期	前学期	後学期
履 修 科 目	共 通 科 目	必 修 科 目	生命・医療倫理学 チーム医療論 在宅医療論 検査研究演習			
		選 択 科 目		医療情報管理学 保健医療福祉論 食理学		
	科 専 目 門	生物化学検査学特論Ⅰ 生物化学検査学演習Ⅰ	生物化学検査学特論Ⅱ 生物化学検査学演習Ⅱ			
	研 特 究 別		特別研究Ⅰ	特別研究Ⅱ	特別研究Ⅲ	
計			12	12	3	3
合計			30			

病
態
機
能
検
査
学
分
野

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前学期	後学期	前学期	後学期
履 修 科 目	共 通 科 目	必 修 科 目	生命・医療倫理学 チーム医療論 在宅医療論 検査研究演習			
		選 択 科 目		医療情報管理学 保健医療福祉論 食理学		
	科 専 目 門	生体機能検査学特論Ⅰ 生体機能検査学演習Ⅰ	生体機能検査学特論Ⅱ 生体機能検査学演習Ⅱ			
	研 特 究 別		特別研究Ⅰ	特別研究Ⅱ	特別研究Ⅲ	
計			12	12	3	3
合計			30			

病
因
解
析
学
分
野
・
病
態
機
能
検
査
学
分
野
横
断

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前学期	後学期	前学期	後学期
履 修 科 目	共 通 科 目	必 修 科 目	生命・医療倫理学 チーム医療論 在宅医療論 検査研究演習			
		選 択 科 目		医療情報管理学 保健医療福祉論 食理学		
	科 専 目 門	産業衛生学特論 生体防御検査学特論 在宅医療研究特論	産業衛生学演習 生体防御検査学演習 在宅医療研究演習			
	研 特 究 別		特別研究Ⅰ	特別研究Ⅱ	特別研究Ⅲ	
計			14	14	3	3
合計			34			

四日市看護医療大学大学院
看護医療学研究科 臨床検査学専攻 (修士課程)

履修モデル

臨床検査学教育者

産業構造の急激な変化に伴い、社会的に必要性が高まっている臨床検査学の専門知識を有し、教育に貢献できる人材として育成される。
健康に対する社会的ニーズを認識し、国際的な視野の基、科学的根拠に基づき、自ら考え、判断し、表現し、課題解決に向けて対応することができるほか、保健・医療・福祉チームの一員として、臨床検査職者として社会に対して責任を果たし貢献できることが期待される。

さ 修
れ れ
る 後
能 期
力 待

病
因
解
析
学
分
野

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前学期	後学期	前学期	後学期
履 修 科 目	共 通 科 目	必 修 科 目	生命・医療倫理学 チーム医療論 在宅医療論 検査研究演習			
		選 択 科 目	医療英語	保健医療福祉論 先端医療論		
	科 専 目 門	病原因子検査学特論Ⅰ 病原因子検査学演習Ⅰ	病原因子検査学特論Ⅱ 病原因子検査学演習Ⅱ			
	研 特 究 別		特別研究Ⅰ	特別研究Ⅱ	特別研究Ⅲ	
計			14	10	3	3
合計			30			

病
態
機
能
検
査
学
分
野

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前学期	後学期	前学期	後学期
履 修 科 目	共 通 科 目	必 修 科 目	生命・医療倫理学 チーム医療論 在宅医療論 検査研究演習			
		選 択 科 目	医療英語	保健医療福祉論 先端医療論		
	科 専 目 門	病態解析検査学特論Ⅰ 病態解析検査学演習Ⅰ	病態解析検査学特論Ⅱ 病態解析検査学演習Ⅱ			
	研 特 究 別		特別研究Ⅰ	特別研究Ⅱ	特別研究Ⅲ	
計			14	10	3	3
合計			30			

病
因
解
析
学
分
野
・
病
態
機
能
検
査
学
分
野
横
断

履修モデル			単位			
			1年		2年	
			前学期	後学期	前学期	後学期
履 修 科 目	共 通 科 目	必 修 科 目	生命・医療倫理学 チーム医療論 在宅医療論 検査研究演習			
		選 択 科 目	医療英語	保健医療福祉論 先端医療論		
	科 専 目 門	生体防御検査学特論 病態解析検査学特論Ⅰ 病態解析検査学演習Ⅰ	生体防御検査学演習 病態解析検査学特論Ⅱ 病態解析検査学演習Ⅱ			
	研 特 究 別		特別研究Ⅰ	特別研究Ⅱ	特別研究Ⅲ	
計			16	12	3	3
合計			34			

四日市看護医療大学大学院
看護医療学研究科 臨床検査学専攻 (修士課程)

履修モデル

修 了 後 能 力 待 期	臨床検査学研究者			
	広い視野と柔軟な思考力・想像力を持ち、臨床検査学の新たな開拓と進展に貢献できる臨床検査学研究能力を有する人材が育成される。 自ら積極的に臨床検査学の課題を探索し、主体的に解決しようとする能力と研究的視点を備え、科学的探究心を持ちながら継続的に研究を遂行できることが期待される。			

病 因 解 析 学 分 野	履修モデル		単位				
			1年		2年		
			前学期	後学期	前学期	後学期	
	履修科目	共通科目	必修科目	生命・医療倫理学 チーム医療論 在宅医療論 検査研究演習			
			選択科目	医療英語	医療情報管理学 先端医療論		
		科目門		遺伝子検査学特論Ⅰ 遺伝子検査学演習Ⅰ	遺伝子検査学特論Ⅱ 遺伝子検査学演習Ⅱ		
		研 究 別			特別研究Ⅰ	特別研究Ⅱ	特別研究Ⅲ
	計			14	10	3	3
	合計			30			

病 態 機 能 検 査 学 分 野	履修モデル		単位				
			1年		2年		
			前学期	後学期	前学期	後学期	
	履修科目	共通科目	必修科目	生命・医療倫理学 チーム医療論 在宅医療論 検査研究演習			
			選択科目	医療英語	医療情報管理学 先端医療論		
		科目門		病理病態検査学特論Ⅰ 病理病態検査学演習Ⅰ	病理病態検査学特論Ⅱ 病理病態検査学演習Ⅱ		
		研 究 別			特別研究Ⅰ	特別研究Ⅱ	特別研究Ⅲ
	計			14	10	3	3
	合計			30			

病 因 解 析 学 分 野 ・ 病 態 機 能 検 査 学 分 野 横 断	履修モデル		単位				
			1年		2年		
			前学期	後学期	前学期	後学期	
	履修科目	共通科目	必修科目	生命・医療倫理学 チーム医療論 在宅医療論 検査研究演習			
			選択科目	医療英語	医療情報管理学 先端医療論		
		科目門		生物化学検査学特論Ⅰ 生物化学検査学演習Ⅰ 在宅医療研究特論	生物化学検査学特論Ⅱ 生物化学検査学演習Ⅱ 在宅医療研究演習		
		研 究 別			特別研究Ⅰ	特別研究Ⅱ	特別研究Ⅲ
	計			16	12	3	3
	合計			34			

入学から修了までの研究指導スケジュール

年次	学期	月	学生				指導教員	研究科委員会
			共通科目	特論 (選択科目)	演習 (選択科目)	特別研究		
1 年次	前期	4月	専門科目の選択 生命・医療倫理学 (必修) チーム医療論 (必修) 検査研究演習 (必修) 在宅医療論 (必修) 医療英語 (選択)	専門科目の選択 (病因解析学分野) 産業衛生学特論 病原因子検査学特論Ⅰ 生体防御検査学特論 生物化学検査学特論Ⅰ 在宅医療研究特論	専門科目の選択 (病因解析学分野) 病原因子検査学演習Ⅰ 生物化学検査学演習Ⅰ 遺伝子検査学演習Ⅰ	主・副指導教員の希望を申請 年間研究計画の策定	学生との面談 計画立案の指導	主・副指導教員の決定
		5月						
		6月						
		7月		(病態機能検査学分野) 生体機能検査学特論Ⅰ 病態解析検査学特論Ⅰ 病理病態検査学特論Ⅰ	(病態機能検査学分野) 生体機能検査学演習Ⅰ 病態解析検査学演習Ⅰ 病理病態検査学演習Ⅰ			
		8月						
	9月							
	後期	10月	食理学 (選択) 先端医療論 (選択) 保健医療福祉論 (選択) 医療情報管理学 (選択)	(病因解析学分野) 病原因子検査学特論Ⅱ 生物化学検査学特論Ⅱ 遺伝子検査学特論Ⅱ	(病因解析学分野) 産業衛生学演習 病原因子検査学演習Ⅱ 生体防御検査学演習 生物化学検査学演習Ⅱ 遺伝子検査学演習Ⅱ	特別研究Ⅰの遂行	研究指導・実験の技術指導	
		11月						
		12月		(病態機能検査学分野) 生体機能検査学特論Ⅱ 病態解析検査学特論Ⅱ 病理病態検査学特論Ⅱ	(病態機能検査学分野) 生体機能検査学演習Ⅱ 病態解析検査学演習Ⅱ 病理病態検査学演習Ⅱ 在宅医療研究演習	中間発表会の準備	研究発表指導	
		1月						
2月								
3月		1年次研究進捗状況中間発表会				発表内容の評価	1年次中間発表までの評価の確認	
2 年次	前期	4月			年間研究計画の策定 特別研究Ⅱの遂行	研究計画の確認と助言 研究指導		
		5月						
		6月			研究進捗に応じた学会発表 論文投稿			
		7月						
		8月						
	9月			中間発表会の準備	研究発表指導			
	10月		2年次研究進捗状況中間発表会				発表内容の評価	2年次中間発表までの評価の確認
	後期	11月			特別研究Ⅲの遂行	修士論文作成指導		
		12月			修士論文題目申告書 修士論文抄録提出 修士論文提出	修士論文の受理	主査・副査の決定	
		1月		最終試験			予備審査 (大学院研究科委員会)	
2月			修士論文研究発表会		修士論文研究発表指導	本審査 (判定教授会) 最終結果報告書提出 本審査 (判定教授会)		
3月			修了 (学位の交付)					修了認定 (学位授与)

資料 17

2024年度大学院看護医療研究科 臨床検査学専攻 修士課程 1年 前学期時間割 (2024年4月1日～2024年9月30日) <1期生年間> (案)

曜日 時限	月					火					水					木					金					土				
	2	2	3	4	5	2	2	3	4	5	2	2	3	4	5	2	2	3	4	5	2	2	3	4	5	1	2	3	4	5
授業科目	共通 必 生命・医療倫理学					共通 必 子・ム医療論					共通 必 検査研究演習					共通 選 医療英語					共通 選 産業衛生学特論					共通 選 在宅医療論				
担当 教員	三好 伊藤 高崎 日比 榎本 杉浦					森 井上 山口 榎本					柴田 森 森 高崎 井上 他					カフ 高崎 山口 杉浦 澤田					柴田 森 井上 山口 小管 澤田					星野 千原 高崎 大島 多次 鈴木				
教室																														
4月	8	1	1	1		9	1	1	1		10	1	1	1		11	1	1	1		12	1	1	1		13	1	1	1	
	15	2	2	2		16	2	2	2		17	2	2	2		18	2	2	2		19	2	2	2		20	2	2	2	
	22	3	3	3		23	3	3	3		24	3	3	3		25	3	3	3		26	3	3	3		27	3	3	3	
	29	昭和の日				30	4	4	4		5/1	4	4	4		2	4	4	4		3	憲法記念日				4	みどりの日			
5月	6	振替休日				7	5	5	5		8	5	5	5		9	5	5	5		10	4	4	4		11	4	4	4	
	13	4	4	4		14	6	6	6		15	6	6	6		16	6	6	6		17	5	5	5		18	5	5	5	
	20	5	5	5		21	7	7	7		22	7	7	7		23	7	7	7		24	6	6	6		25	6	6	6	
	27	6	6	6		28	8	8	8		29	8	8	8		30	8	8	8		31	7	7	7		6/1	7	7	7	
6月	3	7	7	7		4	9	9	9		5	9	9	9		6	9	9	9		7	8	8	8		8	8	8	8	
	10	8	8	8		11	10	10	10		12	10	10	10		13	10	10	10		14	9	9	9		15	9	9	9	
	17	9	9	9		18	11	11	11		19	11	11	11		20	11	11	11		21	10	10	10		22	10	10	10	
	24	10	10	10		25	12	12	12		26	12	12	12		27	12	12	12		28	11	11	11		29	11	11	11	
7月	1	11	11	11		2	13	13	13		3	13	13	13		4	13	13	13		5	12	12	12		6	12	12	12	
	8	12	12	12		9	14	14	14		10	14	14	14		11	14	14	14		12	13	13	13		13	13	13	13	
	15	海の日				16	15	15	15		17	15	15	15		18	15	15	15		19	14	14	14		20	14	14	14	
	22	13	13	13		23	16	16	16		24	16	16	16		25	16	16	16		26	15	15	15		27	15	15	15	
	29	14	14	14		30	17	17	17		31	17	17	17		8/1	17	17	17		2					3				
8月	5	15	15	15		6	18	18	18		7	18	18	18		8	18	18	18		9					10				
	12	振替休日				13	夏季休業期間				14	夏季休業期間				15	夏季休業期間				16	夏季休業期間				17	夏季休業期間			
	19					20		19	19		21	19	19	19		22		19	19		23					24				
	26					27		20	20		28	20	20	20		29		20	20		30					31				
9月	2					3	21	21	21		4	21	21	21		5	21	21	21		6					7				
	9					10	22	22	22		11	22	22	22		12	22	22	22		13					14				
	16	敬老の日				17	23	23	23		18	23	23	23		19		23	23		20					21				
	23	振替休日				24	24	24	24		25	24	24	24		26		24	24		27					28				
	30																													

■ = 共通科目での必修科目
■ = 共通科目での選択科目

1限: 8:40～10:10
 2限: 10:20～11:50
 3限: 12:40～14:10
 4限: 14:20～15:50
 5限: 16:00～17:30
 6限: 18:00～19:30
 7限: 19:40～21:10

資料 17

2024年度大学院看護医療研究科 臨床検査学専攻 修士課程 1年 前学期時間割(2024年4月1日~2024年9月30日)<1期生夜間>(案)

曜日 時限	月				火				水				木				金				土								
	6	6	7	7	6	6	7	7	6	6	7	7	6	6	7	7	6	6	7	7	6	6	7	7	1	2	3	4	5
授業科目	共通 必 生命・医療倫理学				共通 必 チーム医療論				共通 必 検査研究演習				共通 選 医療英語				専選 産業衛生学特論				専選 産業衛生学特論				専選 在宅医療研究特論				
単位	2				2				2				2				2				2								
担当 教員	三好 伊藤 高崎 日比 榎本 杉浦				山口 井上 伊藤 森 榎本				家田 千原 森 高崎 大島 小菅 井上 他				カーク 高崎 山口 杉浦 澤田				柴田 森 井上 山口 小菅 澤田				星野 千原 高崎 大島 多次 鈴木								
教室																													
4月	8	1	1	1	9	1	1	1	10	1	1	1	11	1	1	1	12	1	1	1	13	1	1	1	13	1	1	1	1
5月	6	振替休日			7	5	5	5	8	5	5	5	9	5	5	5	10	4	4	4	11	4	4	4	11	4	4	4	4
6月	3	7	7	7	4	9	9	9	5	9	9	9	6	9	9	9	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
7月	8	12	12	12	9	14	14	14	10	14	14	14	11	14	14	14	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
8月	5	15	15	15	6	17	17	17	7	18	18	18	8	18	18	18	8	18	18	18	8	18	18	18	8	18	18	18	8
9月	2	振替休日			3	夏季休業期間			4	夏季休業期間			5	夏季休業期間			6	夏季休業期間			7	夏季休業期間			7	夏季休業期間			7
	9	敬老の日			10	22	22	22	11	22	22	22	12	22	22	22	13	23	23	23	14	23	23	23	14	23	23	23	14
	16	振替休日			17	23	23	23	18	23	23	23	19	23	23	23	20	24	24	24	21	24	24	24	21	24	24	24	21
	23	振替休日			24	24	24	24	25	24	24	24	26	24	24	24	27	24	24	24	28	24	24	24	28	24	24	24	28

= 共通科目での必修科目
 = 共通科目での選択科目

1限: 8:40~10:10
 2限: 10:20~11:50
 3限: 12:40~14:10
 4限: 14:20~15:50
 5限: 16:00~17:30
 6限: 18:00~19:30
 7限: 19:40~21:10

資料 17

2024年度大学院看護医療研究科 臨床検査学専攻 修士課程 1年 後学期時間割(2024年10月1日～2025年3月31日) <1期生屋間> (案)

曜日 時限	月					火					水					木					金					土									
	2	3	4	5	5	2	2	3	4	5	5	2	2	3	4	5	5	2	2	3	4	5	5	2	2	3	4	5	5	1	2	3	4	5	
授業科目	共通 必修					共通 専選					共通 専選					共通 専選					共通 専選					共通 専選									
担当 教員	子原 小菅					高崎 山口					井上 伊藤 榎本					多次 山口 高崎 森 鈴木 小菅					小菅 榎本					柴田 森 井上 山口 澤田					千原 大島				
教室																																			
10月	7	1				8	2	2	2	3	9	2	2	2		10	2	2	2	2	11	2	2	2	2	12	2	2	3	4	13	1	1	1	2
11月	4	振替休日				5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	6	6	6	6	8	6	6	6	6	9	6	6	11	12	10	6	6	6	6
12月	12/2	7	7	7	16	3	10	10	10	17	4	10	10	10		5	10	10	10	10	6	10	10	10	10	7	10	10	19	20	8	10	10	10	10
1月	6	11	11	11	24	7	14	14	14	14	8	14	14	14		9	14	14	14	14	10	14	14	14	14	11	14	14			12	14	14	14	14
2月	3	13	13	13		4	18	18	18		5	18	18	18		6	18	18	18		7	18	18	18		8	18	18			9	18	18	18	18
3月	3	研究進捗状況中間発表会				4	21	21	21		5	22	22	22		6	22	22	22		7	22	22	22		8	22	22			9	22	22	22	22

■ = 共通科目での選択科目

※特別研究の記載は1例です。別紙「教育課程表」を基に、必要単位数を満たすよう指導教員と実施日を相談してください。

- 1限: 8:40～10:10
- 2限: 10:20～11:50
- 3限: 12:40～14:10
- 4限: 14:20～15:50
- 5限: 16:00～17:30
- 6限: 18:00～19:30
- 7限: 19:40～21:10

資料 17

2024年度大学院看護医療研究科 臨床検査学専攻 修士課程 1年 後学期時間割(2024年10月1日~2025年3月31日)<1期生夜間>(案)

曜日 時限	月					火					水					木					金					土																																																																																																																												
	6	6	7	7	7	6	6	7	7	7	6	6	7	7	7	6	6	7	7	7	6	6	7	7	7	6	6	7	7	7	1	2	3	4	5																																																																																																																			
授業科目	共通 必修					共通 専攻					共通 専攻					共通 専攻					共通 専攻					共通 専攻																																																																																																																												
単位	2					2					2					2					2					2																																																																																																																												
担当 教員	千原 小菅					高崎 山口					高崎 山口					小菅 榎本					榎本 山口					榎本 山口																																																																																																																												
教室																																																																																																																																																						
10月	7	1				8	2	2	2	3	9	2	2	2		10	2	2	2	2	11	2	2	2	2	12	2	2	3	4	13	2	2	3	4	14	2	2	3	4	15	3	3	3	3	16	3	3	3	3	17	3	3	3	3	18	3	3	3	3	19	3	3	3	3	20	3	3	3	3	21	3	3	3	3	22	3	3	3	3	23	3	3	3	3	24	3	3	3	3	25	3	3	3	3	26	3	3	3	3	27	3	3	3	3	28	3	3	3	3	29	3	3	3	3	30	3	3	3	3	31	3	3	3	3																									
11月	4	振替休日				5	6	6	6	9	6	6	6	6		7	6	6	6	6	8	6	6	6	6	9	6	6	6	6	10	6	6	6	6	11	6	6	6	6	12	6	6	6	6	13	6	6	6	6	14	6	6	6	6	15	6	6	6	6	16	6	6	6	6	17	6	6	6	6	18	6	6	6	6	19	6	6	6	6	20	6	6	6	6	21	6	6	6	6	22	6	6	6	6	23	6	6	6	6	24	6	6	6	6	25	6	6	6	6	26	6	6	6	6	27	6	6	6	6	28	6	6	6	6	29	6	6	6	6	30	6	6	6	6															
12月	12/2	7	7	7	16	3	10	10	10	17	4	10	10	10		5	10	10	10	10	6	10	10	10	10	7	10	10	10	10	8	10	10	10	10	9	10	10	10	10	10	11	11	11	19	11	11	11	11	11	12	11	11	11	11	13	11	11	11	11	14	11	11	11	11	15	11	11	11	11	16	11	11	11	11	17	11	11	11	11	18	11	11	11	11	19	11	11	11	11	20	11	11	11	11	21	11	11	11	11	22	11	11	11	11	23	11	11	11	11	24	11	11	11	11	25	11	11	11	11	26	11	11	11	11	27	11	11	11	11	28	11	11	11	11	29	11	11	11	11	30	11	11	11	11	31	11	11	11	11
1月	6	11	11	11	24	7	14	14	14		8	14	14	14		9	14	14	14	14	10	14	14	14	14	11	14	14	14	14	12	14	14	14	14	13	14	14	14	14	14	14	14	14	14	15	14	14	14	14	16	14	14	14	14	17	14	14	14	14	18	14	14	14	14	19	14	14	14	14	20	14	14	14	14	21	14	14	14	14	22	14	14	14	14	23	14	14	14	14	24	14	14	14	14	25	14	14	14	14	26	14	14	14	14	27	14	14	14	14	28	14	14	14	14	29	14	14	14	14	30	14	14	14	14	31	14	14	14	14																				
2月	3	13	13	13		4	18	18	18		5	18	18	18		6	18	18	18	18	7	18	18	18	18	8	18	18	18	18	9	18	18	18	18	10	18	18	18	18	11	18	18	18	18	12	18	18	18	18	13	18	18	18	18	14	18	18	18	18	15	18	18	18	18	16	18	18	18	18	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	19	18	18	18	18	20	18	18	18	18	21	18	18	18	18	22	18	18	18	18	23	18	18	18	18	24	18	18	18	18	25	18	18	18	18	26	18	18	18	18	27	18	18	18	18	28	18	18	18	18	29	18	18	18	18	30	18	18	18	18										
3月	3	研究進捗状況中間発表会				4	21	21	21		5	22	22	22		6	22	22	22	22	7	22	22	22	22	8	22	22	22	22	9	22	22	22	22	10	22	22	22	22	11	22	22	22	22	12	22	22	22	22	13	22	22	22	22	14	22	22	22	22	15	22	22	22	22	16	22	22	22	22	17	22	22	22	22	18	22	22	22	22	19	22	22	22	22	20	22	22	22	22	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22	23	22	22	22	22	24	22	22	22	22	25	22	22	22	22	26	22	22	22	22	27	22	22	22	22	28	22	22	22	22	29	22	22	22	22	30	22	22	22	22	31	22	22	22	22					

■ = 共通科目での選択科目

※特別研究の記載は1例です。別紙「教育課程表」を基に、必要単位数を満たすよう指導教員と実施日を相談してください。

- 1限: 8:40~10:10
- 2限: 10:20~11:50
- 3限: 12:40~14:10
- 4限: 14:20~15:50
- 5限: 16:00~17:30
- 6限: 18:00~19:30
- 7限: 19:40~21:10

資料 17

2024年度大学院看護医療研究科 臨床検査学専攻 修士課程 2年 前学期時間割(2024年4月1日～2024年9月30日) <1期生屋間> (案)

曜日 時限	月					火					水					木					金					土				
	2	2	3	4	5	2	2	3	4	5	2	2	3	4	5	2	2	3	4	5	2	2	3	4	5	1	2	3	4	5
授業科目			専 選 特 別 研 究 II										専 選 特 別 研 究 II										専 選 特 別 研 究 II					専 選 特 別 研 究 II		
単位			2										2										2					2	2	2
担当 教員			*****										*****										*****					*****	*****	*****
教室																														
4月	8		1			9					10		2			11					12		3			13		1	2	3
	15		4			16					17		5			18					19		6			20		4	5	6
	22		7			23					24		8			25					26		9			27		7	8	9
	29	昭和の日				30					5/1		10			2					憲法記念日					4	みどりの日			
5月	6	振替休日				7					8		11			9					10		12			11		10	11	12
	13		13			14					15		14			16					17		15			18		13	14	15
	20		16			21					22		17			23					24		18			25		16	17	18
	27		19			28					29		20			30					31		21			6/1		19	20	21
6月	3		22			4					5		23			6					7		24			8		22	23	24
	10		25			11					12		26			13					14		27			15		25	26	27
	17		28			18					19		29			20					21		30			22		28	29	30
	24		31			25					26		32			27					28		33			29		31	32	33
7月	1		34			2					3		35			4					5		36			6		34	35	36
	8					9					10					11					12					13				
	15	海の日				16					17					18					19					20				
	22					23					24					25					26					27				
	29					30					31					8/1					2					3				
8月	5					6					7					8					9					10				
	12	振替休日				13	夏季休業期間				14	夏季休業期間				15	夏季休業期間				16	夏季休業期間				17	夏季休業期間			
	19					20					21					22					23					24				
	26					27					28					29					30					31				
9月	2					3					4					5					6					7				
	9					10					11					12					13					14				
	16	敬老の日				17					18					19					20					21				
	23	振替休日				24	研究進捗状況中間発表会				25					26					27					28				
	30																													

※特別研究の記載は1例です。別紙「教育課程表」を基に、必要単位数を満たすよう指導教員と実施日を相談してください。

- 1限: 8:40～10:10
- 2限: 10:20～11:50
- 3限: 12:40～14:10
- 4限: 14:20～15:50
- 5限: 16:00～17:30
- 6限: 18:00～19:30
- 7限: 19:40～21:10

資料 17

2024年度大学院看護医療研究科 臨床検査学専攻 修士課程 2年 前学期時間割(2024年4月1日～2024年9月30日) <1期生夜間> (案)

曜日 時限	月							火							水							木							金							土				
	6	6	7	7	7	7	7	6	6	7	7	7	7	6	6	7	7	7	7	6	6	7	7	7	7	6	6	7	7	7	7	1	2	3	4	5				
授業科目			専 選 特 別 研 究 II													専 選 特 別 研 究 II													専 選 特 別 研 究 II						専 選 特 別 研 究 II					
単位			2													2													2						2					
担当 教員			*****													*****													*****						*****					
教室																																								
4月	8		1					9						10		2				11							12		3				13		1	2	3			
	15		4					16						17		5				18							19		6				20		4	5	6			
	22		7					23						24		8				25							26		9				27		7	8	9			
	29		昭和の日						30						5/1		10				2						憲法記念日				4	みどりの日								
5月	6		振替休日						7						8		11				9						10		12				11		10	11	12			
	13		13					14						15		14				16						17		15				18		13	14	15				
	20		16					21						22		17				23						24		18				25		16	17	18				
	27		19					28						29		20				30						31		21				6/1		19	20	21				
6月	3		22					4						5		23				6						7		24				8		22	23	24				
	10		25					11						12		26				13						14		27				15		25	26	27				
	17		28					18						19		29				20						21		30				22		28	29	30				
	24		31					25						26		32				27						28		33				29		31	32	33				
7月	1		34					2						3		35				4						5		36				6		34	35	36				
	8							9						10						11						12						13								
	15		海の日						16						17						18						19						20							
	22							23						24						25						26						27								
	29							30						31						8/1						2						3								
8月	5		振替休日						6					7						8						9						10								
	12		振替休日						13					14						15						16						17								
	19							20					21						22						23						24									
	26							27					28						29						30						31									
9月	2							3						4						5						6						7								
	9							10						11						12						13						14								
	16		敬老の日						17					18						19						20						21								
	23		振替休日						24					25						26						27						28								
	30																																							

※特別研究の記載は1例です。別紙「教育課程表」を基に、必要単位数を満たすよう指導教員と実施日を相談してください。

- 1限: 8:40～10:10
- 2限: 10:20～11:50
- 3限: 12:40～14:10
- 4限: 14:20～15:50
- 5限: 16:00～17:30
- 6限: 18:00～19:30
- 7限: 19:40～21:10

資料 17

2024年度大学院看護医療研究科 臨床検査学専攻 修士課程 2年 後学期時間割(2024年10月1日～2025年3月31日) <1期生屋間> (案)

曜日 時限	月					火					水					木					金					土					
	2	2	3	4	5	2	2	3	4	5	2	2	3	4	5	2	2	3	4	5	2	2	3	4	5	1	2	3	4	5	
授業科目	特別研究Ⅲ		特別研究Ⅲ									特別研究Ⅲ	特別研究Ⅲ									特別研究Ⅲ	特別研究Ⅲ				特別研究Ⅲ	特別研究Ⅲ			
単位数	2		2									2	2									2	2				2	2			
担当教員																															
教室																															
10月			6			10/1				2	1	2				3					4	3	4				5	1	2	3	4
7	5					8				9	7	8				10					11	9	10				12	5	6	7	8
14	スポーツの日					15				16	11	12				17					18	13	14				19	9	10	11	12
21	15		16			22				23	17	18				24					25	19	20				26	13	14	15	16
28	21		22			29				30	23	24				31					11/1	25	26				2	17	18	19	20
11月	振替休日					4				5	6	27	28			7					8	29	30				9	21	22	23	24
11	31		32			12				13	33	34				14					15	35	36				16	25	26	27	28
18						19				20						21					22						23	29	30	31	32
25						26				27						28					29						30	33	34	35	36
12月	学位論文題目申告書					3				4					5					6						7					
9	学位論文抄録提出					10				11					12					13						14					
16	勤労感謝の日					17				18					19					20						21					
23						24				25					26					27						28					
30						31	冬季休業		1/1	元日		冬季休業		3	冬季休業		4	冬季休業													
1月	6					7				8					9					10						11					
13	成人の日					14	学位論文審査					15					16						17								
20	春分の日					21				22					23					24						25					
27	最終試験					28				29					30					31						2/1					
2月	学位論文研究発表会					4				5					6					7	最終結果報告書提出期限					8					
10						11	建國記念の日		12	判定教授会					13					14						15					
17						18				19					20					21						22					
24	振替休日					25				26					27					28						3/1					
3月	3					4				5					6					7						8	学位記授与式				
10						11				12					13					14						15					
17						18				19					20					21						22					
24						25				26					27					28						29					

※特別研究の記載は1例です。別紙「教育課程表」を基に、必要単位数を満たすよう指導教員と実施日を相談してください。

- 1限: 8:40～10:10
- 2限: 10:20～11:50
- 3限: 12:40～14:10
- 4限: 14:20～15:50
- 5限: 16:00～17:30
- 6限: 18:00～19:30
- 7限: 19:40～21:10

資料 17

2024年度大学院看護医療研究科 臨床検査学専攻 修士課程 2年 後学期時間割(2024年10月1日～2025年3月31日) <1期生夜間> (案)

曜日 時限	月					火					水					木					金					土				
	6	6	7	7	7	6	6	7	7	7	6	6	7	7	7	6	6	7	7	7	6	6	7	7	7	1	2	3	4	5
授業科目	特別研究Ⅲ										特別研究Ⅲ										特別研究Ⅲ					特別研究Ⅲ				
単位数	2										2										2					2				
担当教員																														
教室																														
10月	7	5	6			10/1					2	1	2			3					4	3	4			5	1	2	3	4
14	スポーツの日					8					9	7	8			10					11	9	10			12	5	6	7	8
21	15		16			15					16	11	12			17					18	13	14			19	9	10	11	12
28	21		22			22					23	17	18			24					25	19	20			26	13	14	15	16
11月	4	振替休日				5					6	27	28			7					11/1	25	26			2	17	18	19	20
11	31		32			12					13	33	34			14					15	35	36			16	25	26	27	28
18						19					20					21					22					23	29	30	31	32
25						26					27					28					29					30	33	34	35	36
12月	12/2	学位論文題目申告書				3					4					5					6					7				
9	学位論文抄録提出				10					11					12					13					14					
16	勤労感謝の日				17					18					19					20	学位論文提出				21					
23					24					25					26					27					28					
30					31	冬季休業			1/1	元日				2	冬季休業			3	冬季休業			4	冬季休業							
1月	6					7					8					9					10					11				
13	成人の日				14	学位論文審査				15					16					17					18					
20	春分の日				21					22					23					24					25					
27	最終試験				28					29					30					31					2/1					
2月	3	学位論文研究発表会				4					5					6					7	最終結果報告書提出期限				8				
10					11	建國記念の日			12	判定教授会				13					14					15						
17					18					19					20					21					22					
24	振替休日				25					26					27					28					3/1					
3月	3					4					5					6					7					8	学位記授与式			
10						11					12					13					14					15				
17						18					19					20					21					22				
24						25					26					27					28					29				

※特別研究の記載は1例です。別紙「教育課程表」を基に、必要単位数を満たすよう指導教員と実施日を相談してください。

- 1限: 8:40～10:10
- 2限: 10:20～11:50
- 3限: 12:40～14:10
- 4限: 14:20～15:50
- 5限: 16:00～17:30
- 6限: 18:00～19:30
- 7限: 19:40～21:10

四日市看護医療大学公的研究費取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、四日市看護医療大学（以下「本学」という。）において、公的研究費を適正に管理するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公的研究費」とは、競争的研究資金制度に基づく科学研究費補助金等の競争的資金等のほか、学外機関から配分され、本学が管理責任を負うことが義務付けられた全ての研究費をいう。
- (2) 「研究者等」とは、本学において公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員をいう。
- (3) 「直接経費」とは、公的研究費による研究の遂行に必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいう。
- (4) 「間接経費」とは、公的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究者等ではなく本学が使用する経費をいう。
- (5) 「不正使用」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。
 - ア 架空の取引により代金を支払わせ、業者に預け金として管理させること。
 - イ 実態の伴わない謝金・出張旅費・物品購入等の請求を意図して行い、不正に経費を支払わせること。
 - ウ その他、法令、公的研究費を所管する機関等（以下「配分機関」という。）が定める規程等、学校法人暁学園規程及び本学規程等に違反して経費を使用すること。
- (6) 「不正行為」とは、公的研究費による研究の立案、計画、実施、研究論文・報

告書等成果の報告等の各過程において、捏造、改ざん、盗用等の行為を故意に行うことを指し、法令、配分機関が定める規程等、学校法人暁学園規程及び本学規程等に違反する行為をいう。

(責任体系)

第3条 本学における公的研究費の運営・管理に関する責任体系については次の通りとする。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、学部単位または対象となる資金制度別等で公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとし、事務局長をもって充てる。
- (4) 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。
- (5) 公的研究費の運営・管理に関する実務は、会計課が担当し、専門的能力をもって公的研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担うものとする。

(ルールの明確化・統一化)

第4条 公的研究費の運営・管理にあたっては、配分機関の当該規程を遵守すること。
なお、配分機関において該当する規程等が定められていない場合は、学校法

人暁学園及び本学の規程を準用すること。

(不正使用・不正行為の禁止)

第5条 研究者等は、不正使用及び不正行為を行ってはならず、また、不正使用・不正行為の防止に努めなければならない。

(研究者等の責務)

第6条 研究者等は、個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、公的研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を認識しなければならない。

2 研究者等は、コンプライアンス推進責任者の指示のもとコンプライアンス教育を受けなければならない。

3 研究者等は、最高管理責任者が定める「公的研究費に関する行動規範」を遵守しなければならない。

4 研究者等は、「公的研究費の運営・管理に関する誓約書」を最高管理責任者へ提出しなければならない。

5 研究者等は、公的研究費の処理に際して、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び公的研究費の運営・管理の実務に携わる者の指示に従わなければならない。

(研究者等の意識向上)

第7条 最高管理責任者は、研究者等に対して、公的研究費の不正防止について意識向上を図るため、研修その他必要な措置を講ずるものとする。

2 最高管理責任者は、不正防止を図るため、公的研究費の執行に関わる全ての構成員が遵守すべき「公的研究費に関する行動規範」を定めて内外に周知するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、公的研究費の執行に

関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するものとする。

(公的研究費の経費管理)

第8条 研究者等が交付を受ける公的研究費の経理について、配分機関により研究者等が所属する機関による管理が義務付けられている場合、担当部署が次の事務を行うことを定め、担当部署として会計課を充てる。

- (1) 研究者等に代わり、直接経費を管理すること。なお、直接経費の管理口座は統括管理責任者の名義とし、適切に管理を行うこと。
- (2) 研究者等に代わり、直接経費及び間接経費に係る諸手続きを行うこと。
- (3) 研究者等が直接経費により購入した設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)について、配分機関による定めのある場合は、当該研究者等からの寄付を受け入れること。なお、当該研究者等が他の研究機関に所属することとなる場合は、配分機関の規程に従い手続きを行うこと。
- (4) 間接経費の措置されている公的研究費の交付を研究者等が受けた場合、当該研究者等からの間接経費の譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うこと。なお、当該研究者等が他の研究機関に所属することとなる場合は、配分機関の規程に従い手続きを行うこと。
- (5) 公的研究費により購入する全ての物品に対し、検収業務を行うこと。

(相談窓口)

第9条 最高管理責任者は、公的研究費の事務処理手続等に関し、本学内外からの相談を受け付ける窓口を設置するものとし、担当部署が次の事務を行うことを定め、担当部署として会計課を充てる。

- (1) 公的研究費の事務処理手続及び使用ルール等に関し本学内外からの相談を受け付け、効率的な研究執行を適切に支援すること。

- (2) 公的研究費についての不正使用・不正行為を防止するため、使用ルール等の研究者等への周知を図ること。

(告発窓口)

第 10 条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用ならびに不正行為等に関し、本学内外からの告発を受け付ける窓口を設置するものとし、担当部署として企画部を充てる。告発窓口は、受け付けた事案について、速やかに最高管理責任者に報告すること。

(通報に係る最高管理責任者の責務)

第 11 条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用ならびに不正行為に関する訴えを受けた場合、ただちに調査を行うものとし、調査の結果、不正が明らかになった場合は、当該公的研究費の執行を停止し、当該不正に関与した者に対し、学校法人暁学園及び本学の規程に基づく懲戒等の処分及び告訴等の措置を講ずることとする。

2 調査手続き、公的研究費の執行停止及び処分等については別に定める。

(不正処理業務に係る責務)

第 12 条 本規程に基づく不正処理業務に関わった者は、職務上知りえた事実に対し守秘義務を負うものとし、関係業務を退任した後も継続するものとする。

(不正取引に関与した業者の処分)

第 13 条 調査の結果、不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずることとする。

(不正防止計画の策定)

第 14 条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応する不正防止計画を策定するものとし、担当部署として企画部を充てる。

(公的研究費の適正な執行)

第 15 条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のため、研究機関全体の観点から執行体制を整備するものとし、担当部署として会計課を充てる。

2 担当部署は、不正防止計画に則り、公的研究費の適正な運営・管理を執行する。

(モニタリング・監査)

第 15 条の 2 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理のため、モニタリング及び監査制度を整備するものとし、担当部署として企画部を充てる。

2 公的研究費の執行に関するモニタリング及び監査制度については、別に定める。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、最高管理責任者及び統括管理責任者の協議によって行うものとする。

(庶務)

第 17 条 公的研究費の取扱いの庶務は、会計課において処理する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

四日市看護医療大学研究活動に係る不正防止 に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、四日市看護医療大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正行為の防止に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、本学の教員、助手、研究員、学生等及び研究分担者など研究に関わる学外研究者や研究支援人材を含むものとする。

2 この規程において「学生等」とは、学部学生及び大学院生、科目等履修生、聴講生、研究生、その他本学に在学して修学する者をいう。

3 この規程において「研究活動に係る不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより引き起こされる次に掲げる行為及びそれらに助力すること（以下「特定不正行為」という。）をいう。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) 上記の特定不正行為以外にも、同じ研究成果の重複発表や論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなど、本来の趣旨を歪めるような行為は、特定不正行為に準じて認定することができる。

4 この規程において「部局」とは、学科、研究科、附置研究機構等をいう。

(学長の責務)

第3条 本学における特定不正行為の防止に関しては、学長が統括し、特定不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、厳正かつ適切に対応するものとする。

2 学長は、特定不正行為の防止について意識向上を図るため、研究者等に対して、研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(部局の長の責務)

第4条 部局の長は、当該部局における特定不正行為の防止等を統括し、特定不正行為に関する通報、告発（以下「通報等」という。）を受けたときは、予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

2 部局の長は、特定不正行為の防止を図るため、研究者等に対して、本規程に定める研究倫理教育を実施するものとする。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、高い倫理性を保持し、特定不正行為を行ってはならない。

2 研究者等は、この規程及び部局の長の指示に従い、本規程に定める調査等に協力しなければならない。

3 研究者等は、部局の長の指示に従い、年1回以上の研究倫理教育を受けなければならない。

(受付窓口)

第6条 本学における通報等及び通報等に関する相談に対応するため、企画部に受付窓口を置く。

(通報処理体制等の周知)

第7条 学長は、受付窓口、通報等及び通報等に関する相談の方法その他必要な事項を学内外に周知するものとする。

(通報等の方法)

第8条 通報等は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を受付窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 前項の書面は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 特定不正行為を行ったとする研究者等又はグループ等の氏名又は名称
- (2) 特定不正行為の具体的内容
- (3) 特定不正行為の内容を不正とする科学的合理的理由

3 受付窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

4 学長は、通報等を受理したことについて当該通報等を行った者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。

5 学長は、報道により、又は学会、他機関から特定不正行為が指摘された場合にも、通報等があったものとみなして適切に対処するものとする。

(通報等に関する相談の方法)

第9条 通報等に関する相談は、書面（ファックス、電子メールを含む。）を受付窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。

2 受付窓口は、前項の相談を受け付けた場合において必要と認めるときは、当該相談者に対して通報等の意思を確認し、通報等に準じて取り扱うことができるものとする。

(受付窓口の担当者等の義務)

第10条 受付窓口の担当者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該受付窓口の担当者でなくなった後も同様とする。

(通報等に係る事案の調査)

第11条 学長は、通報等を受け付けた旨の報告を受けたときは、当該部局の長に通知するとともに、本規程に定めるところにより、当該通報等がなされた事案について、必要な調査

を行わせる。ただし、通報等に準じて取り扱うこととされたものについては、学長が必要と認める場合に限り、当該部局の長に通知し、必要な調査を行わせるものとする。

2 学長は、通報等の内容について、不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているものであると認められる場合には、速やかに調査等を行わせ、相当の理由があると認めるときは、当該通報等の対象となっている研究者等（以下「被通報者」という。）に警告を行うものとする。

（通報等に係る事案の予備調査）

第 12 条 学長は、通報等を受理した旨の報告を受けたときは、当該報告を受けた日から概ね 30 日以内に、被通報者の所属する部局（以下「当該部局」という。）の長に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。

(1) 特定不正行為が行われた可能性
(2) 科学的合理的理由と当該通報等がされた特定不正行為との関連性・論理性
(3) 研究の公表から通報等がされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等を超えるか否か

(4) その他必要と認める事項

2 前項に定めるもののほか、当該部局の長は、次の各号に掲げる事項を当該調査結果の報告と同時に学長に通知するものとする。

(1) 次条の規定による調査の要否
(2) 調査中における一時的措置に関する意見等
(3) 特定不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該通報等が悪意に基づくものである可能性

3 当該部局の長は、予備調査の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。

4 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力をするものとし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

（本調査）

第 13 条 学長は、前条の予備調査の結果に基づき、当該通報等がなされた事案について、更に本格的な調査（以下「本調査」という。）をすべきか否かを速やかに決定する。

2 学長は、本調査を行うことを決定したときは、30 日以内に調査委員会を設置する。

3 学長は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

4 学長は、当該通報等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分を受けた機関（以下「資金配分機関」という。）及び文部科学省に通知する。

5 学長は、本調査を行わないことを決定したときは理由を付してその旨を通報者に通知する。

6 学長は、前条の予備調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと判断されたときは、通報者が所属する部局又は他機関の長にその旨を通知する。

7 学長は、前2項に定める通知を受けた通報者等から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて前条の予備調査について、当該部局の長に再調査を求めることができる。

(調査委員会の設置)

第14条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、委員長は、学長をもって充てる。

(1) 学長

(2) 当該部局の長

(3) 当該部局の教員 若干名

(4) 当該部局以外の部局の教員で、当該通報等の対象となっている研究分野の教員 若干名

(5) その他学長が必要と認める者

2 委員の半数以上は外部委員で構成しなければならず、前項第3号から第5号までの委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者のうちから、学長が委嘱する。

(調査委員会設置の通知)

第15条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた通報者及び被通報者は、当該通知を受けた日から7日以内に異議申立をすることができる。

3 前項の異議申立があった場合、学長はその内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立に係る委員を交代させる。

4 学長は、前項の審査の結果並びに委員を交代させたときは当該調査委員の所属及び氏名を通報者及び被通報者に通知する。

(調査委員会の調査)

第16条 調査委員会における調査は、当該通報等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者のヒアリングにより行い、必要に応じ、被通報者に対して、再実験等を要請して必要資料の提出を求め、これに基づく調査等を行うものとする。

2 前項の調査に際しては、被通報者に対し、弁明の機会を与えてその聴取をするとともに、再実験等を要請する場合には、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を与えなければならない。

3 被通報者は、前項の弁明の機会において、当該通報等の内容を否認するときは、当該研究が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを科学的根拠に則り、説明しなければならない。なお、本来存在すべき基本的な要素の不足により不正行為の疑いを覆すに足る証拠

が示せないときは不正行為と認定される場合がある。

4 調査委員会は、調査等の実施に関し、通報者、被通報者その他関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

5 前項の協力を求められた通報者、被通報者その他関係者は、誠実にこれに協力をするものとし、正当な理由なくこれを拒絶することができない。

6 調査委員会は、当該調査において必要と認めるときは、調査に関連する被通報者の研究を調査の対象とすることができる。

7 調査委員会は、第1項及び前項の調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとることができる。

8 調査委員会は、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上（通報者に情報提供を行う場合を含む。）必要な範囲外に漏洩することのないよう配慮するものとする。

（調査結果の報告）

第17条 調査委員会は、調査の開始後概ね150日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行い、当該調査の結果をまとめて書面により学長に報告するものとする。

(1) 特定不正行為が行われたか否か

(2) 特定不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割

(3) 特定不正行為が行われていないと認定したときは、告発内容の信憑性と意図

（調査結果の通知）

第18条 学長は、調査の結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）並びに文部科学省、暁学園理事会及び被通報者が所属する部局の長に通知するとともに、被通報者が他機関に所属する場合は、当該所属機関の長にも通知するものとする。

2 学長は、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対しても当該調査の結果を通知する。

3 学長は、調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものであると認定されたときは、通報者が所属する部局（他機関に所属する者であるときは、当該他機関）の長に通知する。

（不服申立）

第19条 調査の結果、特定不正行為が行われたと認定された被通報者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、学長に対し、不服申立てをすることができる。

2 調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立により次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく通報等と認定された者を含む。）は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、学長に対し、不服申立てをすることができる。

3 前2項の場合において、当該不服申立をする者は、前条第1項の通知を受けてから30日

の期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

4 学長は、第1項の不服申立を受けたときは、その旨を通報者に通知し、及び当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び文部科学省に対してもその旨を通知する。

5 学長は、第2項の不服申立を受けたときは、通報者が所属する部局の長及び被通報者に通知し、及び通報者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対してもその旨を通知する。

(不服申立の審査及び再調査)

第20条 学長は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、当該調査を行った調査委員会に不服申立の審査を行わせる。ただし、不服申立の趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において学長が必要と認めるときは、当該調査委員会の委員を交代させ、又は新たに調査委員会を設置するものとする。

2 前項の審査においては、不服申立の趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を速やかに学長に報告する。

3 学長は、被通報者及び通報者に前項の審査の結果を通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被通報者に対し、調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被通報者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。

4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立を受けた日から概ね50日(前条第2項の不服申立の場合にあっては30日)以内に、調査結果を学長に報告する。

5 第18条各項の規定は、前項の調査結果の通知に準用する。

(調査委員会の運営)

第21条 本規程に定めるもののほか、調査委員会が行う本調査及び不服申立の審査に関し必要な事項は、調査委員会の議を経て、学長が定める。

2 第10条の規定は、第12条から前条までに定める調査等に関与する者に準用する。

(調査資料の提出)

第22条 学長は、当該通報等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものである場合において、当該資金配分機関から要求があるときは、当該調査に係る資料を提出し、又は閲覧させることがある。ただし、調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の公表等)

第23条 学長は、第17条又は第20条第4項の調査委員会の調査結果の報告(以下「調査結果の報告」という。)において、特定不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、次の事項を公表するものとする。

(1) 特定不正行為に関与した者の所属及び氏名

- (2) 特定不正行為の内容
- (3) 学長又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

2 学長は、調査結果の報告において、特定不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、不正行為は行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む）、被告発者の所属及び氏名、調査委員会委員の所属及び氏名、調査の方法、手順等とする。

3 学長は、調査結果の報告において、当該通報等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、通報者の所属及び氏名を公表する。

4 学長は、前3項の場合において、第17条の調査結果に基づく公表を行うときは、第19条第1項の規定による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。

5 学長は、当該公表する内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

6 学長は、調査結果の公表に至るまで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して情報が漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

（調査中における一時的措置）

第24条 学長は、本調査を行うことを決定したときは、調査結果の報告を受けるまでの間、当該通報等をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じるものとする。

（認定後の措置）

第25条 学長は、調査結果の報告において、特定不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、前条の規定により講じられた措置の延長を当該部局の長その他の関係者に求めることができる。

2 学長は、調査結果の報告において、特定不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、証拠保全の措置その他当該通報等に基づき講じた一切の措置を解除し、及び当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者又は関係機関に周知するなど、特定不正行為が行われていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

3 前2項の場合において、学長は、調査結果について、第19条の不服申立があったときは、前2項により講じた措置を保留し、又は前条の措置を講じるなど、必要な措置を講じるものとする。

4 前項の措置を講じた場合において、学長は、当該不服申立に関し、第20条第4項の規定による調査結果の報告を受けたときは、当該報告に基づき、第1項又は第2項に定める措

置及び必要に応じて第 23 条の規定による公表の措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第 26 条 学長及び部局の長は、通報等（通報等に関する相談を含む。）をしたことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長及び部局の長は、単に通報等があったことをもって、当該通報等に係る被通報者が研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を講じてはならない。

(庶務)

第 27 条 本規程に関する庶務は、企画部で行う。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

四日市看護医療大学研究倫理審査要領

(目的)

第1条 四日市看護医療大学研究倫理規程第3条の規定にもとづき、研究における倫理的基準を充たしているかについて審査するため、四日市看護医療大学研究倫理審査要領（以下「要領」という。）を定める。

(審査対象)

第2条 審査対象は、本学の教職員および学生が実施する以下の人を対象とする研究等とし、他機関との共同研究並びに他機関から依頼された受託研究を含む。

- (1) 個人情報を扱うもの
- (2) 人体から採取した試料・情報を扱うもの
- (3) 侵襲性（身体的、精神的苦痛など）を伴うもの
- (4) 介入を行うもの

(申請)

第3条 申請者は次のとおりとする。なお、共同研究の場合には、研究責任者が代表して申請する。

- (1) 本学の教職員
- (2) 学生については、これを指導する教員

(審査手続き等)

第4条 本学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）は、申請者の申請に基づき、次のとおり審査を行う。

- 2 申請者は、審査に必要な書類（別紙様式1・2）を委員会に提出し、学長の許可を受ける。但し、申請書の提出は開催月の前月末までとする。
- 3 委員会は、原則として毎月審査を行うものとする。
- 4 審査は、原則として文書で行うが、委員会が必要と認めた場合には、申請者の出席を求め、申請の内容についての説明を聴くことや、追加資料の提出を求めることができる。
- 5 委員は、自らの申請については、審査に加わることができない。
- 6 委員会は必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明をさせ、または意見を聞くことができる。

7 審査の結論は、全会一致をもって決定するものとする。ただし、意見の一致が困難な場合には出席委員の3分の2以上の合意によるものとする。

8 委員長は、適当と判断される場合には、書面による委員の意見聴取をもって審査に代えるものとする。

9 学長は、委員会の審議および意見の決定に参加してはならない。

(迅速審査)

第5条 委員会は、次のいずれかに該当する審査の場合は、これを委員会の下部組織である迅速審査会に委ね、迅速審査を行うことができる。なお、軽微な変更について、特に委員会が確認のみでよいと判断した場合には、委員会への報告事項と取り扱うことができる。

(1) 研究計画の軽微な変更の審査

(2) 共同研究であって、既に主たる研究を行う機関において倫理審査に関する委員会の承認を受けた研究計画を、本学が分担して実施しようとする場合の審査

(3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わない研究計画の審査

(4) 軽微な侵襲（身体又は精神に生じる傷害又は負担の小さいものをいう。）を伴う研究であって介入を行わない研究計画の審査

2 迅速審査会による迅速審査は、この要領および四日市看護医療大学研究倫理委員会迅速審査会細則に基づいて行う。

(審査基準)

第6条 委員会は、審査を行うに当たり、次に掲げる観点から検討しなければならない。

(1) 研究対象者の選定方法

(2) 研究等の対象となる個人(以下「対象者」という)の人権の擁護

(3) 対象者の理解を求め、同意を得る方法の適否

(4) 個人情報の保護の方法

(5) 研究等によって生じる対象者への危険性と不利益

(6) 予測される社会的な影響

(7) その他倫理的妥当性及び科学的合理性

(秘密の保持)

第7条 委員会の委員およびその事務に従事する者は、対象者および申請者のプライバシーを保護するため、審査経過および審査結果を公表してはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、申請者の同意を得て、審査結果を

公表することができる。

(結果の通知)

第8条 委員会は、審査が終了したときは、審査結果を通知書（別紙様式3・4）により申請者に通知しなければならない。

2 前項の審査結果は、次の各号のいずれかとし、審査における少数意見を併記するとともに、第2号から第4号の場合にあっては、その理由を付記しなければならない。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 研究等計画変更の勧告
- (4) 不承認

3 審査結果は、記録に留めなければならない。

4 申請者は、審査結果に疑義がある場合は、書面をもって委員長に照会することができる。但し、疑義照会の期限については、結果受理後1ヶ月以内とする。

5 審査の結果、条件付き承認として審査に必要な書類の修正を指示された場合、当該申請者は修正箇所を明記の上、結果受理後1ヶ月以内に審査に必要な書類を委員長に再提出しなければならない。また、申請取り消しの場合も結果受理後1ヶ月以内に委員長にその旨を伝えなければならない。

(研究の開始)

第9条 申請者は、倫理審査の許可を得て、研究を開始しなければならない。

(研究計画等の変更)

第10条 申請者は、承認された後に研究計画等の変更をする場合は、改めて変更箇所を明示した研究計画変更申請書（別紙様式5）を、委員会に提出しなければならない。

(異議申し立て)

第11条 申請者は、審査の結果に異議のある時は、理由書を添え、委員会に再審査を求めることができる。但し、異議申し立ての期限については、結果受理後1ヶ月以内とする。

(有害事象報告・中止)

第12条 申請者は、対象者に危険や不利益が生じた場合は、速やかに有害事象報告書（別紙様式6）を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の報告に基づいて審議し、当該研究の変更、中止その他必要な事項について意見を述べることができる。

3 委員会は、当該研究の変更、中止その他必要な事項を決定する。

4 申請者は、前項の決定に従わなければならない。

(研究実施状況報告)

第13条 委員会は、研究申請者に研究の実施状況について報告(別紙様式7)を求めることができる。

2 委員会は、介入研究に関連する登録、結果の公表を求めることができる。

(研究終了報告)

第14条 申請者は、研究が終了した際には、研究終了報告書(別紙様式8)を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月18日から施行する。

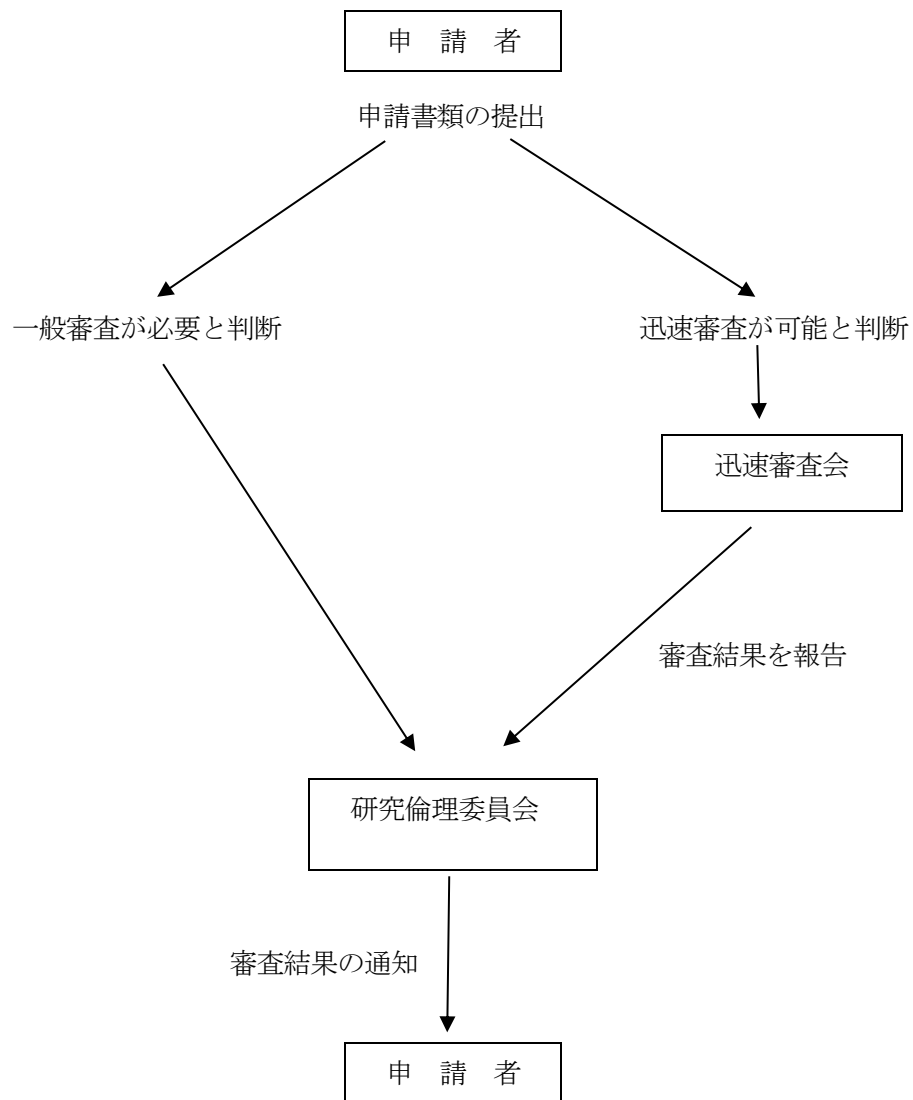
附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

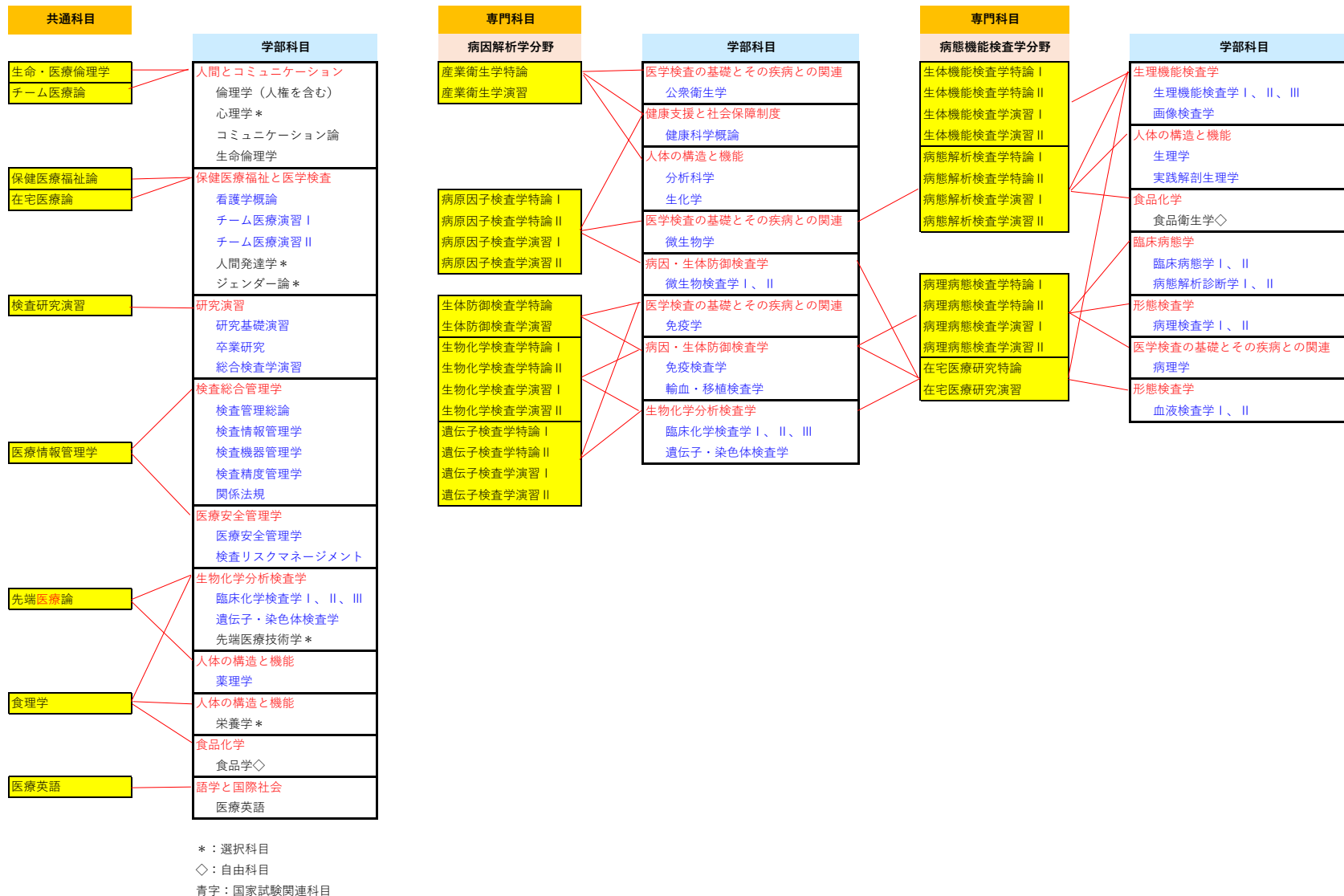
附 則

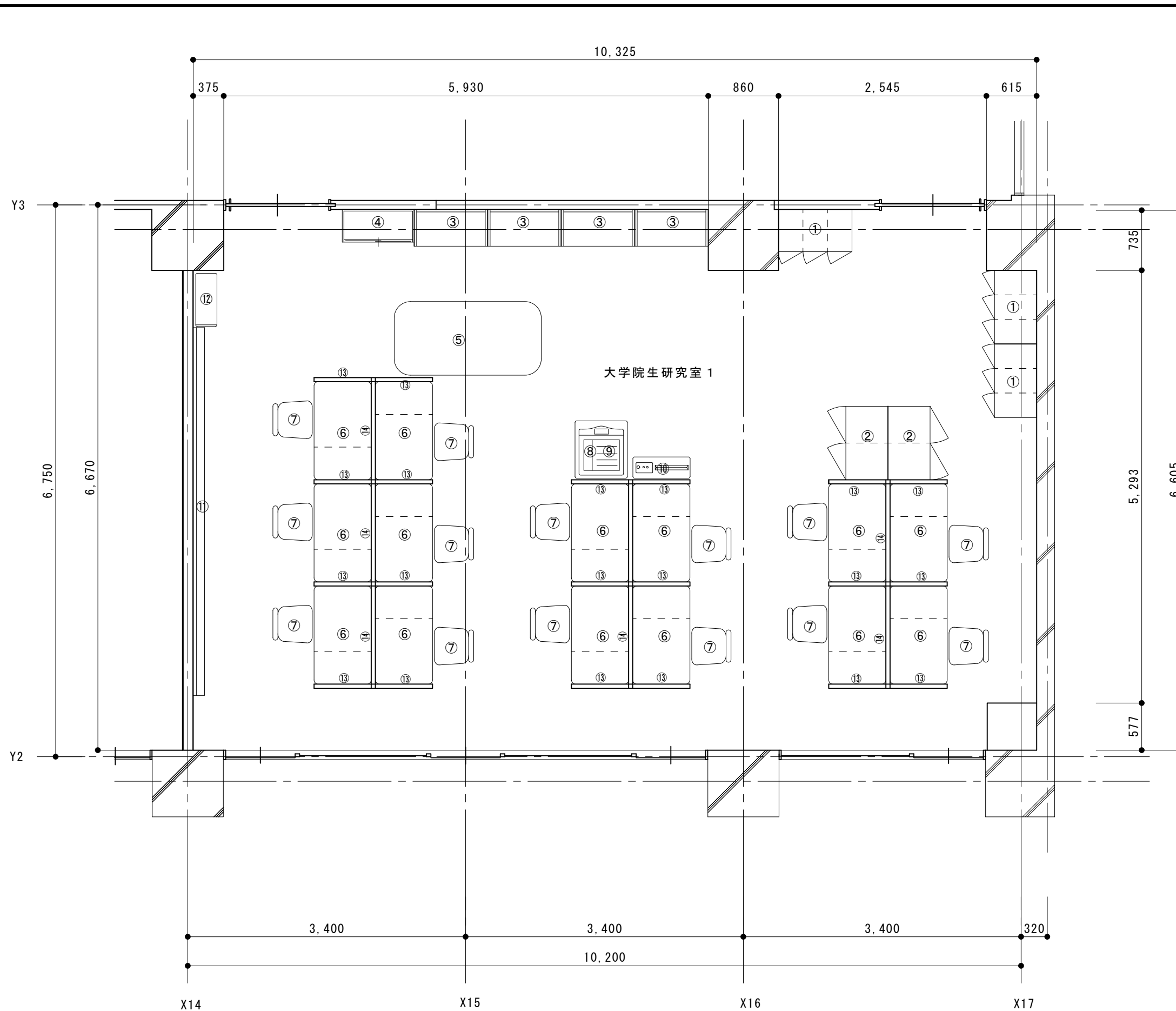
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

『申請から審査結果までの流れ』



四日市看護医療大学大学院
看護医療学研究科 臨床検査学専攻 修士課程
学部教育と修士課程の関係図





備品リスト

備品名	サイズ・品番	数量
① 6人用ロッカー	3列2段 W900×D515×H1790	3台
② 8人用ロッカー	2列4段 W900×D515×H1790	2台
③ オープン棚	W900×D450×H2100	4台
④ ガラス戸棚	W880×D400×H1790	1台
⑤ テーブル	W1800×D900×H720	1台
⑥ 片袖デスク	W1200×D700×H720	14台
⑦ イス	W470×D585	14脚
⑧ プリンター	CANON LBP9200C	1台
⑨ プリンター台	W640×D700×H700	1台
⑩ シュレッダー	M S V - D 3 1 C	1台
⑪ 黒板	W4500×D40×H1200	1枚
⑫ サーバルラック	W650×D260×H600	1台
⑬ パーティション	W700×D50×H1300	20台
⑭ パーティション	W1200×D50×H1300	7台

※サイズは任意寸法です。

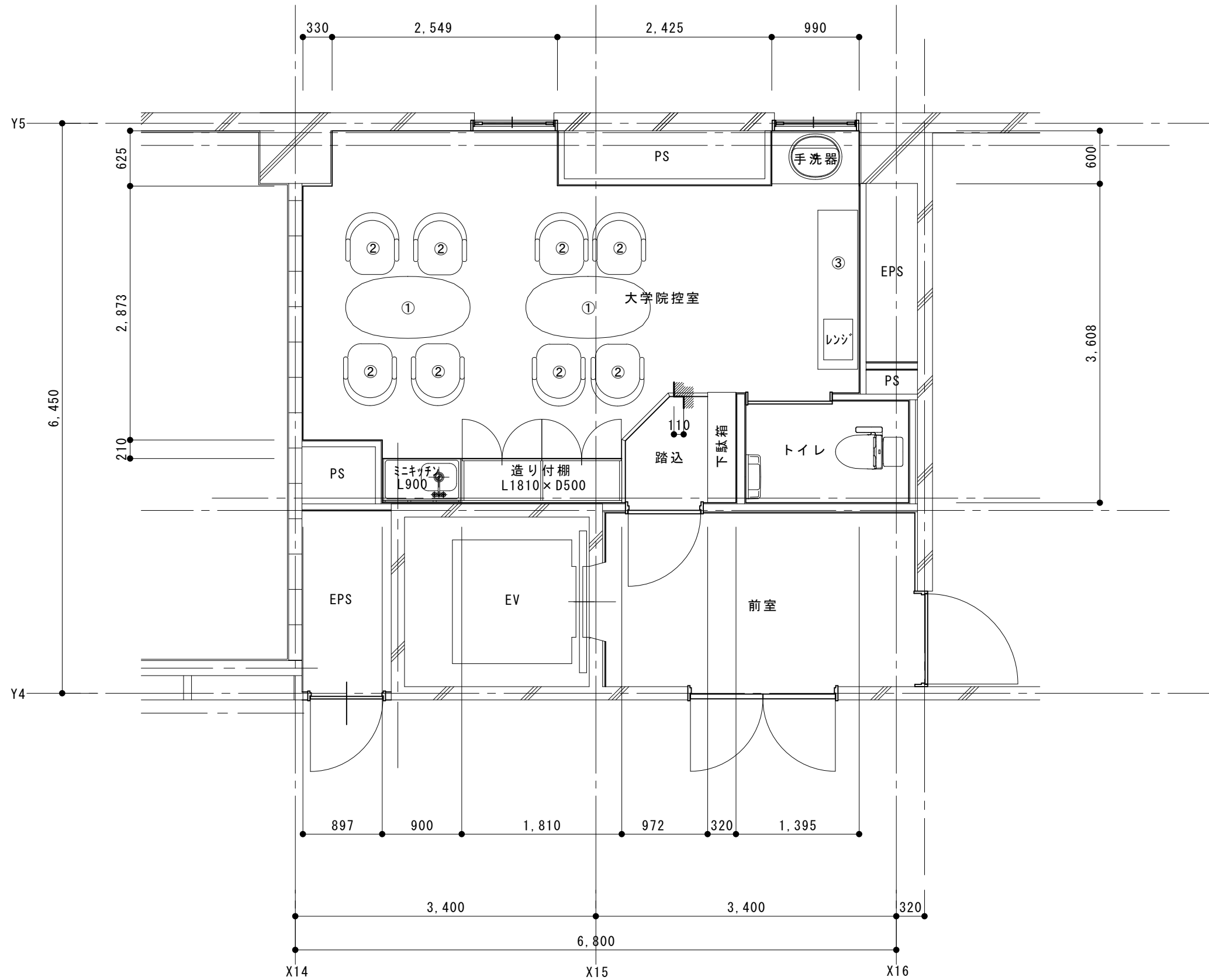
大学院生研究室

縮尺

1/50

工事名

図面名 B館 3F 大学院生研究室1 レイアウト図



備品リスト

備品名	サイズ・品番	数量
①テーブル	W1400×D700×H400	2台
②イス	W 600×D700	8脚
③長机	W1800×D450×H700	1台

※サイズは任意寸法です。

大学院控室

縮尺

1/50

工事名

図面名

B館3F 大学院控室 レイアウト図

資料 24

No	書籍名	出版社名	版刷	同時アクセス1 (本体)
1	画像診断のための人体横断解剖	医学図書出版	第1版	¥12,040
2	新生化学 改訂第2版	永井書店	再版	¥4,760
3	人体生理学ノート 第8版	金芳堂	第8版第1刷	¥5,800
4	なっとく解剖生理学 1. やりとりする細胞と血液	文光堂	第1版第2刷	¥3,920
5	なっとく解剖生理学 2. ぐるぐる回す循環器	文光堂	第1版第2刷	¥4,200
6	なっとく解剖生理学 3. ぐるぐる回る呼吸器	文光堂	第1版第2刷	¥4,900
7	病理診断を極める60のクルー	金芳堂	第1版第1刷	¥16,000
8	徹底攻略! 病理解剖 カラー図解	金芳堂	第1版第1刷	¥16,000
9	外科病理診断学 原理とプラクティス	金芳堂	第1版第1刷	¥28,000
10	唾液腺腫瘍の組織診・細胞診	メジカルビュー社	第1版第1刷	¥35,000
11	病理組織マップ&ガイド	文光堂	第1版第4刷	¥7,700
12	剖検マクロ・ミクロ病理アトラス	金芳堂	第1版第1刷	¥16,000
13	臨床検査診断マニュアル 改訂第2版	永井書店	改訂第2版	¥9,240
14	ハンディ臨床検査法 改訂第13版	宇宙堂八木書店	改訂第13版増刷第15版	¥6,020
15	血液凝固検査ハンドブック 改訂第2版	宇宙堂八木書店	改訂第2版	¥6,796
16	検査データのよみ方・考え方 —関連する2つの検査から—	宇宙堂八木書店	改訂第3版増刷第7版	¥7,000
17	臨床検査のガイドライン JSML2009 検査値アプローチ・症候・疾患・検査の評価法	宇宙堂八木書店	第1版	¥4,200
18	水を知る —病院検査を理解するための豆知識—	宇宙堂八木書店	第1版	¥2,800
19	臨床検査の正しい仕方 —検体採取から測定まで—	宇宙堂八木書店	第1版	¥4,200
20	検査技師のための臨床検査総論 —臨床検査の基礎知識—	宇宙堂八木書店	改訂第12版増刷第13版	¥3,640
21	CONTACT THERMOGRAPHY	癌と化学療法社		¥11,200
22	超音波検査テクニック超明解 —ひとめでわかる全身部位別・疾患別早引きハンドブック	メディカ出版	電子版	¥8,120
23	最新尿検査 —その知識と病態の考え方— 第2版	メディカル・ジャーナル社	第2版第1刷	¥5,180
24	US Labシリーズ6 カテゴリーが劇的にわかる 腹部超音波スクリーニング —webでエコー動画×走査がみられる!	メディカ出版	電子書籍版	¥5,600
25	心電図 —最近の進歩と臨床応用の実際—	永井書店		¥1,120
26	US Labシリーズ5 下肢静脈エコーの攻略法 —web動画 みて! マネて! いざ実践!	メディカ出版	電子書籍版	¥9,800
27	免疫染色究極マニュアル	金芳堂	第1版第1刷	¥18,400
28	検査値早わかりガイド 第3版	サイオ出版	第3版第3刷	¥9,000
29	筋電図 —その臨床的応用	永井書店		¥1,372
30	最新尿検査 —その知識と病態の考え方— 第3版	メディカル・ジャーナル社	第3版第1刷	¥5,180
31	US Labシリーズ9 大動脈、腹部・下肢動脈エコーの攻略法—web動画 みて! マネて! いざ実践!	メディカ出版	電子書籍版	¥9,800
32	エキスパートの手元がみえる! 血管エコー	羊土社	第1刷	¥16,200
33	図説尿沈渣教本 改訂第2版	宇宙堂八木書店	改訂第2版増刷第3版	¥11,900
34	図説尿沈渣教本	宇宙堂八木書店	第1版	¥10,920
35	健康管理と臨床検査 —早期診断を目指して—	宇宙堂八木書店	第1版	¥3,640
36	問題形式で学ぶ臨床検査医学	宇宙堂八木書店	第1版第1刷	¥3,920
37	知的エリートのための生活習慣病と検査 —健康日本21と健康増進—	宇宙堂八木書店	第1版第1刷	¥3,920
38	検査データと病気 —診断のポイント—	宇宙堂八木書店	全面改訂第8版	¥6,020
39	検査値ハンドブック —検査と診療のポイント—	宇宙堂八木書店	第1版	¥5,165
40	正常値ガイドブック —その臨床応用—	宇宙堂八木書店	第1版	¥13,720
41	臨床化学検査診断	宇宙堂八木書店	第1版	¥8,400
42	学校検尿の進め方・考え方 —検査の実際と事後管理—	宇宙堂八木書店	第1版	¥2,520

No	書籍名	出版社名	版刷	同時アクセス1 (本体)
43	臨床検査Q&A	宇宙堂八木書店	第1版	¥8,400
44	化学療法剤の臨床検査成績に対する直接妨害	宇宙堂八木書店	訂正第2版	¥5,600
45	正常値以前の問題 医学的診断の予測値と効率	宇宙堂八木書店	第1版	¥7,000
46	セット検査 —検査の組合せによる病態のスクリーニング—	宇宙堂八木書店	増刷第2版	¥6,300
47	臨床検査室における新しい標準化法	宇宙堂八木書店	第1版	¥6,300
48	臨床検査の諸断面 —明日の検査医学への道—	宇宙堂八木書店	第1版	¥3,920
49	英文対訳 計測技術ティーチング —自動血球分析装置の基本原理解—	宇宙堂八木書店	第1版	¥4,480
50	臨床栄養に検査をどう生かすか	宇宙堂八木書店	第1版	¥4,200
51	尿沈渣の見方と考え方 第2版	永井書店	第2版第2刷	¥3,080
52	初心者のための心電図テキスト	永井書店	第1版第3刷	¥9,520
53	画像を読み解け 血管エコー典型画像集 —CT・MRI・血管造影にも強くなる!	メディカ出版	電子書籍版	¥9,800
54	保存版! 血管診療図解テキスト	メディカ出版	電子書籍版	¥10,920
55	細胞診断マニュアル —細胞像の見方と診断へのアプローチ—	篠原出版新社	第1版第1刷	¥14,000
56	検査データの「？」に答えます!	文光堂	第1版第1刷	¥4,760
57	唾液腺細胞診ミラノシステム	金芳堂	第1版第1刷	¥16,400
58	ハイパーソノグラファーK(1)—エコーのWeb動画が見られる!	メディカ出版	電子書籍版	¥3,500
59	臨床検査ガイド 2020年改訂版	文光堂	第1版第1刷	¥11,900
60	時間軸で捉える血算 ~線で考える~	中外医学社	1版1刷	¥3,360
61	考える臨床検査	文光堂	第1版第2刷	¥7,000
62	検査値ベーシックレクチャー 第2版	文光堂	第2版第2刷	¥4,200
63	つながる! 臨床検査 ~データから患者を知る~	医学と看護社	第1版第1刷	¥4,900
64	検査値ドリル	羊土社	第1刷	¥12,900
65	血液細胞アトラス 第6版	文光堂	第6版第3刷	¥14,000
66	乳がん診療に活かす やさしいAI入門	中外医学社	1版1刷	¥4,480
67	POCTハンター 血ガス・電解質・Cr・hCG×非専門医	中外医学社	1版1刷	¥5,600
68	図解 病理解剖ガイド	文光堂	第1版第1刷	¥12,600
69	リンパ腫アトラス 第5版	文光堂	第5版第1刷	¥33,600
70	臨床に役立つ消化器病理 ギュッと1冊! まるごとBOOK —web動画付—	金芳堂	第1版第1刷	¥12,400
71	Dr.ヤンデルの病理トレイル	金芳堂	第1版第1刷	¥5,600
72	カラーアトラス 末梢神経の病理 第2版	中外医学社	2版1刷	¥10,640
73	腫瘍病理鑑別診断アトラス 大腸癌 第2版	文光堂	第2版第1刷	¥22,400
74	腫瘍病理鑑別診断アトラス 悪性軟部腫瘍 改訂・改題第2版	文光堂	改訂・改題第2版第1刷	¥25,200
75	細胞診アトラス	文光堂	第1版第1刷	¥16,800
76	腫瘍病理鑑別診断アトラス 十二指腸・小腸・虫垂腫瘍	文光堂	第1版第1刷	¥22,400
77	腫瘍病理鑑別診断アトラス 骨腫瘍 第2版	文光堂	第2版第1刷	¥22,400
78	腫瘍病理鑑別診断アトラス 食道癌 第2版	文光堂	第2版第1刷	¥21,000
79	精巣腫瘍病理アトラス	文光堂	第1版第1刷	¥18,200
80	今日の治療 自己免疫疾患と治療	永井書店		¥7,700
81	ここが知りたい認知症の画像診断Q&A	harunosora	第2刷	¥4,480
82	病院の見えないリスクに「気づく」方法	ばる出版	初版	¥2,520
83	聞いて覚える医学英単語 キクタン メディカル 3.診療と臨床検査編(電子書籍版)	アルク	電子書籍版	¥8,400
84	臨床疫学 臨床研究の原理・方法・応用	インターメディカ	初版第1刷	¥10,340

No	書籍名	出版社名	版刷	同時アクセス1 (本体)
85	新版 電子カルテとIT医療	エム・イー振興協会	第2版	¥3,734
86	音楽療法	クオリティケア	第1版第1刷	¥2,800
87	新訂版 ニューワークブック解剖生理 人体のしくみとはたらき	サイオ出版	第1版第1刷	¥6,000
88	看護のための からだの正常・異常ガイドブック	サイオ出版	第1版第1刷	¥6,000
89	看護の環境と人間工学	サイオ出版	第1版第2刷	¥7,500
90	新訂版 人体解剖ビジュアル からだの仕組みと病気	サイオ出版	第1版第4刷	¥11,400
91	細胞分離・操作技術の最前線	シーエムシー出版	第1刷	¥10,000
92	再生医療に用いられる細胞・再生組織の評価と安全性	シーエムシー出版	第1刷	¥10,000
93	サクッとわかる医療AI	シービーアール	第1版第1刷	¥6,300
94	遠隔画像診断ネットワークの構築と運用	ピラールプレス	第1版第2刷	¥6,440
95	分子生物学、細胞遺伝学、細胞免疫学に基づく 血液・固形腫瘍診断マニュアル	フジメディカル出版	第1版第1刷	¥6,300
96	今日から役立つ！医師のための英会話フレーズ500 学会発表編 (CDなし)	メジカルビュー社	第1版第8刷	¥11,000
97	実践骨代謝マーカー	メディカルレビュー社	第1版第1刷	¥5,600
98	糖尿病の検査値マスターガイド 基準値・目標値・指導ポイントがわかる	メディカ出版	電子書籍版168	¥5,600
99	基準値と異常値で病態を見きわめる 検査値読み解き力UPブック	メディカ出版	電子書籍版74	¥5,600
100	救急の検査値これだけBOOK ーディクショナリーで基礎固め、ケーススタディで	メディカ出版	電子書籍版通巻425号	¥4,480
101	訪問看護ステーションの開設・運営ガイドブック -ここから始める	メディカ出版	電子書籍版	¥4,200
102	栄養指導にすぐ活かせるイラスト機能性成分入門	メディカ出版	電子書籍版	¥3,640
103	NST加算対応 栄養管理手技マニュアル ー回診、経腸栄養、輸液管理、摂食、嚥	メディカ出版	電子書籍版	¥3,920
104	がんゲノム医療 結果報告書の読み方と患者への伝え方～エキスパートパネル	医学と看護社	第1版第1刷	¥6,300
105	ステップアップ栄養・健康科学シリーズ [15] スポーツ栄養学 栄養サポートの理	化学同人	第1版第1刷	¥3,780
106	ABO血液型不適合移植の新戦略 2012	日本医学館	第1版第1刷	¥7,000
	本体合計			¥950,107
	消費税			¥95,010
	税込合計			¥1,045,117

資料 25

F D 研修会一覧 (F D 委員会・F D 担当者会議主催・過去 5 年間)

年 度	日 時	内 容
平成 30 年度	8 月 2 日 (木) 10 : 00 ~ 11 : 30	グループワーク 「学生主導でケア計画を立案する学生への対応のあり方」
	12 月 26 日 (木) 10 : 00 ~ 11 : 30	講演 「研究指導に役立つ研究倫理申請」 講師 星城大学 教授 岸貴介氏
	10 月 28 日 (日) 13 : 30 ~ 15 : 00	講演 「研究発表等におけるプレゼンテーション」 講師 岐阜大学名教授 箕浦とき子氏
令和元年度	8 月 8 日 (火) 14 : 00 ~ 15 : 30	講演 「カリキュラム改正に向けて」 講師 三重県立看護大学 学長 菱沼典子氏
令和 2 年度	3 月 24 日 (木) 13 : 30 ~ 14 : 30	講演 「四日市市における安全安心の地域医療について」 講師 四日市医師会 会長 加藤尚久氏
	3 月 25 日 (木) 10 : 00 ~ 11 : 30	講演 「看護実践に活かす外部資金の獲得」 講師 京都橘大学 看護学部長 河原宣子氏
令和 3 年度	8 月 5 日 (木) 13 : 00 ~ 14 : 30	講演 「私の授業方法～魅力ある授業の実践～」 講師 本学図書館長 ダニエル・カーク
	8 月 26 日 (木) 17 : 30 ~ 19 : 00	講演 「科学研究費のすすめ」 講師 四日市大学総合政策学部教授 三田泰雅氏
令和 4 年度	8 月 8 日 (日) 16 : 00 ~ 17 : 30	講演 「多職種、分野横断のグループで研究の幅を広げよう」 講師 本学学長 柴田英治
	8 月 18 日 (木) 13 : 30 ~ 14 : 30	講演 「科学研究費助成事業について」 講師 日本学術振興会研究事業部研究助成企画課兼 研究助成第三課課長 豆佐哲治氏

資料 26

SD研修会一覧（SD委員会主催・過去5年間）

年 度	日 時	内 容
平成30年度	8月10日（金） 10：00～11：30	講演 「高大接続改革で教育はどう変わるのか」 講師 リクルート進学総研所長 小林浩氏
	8月18日（木） 13：30～15：00	講演 「大学改革と教職協働」 講師 四日市看護医療大学事務局長 三宅真一
	12月25日（火） 15：30～17：00	講演 2020年大学入試が変わる。高校現場で始まっている教育 改革の現状 講師 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ まなび領域高校支援統括部東海グループグループマネジャー 木村健太郎氏
令和元年度	8月4日（金） 13：30～16：00	レクチャー編&事例編（玉川大学） レクチャー編&事例編（愛媛大学）
	8月9日（金） 10：00～11：30	講演 「理想的な高大連携の在り方を探る」 講師 株式会社さんぼう名古屋支社 進路アドバイザー・進学コンサルタント 京塚正成氏
	12月24日（火） 15：00～16：30	講演 「アカデミックハラスメント」 講師 株式会社ハーモニークリエイション 代表取締役 白石恵美子氏
令和2年度	8月10日（金） 10：00～11：30	講演 「「高大接続改革で教育はどう変わるのか ー変わる高校、受け入れる側の大学ー」 講師 リクルート進学総研所長・リクルート カレッジマネジメント編集長 小林浩氏
	9月2日（木） 15：00～16：00	講演 情報漏えいの実例、原因及び対策等 講師 弁護士 近藤秀一氏
	12月24日（木） 15：00～16：30	講演 「学生はオンラインに何を求めるのか」 講師 キャリアクリエイション代表 木全伊久雄氏
令和3年度	12月23日（木） 15：00～16：30	講演 「著作権について」 講師 中村紘也氏
	3月16日（水） 10：30～12：00	講演 「職場でのハラスメントの防止と事後的対処」 講師 弁護士 森田明美氏

令和4年度	12月22日(木) 15:00~16:30	講演 「地方大学の新たな選択」 講師 リクルート進学総研所長・リクルート カレッジマネジメント編集長 小林浩氏
	3月8日(水) 13:30~15:00	講演 「知ることから始めるハラスメント対策」 講師 原賀心理士事務所所長 原賀学氏